

泉区連合自治会町内会長会 4月定例会

開催日時 令和5年4月19日(水)
14:00～

1 市連会4月定例会報告事項

- (1) 新型コロナワクチン 令和5年春開始接種について
【医療局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(9)で説明〕
- (2) 2027年国際園芸博覧会 GREEN×EXPO 2027 のチラシ掲出依頼について
【都市整備局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(2)で説明〕
- (3) 令和4年度 家庭ごみ収集量の実績(速報値)について
【資源循環局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(3)で説明〕
- (4) よこはま防災 e-パークの創設について
【消防局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(4)で説明〕
- (5) 令和5年度初期消火器具整備費補助事業について
【消防局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(5)で説明〕
- (6) 地域防災活動支援に向けた研修について
【総務局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (7) 令和5年度地域防犯カメラ設置補助制度について
【市民局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(16)で説明〕
- (8) 自治会町内会館整備補助制度について
【市民局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(17)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 令和5年度 日本赤十字社会費(活動資金)に係る募集について (日本赤十字社泉区地区委員会)	協力依頼 資料1
--	--------------------

5月1日から6月30日までを強化運動月間として、日本赤十字社会費(活動資金)募集を実施します。募集活動に必要な資材等については、4月中旬から下旬までに、各自治会町内会あてに直接送付しますので、よろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。

(2) GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた御協力について (都市整備局国際園芸博覧会推進課)	掲出依頼 資料2★
---	---------------------

2027年国際園芸博覧会(略称:GREEN×EXPO 2027)の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきます。つきましては、GREEN×EXPO 2027の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(3) 令和4年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について (資源循環局政策調整課)	報 告
	資料3

令和4年度の横浜市家庭系燃やすごみ量は、前年度に比べ2.3%の減少、缶・ビン・ペットボトルは3.7%の減少、プラスチック製容器包装は3.5%の減少となりました。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への報告です。

(4) 「よこはま防災 e-パーク」の創設について (消防局予防課)	掲出依頼
	資料4★

時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」について、4月12日から市民利用を開始しました。
つきましては、自治会町内会の掲示板にチラシの掲出をお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(5) 初期消火器具設置費用の一部補助について (消防局予防課)	周知依頼
	資料5★

自治会町内会が整備する初期消火器具等の費用について一部を補助します。補助率は整備費用の3分の2、上限は新規設置及び器具全ての更新設置の場合は20万円、一部更新設置の場合は7万円です。

補助事業の申請期間は令和5年4月3日（月）から令和5年9月29日（金）までとなりますのでよろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(6) 令和5年度家庭防災員研修受講者の募集について (泉消防署総務・予防課)	回覧依頼
	資料6★

本市では、自らの家庭を守るための知識や技術を身につけていただくとともに、「共助」の重要性についても理解を深めていただき、地域における防災活動の担い手として活躍していただくため、家庭防災員研修会を実施しております。

つきましては、令和5年度研修受講者の募集について、自治会町内会からの推薦およびチラシの回覧をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への回覧依頼です。

(7) 地域防災活動支援に向けた研修のご案内について (総務局地域防災課)	周知依頼 資料 7 ★
--	-----------------------

横浜市の防災施策や先進的な地域防災活動の事例を学ぶ「防災・減災推進研修(基礎編)」、地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「防災・減災推進研修(支援編)」を開催します。

申込みは6月5日(月)までとなっていますので、よろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(8) 家具転倒防止器具の取付けを代行します！ (総務局地域防災課)	周知依頼 資料 8 ★
---------------------------------------	-----------------------

地震時の家具の転倒から身を守るために一定の要件を満たす方に対して、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行する事業を実施していますので、よろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(9) 新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」について (医療局健康安全課)	情報提供 資料 9
--	---------------------

令和5年5月8日(月)から、新たに新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」が始まります。対象は、初回接種を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方になります。①65歳以上の方、②基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方(5～64歳)、③医療従事者、介護施設従事者等

なお、市内の医療機関での接種(個別接種)のみで集団接種会場は設置しませんので、よろしくお願いします。

(10) 泉区防災アドバイザー派遣事業の実施 について (泉区総務課)	周知依頼 資料 10 ★
--	------------------------

地域における防災上の課題解決のため、町の防災マニュアル作成支援やワークショップを行う「防災アドバイザー派遣事業」を実施します。

申込期間は令和5年5月1日(月)から5月31日(水)になりますので、是非お申込みいただきますようお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(11) 令和5年4月9日執行統一地方選挙について (泉区総務課)	報 告
	資料 11

令和5年4月9日執行の統一地方選挙について、御協力いただき誠にありがとうございました。

◆依頼事項

地区連合自治会町内会長への報告です。

(12) ゆめフェス 2023 の開催について (泉区区政推進課)	周知依頼
	資料 12★

令和5年3月の相鉄・東急新横浜線の開業と、令和6年夏に控えるゆめが丘大規模集客施設の開業約1年前を機に、食・農・伝統・自然などの泉区の魅力を発信する「ゆめフェス2023」を令和5年5月13日（土）・14日（日）に開催しますので、よろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(13) 「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」の周知及びチラシ・リーフレットの配布について (泉区区政推進課)	周知依頼
	資料 13★

横浜市では、道路局が主体となって、令和4年6月から公共交通の機能補完や脱炭素社会の形成等を目的とした「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を行っています。

啓発チラシと、利用促進リーフレットを配布しますので、周知のほどよろしくお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(14) いっずんサポート補助金について (泉区地域力推進担当)	情報提供
	資料 14★

泉区内の様々な主体が行う、身近な地域の課題解決や魅力向上等につながる、主体的・継続的な事業を支援する補助金を新設しました。

申請期間は令和5年6月1日（木）から6月30日（金）までになりますので、よろしくお願いします。

また、事前説明会を令和5年5月22日（月）に開催しますので、併せてよろしくお願いします。

(15) 泉区地域活動コーディネーター等派遣について (泉区地域力推進担当)	情報提供
	資料 15★

地区経営委員会を対象に行っていたコーディネーター等派遣について、対象団体を拡大しました。対象となる活動は「①地域活動の担い手の発掘・育成に関する活動」「②地域の魅力づくりに関する活動」「③地域活動に関する専門的な知識・経験・情報を得るための研修の開催になります」ので、よろしくお願いします。

(16) 地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ (市民局防犯支援課)	情報提供
	資料 16★

地域が取り組む防犯活動の支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を実施します。補助率は防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9（上限額 210,000 円）、申請書類提出期限は令和 5 年 7 月 31 日（月）となりますので、よろしくお願いします。

(17) 令和 6 年度の自治会町内会館整備等について (市民局地域活動推進課)	情報提供
	資料 17★

令和 6 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕を予定している自治会町内会を対象とする「自治会町内会館整備のための補助制度等の御案内」についてお知らせします。

(18) 泉土木管内工事について (泉土木事務所)	情報提供
	資料 18

(19) 泉区の治安情勢等について (泉警察署)	情報提供
	資料 19

(20) 火災・救急状況について (泉消防署)	情報提供
	資料 20

3 その他

(21) 令和 5 年度泉区地域支援チーム担当者一覧について (泉区地域力推進担当)	情報提供
	資料 21

令和 5 年度泉区地域支援チームのチームリーダー・サブリーダーが決まりましたのでお知らせします。

(22) 区勢便覧「IZUMI 2023」の御提供について (泉区総務課)	情報提供
	資料 22

統計データをもとに泉区の現状を取りまとめた区勢便覧「IZUMI 2023」を作成しましたので、お知らせします。

(23) 令和５年度春の全国交通安全運動横浜市実施要綱について (横浜市交通安全対策協議会)	情報提供
	資料 23

令和５年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱についてお知らせします。

(24) 令和５年度九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間横浜市実施要綱について (横浜市交通安全対策協議会)	情報提供
	資料 24

令和５年度 九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間横浜市実施要綱についてお知らせします。

5月定例会 日時：令和５年５月１９日（金）午後３時００分から

会場：４ＡＢＣ会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和5年4月20日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和5年度 4月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申しあげます。

4月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、4月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の資料は、送付現在で泉区地域振興課に登録されている方にお送りしております。会長が変更となっている自治会町内会におかれましては、新しい会長にお渡しいただくとともに、3月20日付で自治会町内会長へ送付済みの「泉区自治会町内会現況届」を御提出くださいますようお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	初期消火器具設置費用の一部補助について 区連会議題5 【消防局予防課】	1部
2	地域防災活動支援に向けた研修のご案内について 区連会議題7 【総務局地域防災課】	1部
3	家具転倒防止器具の取付けを代行します！ 区連会議題8 【総務局地域防災課】	1部
4	泉区防災アドバイザー派遣事業の実施 について 区連会議題10 【泉区総務課】	1部
5	ゆめフェス2023の開催について 区連会議題12 【泉区区政推進課】	1部
6	「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」の周知及びチラシ・リーフレットの配布について 区連会議題13 【泉区区政推進課】	1部
7	いっずんサポート補助金について 区連会議題14 【泉区地域力推進担当】	1部
8	泉区地域活動コーディネーター等派遣について 区連会議題15 【泉区地域力推進担当】	1部
9	地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ 区連会議題16 【市民局防犯支援課】	1部
10	令和6年度の自治会町内会館整備等について 区連会議題17 【市民局地域活動推進課】	1部
11	GREEN×EXPO 2027の周知に向けた御協力について 区連会議題2 【都市整備局国際園芸博覧会推進課】	掲出部数
12	「よこはま防災e-パーク」の創設について 区連会議題4 【消防局予防課】	掲出部数
13	令和5年度家庭防災員研修受講者の募集について 区連会議題6 【泉消防署総務・予防課】	回覧部数

事務局 泉区役所地域振興課 担当：田岡 TEL 800-2391

泉 区 連 長 会 資 料
令和 5 年 4 月 1 9 日
泉 区 社 会 福 祉 協 議 会

地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社泉区地区委員会
委員長

令和 5 年度 日本赤十字社会費(活動資金)に係る募集について (ご依頼)

平素より日本赤十字社の活動につきまして、多大なるご理解とご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さて、今年度につきましても、5月1日から6月30日までを強化運動月間といたしまして、日本赤十字社会費(活動資金)に係る募集を実施いたします。

各自治会・町内会長様あてには【別紙1】の文書にて、別途ご依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

募集活動に必要な資材等につきましては、各自治会・町内会からご回答いただいた資材数を4月中旬から下旬までに各自治会・町内会様あてにお届けいたします。送付資材の内容につきましては【別紙2】をご参照ください。

また、10万円以上の郵便振込みで納入される際は、「注意事項」がございますので【別紙3】をご参照ください。

なお、各自治会・町内会ごとにご依頼(目安額)の一覧表を作成しましたので併せてご参考にしてください。

【実施期間について】

- (1) 「赤十字会員増強運動」については、5月1日～6月30日を期間としておりますが、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集やポスターの掲示につきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただけるよう引き続きよろしくお願いいたします。
- (2) 緊急事態宣言等が発令された場合は、その期間を避けていただくようお願いいたします。

【事 務 局】

日赤泉区地区委員会 担当：藤原・川口
(泉区社会福祉協議会内)

TEL (802) 2150

FAX (804) 6042

令和5年度 日本赤十字社会費(活動資金)依頼(目安)額(案)

連合名	※世帯数	依頼(目安)額 1世帯 200円
中 川	5,949世帯	1,189,800円
緑 園	4,622世帯	924,400円
新 橋	2,498世帯	499,600円
和泉北部	2,703世帯	540,600円
和泉中央	6,396世帯	1,279,200円
下和泉	2,006世帯	401,200円
富士見が丘	2,743世帯	548,600円
上飯田	3,457世帯	691,400円
上飯田団地	1,138世帯	227,600円
いちよう団地	1,892世帯	378,400円
中 田	10,107世帯	2,021,400円
しらゆり	1,716世帯	343,200円
連合合計	45,227世帯	9,045,400円
連合未加入	1,301世帯	260,200円
合計	46,528世帯	9,305,600円

※ ここにお示した金額は、令和5年1月4日現在の世帯数で積算していますが、各自治会町内会で把握している世帯数を基本にご協力をお願いいたします。

令和5年4月19日

自治会・町内会長 様

日本赤十字社泉区地区委員会
委員長

令和5年度日本赤十字社会費(活動資金)に係る募集について(ご依頼)

平素より日本赤十字社の諸活動について、多大なるご理解とご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

令和5年度につきましても日本赤十字社会費(活動資金)に係る募集を次のとおり実施いたします。
引き続き、皆様からのご支援とご協力をお願いいたします。

1. 実施期間について

- (1)「赤十字会員増強運動」については、5月1日～6月30日を期間としておりますが、ご協力くださる地域の方々の健康・安全を第一義とし、戸別訪問等による募集やポスターの掲示につきましては、地域の実情にあわせた柔軟なご対応をいただけるよう引き続きよろしくお願いいたします。
- (2)緊急事態宣言等が発令された場合は、その期間を避けていただくようお願いいたします。

2. 会費(活動資金)依頼(目安)額

- ※ 泉区全体の目安額は、9,305,600円です。
- ※ 依頼(目安)額は、1世帯あたり200円です。

3. 送金方法

同封の郵便振替用紙にて窓口でお振込みをお願いいたします。

※ATMをご利用の場合、払込手数料がかかります。詳しくは別紙3をご参照下さい。

なお、事務局までお持ちいただく場合の受付は平日の9:00～17:00となります
※土日・祝日はお預かりできませんのでご了承ください。

4. 門標

会費を納入された方は「協力会員」となりますので、希望者には「門標」をお渡し願います。

5. 領収書

確定申告等の税控除としてご使用になる場合は、『日赤神奈川県支部 振興課

Tel: 045(681)2268』までお問い合わせください。専用の領収書と差し替えをいたします。

※ 期日までに事前アンケートの回答がなかった自治会町内会へは、資材一式を令和4年度と同じ送付先へお届けいたします。

※ 資材不足など、ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。

【事務局】日赤泉区地区委員会(担当:藤原・川口)
泉区和泉中央南5-4-13(泉区社会福祉協議会内)
TEL: (802) 2150 FAX: (804) 6042

様

日本赤十字社会費（活動資金）募集資材送付内訳書

資 材 名	数 量
郵便振替用紙(会費送金用)	1枚
領収書	冊
委嘱状(カード)	枚
募金用封筒	枚
協力会員門標(シール)	枚
日赤県支部パンフレット(冊子)	冊
広報用チラシ	枚
ポスター	枚

※アンケートに回答された町内会・自治会は、アンケートの数字で送付しています。

※その他の自治会・町内会は、昨年の数字で送付しています。

郵便振替ご利用の際の注意事項について

令和4年1月より郵便局の振込方法が変更となり、A T Mをご利用されると振込手数料が必要となります。お手数ですが窓口をご利用願います。その際に手数料免除の根拠を求められた場合は裏面の「写」をご提示ください。

10万円以上の会費(活動資金)を郵便局でお振込みをいただく際は、ご依頼人の欄に自治会・町内会名を記入することにより、自治会・町内会の会則と振込みに来られた方の証明書の提示が必要になります。

つきましては、郵便局でお振込みをする際は ①通信欄に 自治会・町内会名を記入し、②ご依頼人の欄に 窓口で振込みをされる方の住所・氏名をご記入ください。

また、郵便局での振込みの際には、窓口に行かれた方の本人確認証（免許証、保険証、パスポートなど）の提示が必要になりますので、忘れずにご持参ください。

そのほか、ご不明な点がありましたら、事務局までご連絡ください。

日赤泉区地区委員会 担当：藤原・川口

TEL (802) 2150

①こちらに自治会・町内会名を記入

The image shows two forms side-by-side. The left form is titled '振込取扱票' (Remittance Slip) and the right is '振替払込請求書兼受領証' (Remittance Request Form and Receipt). Both forms have a '依頼人' (Requester) field and a '住所' (Address) field. An arrow points to the '依頼人' field on the left form, and another arrow points to the '住所' field on the right form. The forms also contain various other fields like '金額' (Amount), '手数料' (Fee), and '備考' (Remarks).

②振込みをされる方の住所・氏名を記入

郵便局での振込の際は、本人確認証を持参してください。

GREEN×EXPO 2027 の周知に向けた
御協力について（依頼）

2027 年、横浜市で初の万博となる^{グリーン エクスポ ニーゼロニナ}GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）が開催されます。GREEN×EXPO 2027 では、圧倒的な花と緑で来場者を魅了するとともに、グリーンイノベーションによる新しい社会の実現を横浜から発信する、世界的な万国博覧会を目指しています。

2027 年の開催に向けて、市民の皆さまと一緒に機運を高めていきたいと考えています。つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆さまへの周知に御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

- 1 掲出場所について
自治会町内会掲示板

- 2 問合せ先について
GREEN×EXPO 2027 に関するお問い合わせは、
横浜市コールセンター：045-664-2525 もしくは下記担当までお願いします。

【参考：GREEN×EXPO 2027 の基本情報】

テーマ	幸せを創る明日の風景～Scenery of the Future for Happiness～
開催期間	2027 年 3 月 19 日（金曜日）～ 9 月 26 日（日曜日）
開催場所	旧上瀬谷通信施設（旭区・瀬谷区）
博覧会識別	A1（最上位）クラス 万国博覧会、かつ、世界最上位クラスの国際園芸博覧会として、開催します。
参加者数	1,500 万人（地域連携や ICT 活用などの多様な参加形態を含む） 有料来場者数：1,000 万人
博覧会区域	約 100ha（内、会場区域 80 ha）
開催者	公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

★博覧会の最新情報は、以下ホームページでご確認いただけます。

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

〈裏面あり〉

担当：都市整備局国際園芸博覧会推進課 河野、岩下
連絡先：671-4627
業務メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2027年に神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)で開催される国際園芸博覧会の略称です。「植物」、「花」、「緑」を総称し、「自然」、「環境にやさしい」という「GREEN」、国際的に共通する課題の解決に寄与する国際博覧会「EXPO」という語を掛け合わせ、これからの自然と人、社会の持続可能性を追求し、世界と共有する場であることを表現しました。日本では1990年の大阪花の万博以来37年ぶりとなる最上位(A1クラス)での開催で、BIE(博覧会国際事務局)認定の万博でもあります。



テーマ

Scenery of the Future for Happiness



風景を彩る庭園



農とのふれあい



五感で楽しむ世界の食体験



コンペティション



多彩な行催事



多様な参加者との交流

開催場所

神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)
※旭区・瀬谷区に位置

開催期間

2027年3月19日(金)～9月26日(日)

博覽會區域

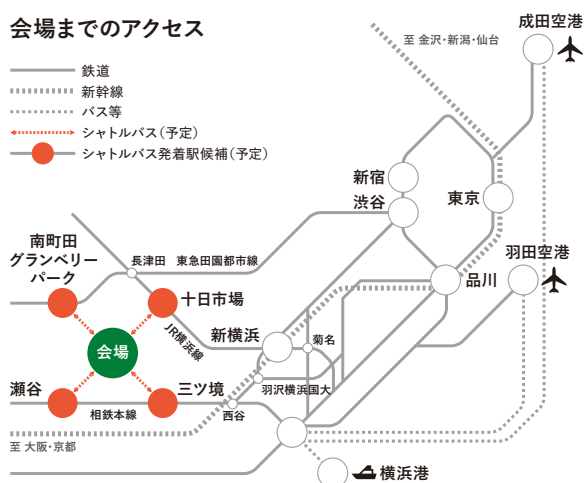
約100ha（内、会場区域 80ha）

Webサイトはこちら

<https://expo2027yokohama.or.jp/>



会場までのアクセス



令和 4 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量			【単位：トン】
	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 4 年度	534,545	54,897	52,107
令和 3 年度	547,065	56,992	53,984
増減	▲12,520 (▲2.3%)	▲2,096 (▲3.7%)	▲1,877 (▲3.5%)

2 令和 5 年度に向けて

ごみ処理は市民生活に必要不可欠な業務であり、決して止めることはできません。今後も引き続き、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、しっかりとごみ処理を継続してまいります。

また、現在、新たな一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて検討を進めているところです。今後、内容がまとまりましたら、市民の皆様にご説明させていただきます。

担 当：資源循環局政策調整課
電 話：6 7 1 - 2 5 0 3
F A X：5 5 0 - 4 2 3 9
E メール：sj-seisaku@city.yokohama.jp

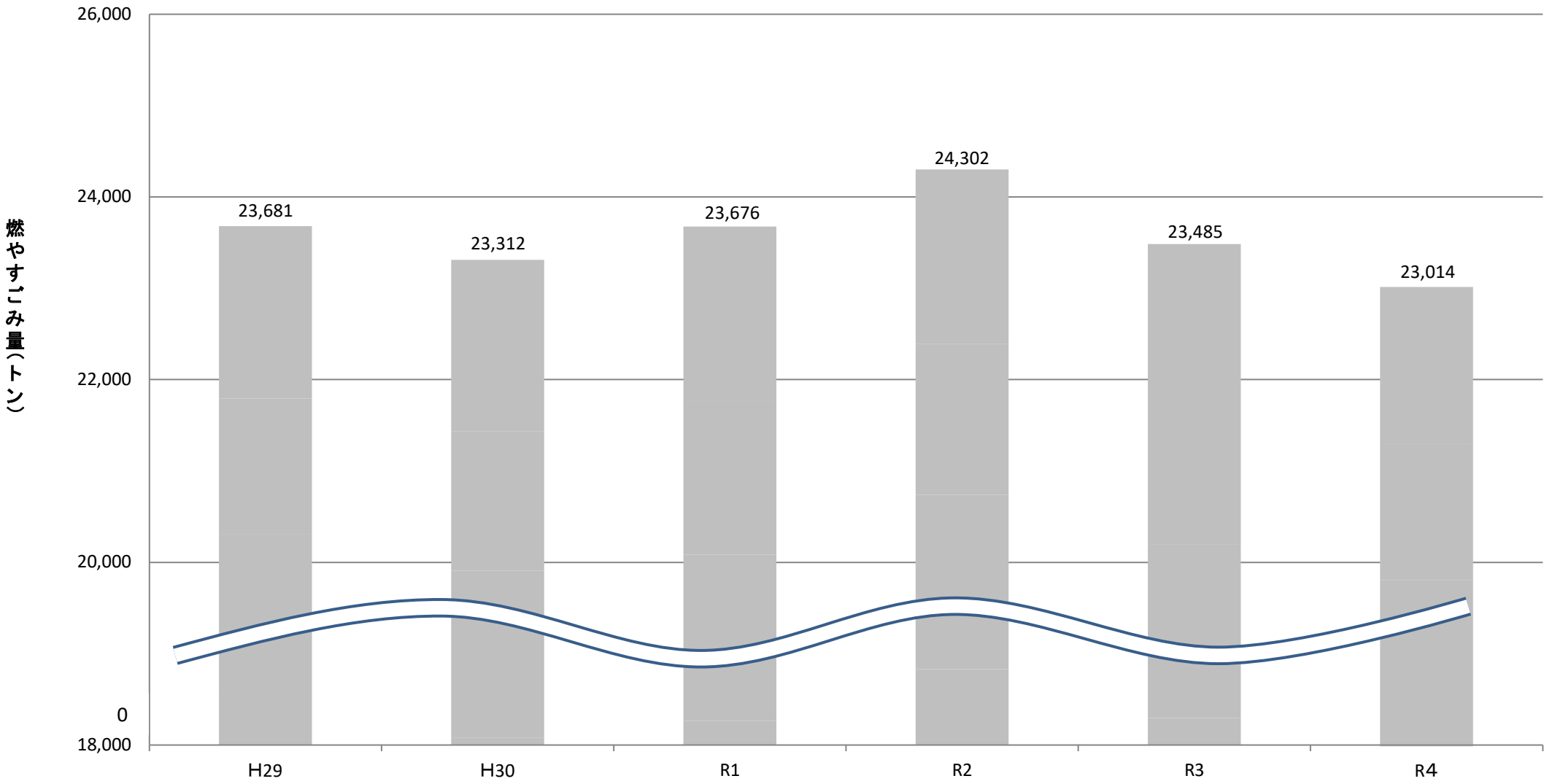
令和4年度 泉区における家庭系燃やすごみ量実績（速報値）について

- 【ごみ量について】
- 令和2年度は、コロナの影響でお家時間が増え、家の片づけなどの影響もありごみ量が増加しました。
 - 令和3年度については、多くの区民の御協力で、ごみ量が大幅に減少しました。
 - 令和4年度も、多くの区民の御協力により、更にごみ量が減少しました。

令和3年4月～令和4年3月の家庭系燃やすごみ量（速報値）

	家庭系燃やすごみ量（t）	前年度増減量（t）	原単位（g）
令和4年度	23,014	▲ 471	416
令和3年度	23,485	▲ 817	423
令和2年度	24,302	626	438
令和元年度	23,676	364	426
平成30年度	23,312	▲ 369	419
平成29年度	23,681	▲ 253	424

過去6年間の燃やすごみ量の推移



「よこはま防災 e-パーク」の創設について

時間や場所にとらわれることなく、ウェブサイト上で動画等のコンテンツにより防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」について、本日から市民利用を開始します。

1 利用開始日

令和 5 年 4 月 12 日（水）

2 よこはま防災 e-パークの概要

(1) 目的

防火、防災、救急に関する知識を学び、市民一人ひとりがいざという時への備えを進めていただくことを目的とします。

(2) 学習方法

ウェブサイト上から自由に学習。

(3) 内容

「一般」、「子ども」、「地域防災」、「事業所」の 4 つのコースから御自身にあったコースを選択し、動画や確認テストを中心に学習することができます。

(4) 実技講習

「一般コース」の修了者のうち希望者に対して実技講習を開催します。

ア 実施場所：横浜市民防災センター（神奈川区沢渡 4-7）

イ 実施時期：6 月から月に 1 から 2 回程度実施

ウ 予約方法：一般コース終了後、ウェブサイト上（よこはま防災 e-パーク内）から予約

エ 主な内容：消火器の取扱い方法、AED の取扱い方法、水災害体験 など

3 御依頼事項

「よこはま防災 e-パーク」について、別添のチラシ等を活用し、自治会・町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

また、自治会・町内会で行う防災研修等の機会に「よこはま防災 e-パーク」の動画等のコンテンツを是非ご活用ください。

なお、「よこはま防災 e-パーク」をさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の方に対してアンケートを実施します。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願い致します。

消防局予防部予防課

電話：045-334-6406／FAX：045-334-6610

いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

よこはま 防災e-パーク

ウェブサイト上で時間や場所にとらわれることなく、災害に備える知識を身近に学ぶことができます。

風水害の備え
地震対策
火災予防
応急手当

令和5年4月利用開始！

★ 1 一般・子ども・地域防災・事業所
4つのコースから自由に学習！

なるほど！



★ 2 動画や確認テストなど充実した
コンテンツにより効果的に学習！

充実！



★ 3 修了証の発行及びご自身の受講状況の
確認が可能！



★ 4 知識だけでなく、技術を習得したい方を
対象に実技講習を開催！



横浜市消防局予防部予防課
TEL : 045-334-6406
E-mail : sy-yobo@city.yokohama.jp

よこはま防災e-パーク



初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～9月29日（金）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願いします。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

鶴見消防署 (503-0119)	中消防署 (251-0119)	保土ヶ谷消防署 (342-0119)	金沢消防署 (781-0119)	青葉消防署 (974-0119)	栄消防署 (892-0119)
神奈川消防署 (316-0119)	南消防署 (253-0119)	旭消防署 (951-0119)	港北消防署 (546-0119)	都筑消防署 (945-0119)	泉消防署 (801-0119)
西消防署 (313-0119)	港南消防署 (844-0119)	磯子消防署 (753-0119)	緑消防署 (932-0119)	戸塚消防署 (881-0119)	瀬谷消防署 (362-0119)

※ 申請要件や書類等のお問合せは、お近くの消防署へご連絡ください。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具（可搬式）

泉 区 連 長 会 資 料
令和 5 年 4 月 19 日
泉消防署総務・予防課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長
和田 誠名

令和 5 年度家庭防災員研修受講者の募集について（依頼）

陽春の候 ますます御清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃から、消防行政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、自らの家庭を守るための知識や技術を身につけていただくとともに、「共助」の重要性についても理解を深めていただき、地域における防災活動の担い手として活躍していただくため、家庭防災員研修会を実施しております。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、令和 5 年度研修受講者の募集について、自治会町内会からの推薦および別添のチラシを回覧していただき本研修の周知をお願いします。

1 申込方法

(1) 自治会町内会からの推薦による申込

今まで通り、各自治会町内会長から消防署に推薦をいただく方法です。

各自治会町内会から推薦により申し込む場合は、家庭防災員研修受講者推薦書(第 1 号様式)に御記入のうえ、郵送、メール、FAX、持参にて泉消防署まで提出をお願いします。

(2) 個人からの応募による申込

今年度から新たに設けた、個人で泉消防署に直接申し込む方法です。具体的な申込方法は、別添のチラシを御確認ください。

2 募集人数

人数の定めはありません。

3 募集要件

満 15 歳以上の泉区内在住の方

4 研修会の日程等

令和 5 年度の家庭防災員研修会は、各研修区分について 1 回の受講とし、合計 3 回受講していただくように計画しております。詳細につきましては、別添のチラシを御確認ください。

裏面あり

5 申込期限

自治会町内会からの推薦、個人からの応募、どちらの申込方法の場合も、
令和5年5月31日（水）まで

6 その他

- (1) 今年度から、家庭防災員地区代表は募集いたしません。
- (2) 御提出いただいた氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、家庭防災員活動の連絡以外には使用いたしません。
- (3) 期限までに推薦書を提出できない場合は、担当まで御相談下さい。
- (4) お問合せは、担当あて平日午前8時45分から午後5時までにお問い合わせいたします。

7 同封書類等

- (1) 家庭防災員研修受講者募集チラシ
- (2) 家庭防災員研修受講者推薦書（第1号様式）

担当：泉消防署総務・予防課予防係 藤木・青柳 電話：045-801-0119 内線 30・35 FAX：045-801-0119 メール：sy-izumi-sy@ciy.yokohama.jp
--

第1号様式

令和 年 月 日

横浜市泉消防署長

自治会・町内会名 _____
会 長 名 _____
電 話 _____

家 庭 防 災 員 研 修 受 講 者 推 薦 書

令和5年度の家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。

ふ り が な 氏 名	住 所	電 話 番 号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

- ◎ 依頼事項
- ・ 氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
 - ・ 推薦者は何名でも構いません。
 - ・ 令和5年5月31日（水）までに御回報ください。
- * 推薦書に記載していただいた氏名、住所、電話番号の個人情報 は適正に管理し、家庭防災員活動の御連絡以外には使用いたしません。

泉消防署総務・予防課予防係
担 当：藤木・青柳
電 話：045(801)0119

令和5年度 家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと思います。

2 研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
災害図上訓練研修	参加者が地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。



防火研修



救急研修



地震研修

3 研修日程

	研修区分	日時	会場
1 回 目	防火地震 風水害研修	令和5年 7月 7日(金) 13時30分～15時30分	横浜市民 防災センター
		令和5年 7月 8日(土) 10時30分～12時30分	
		令和5年 7月 8日(土) 13時30分～15時30分	
2 回 目	救急研修	令和5年 10月 12日(木) 9時30分～12時00分	泉区役所 4階 ABC 会議室
		令和5年 10月 12日(木) 13時30分～16時00分	
		令和5年 10月 14日(土) 9時30分～12時00分	
3 回 目	DIG (災害図上訓練) 研修	令和6年 2月 16日(金) 9時00分～12時00分	泉区役所 4階 ABC 会議室
		令和6年 2月 16日(金) 13時00分～16時00分	
		令和6年 2月 17日(土) 9時00分～12時00分	

※申し込みいただいた後に、泉消防署から参加の御案内を送付いたします。

各研修区分について1回の受講とし、合計3回受講してください。研修区分が同じで日程が違うものについては、内容が同じものとなります。

4 受講対象者

満 15 歳以上の泉区民

5 申し込み方法（個人からの応募による申し込みの場合）

次のいずれかの方法で、5月31日（水）まで（必着）にお申し込みください。

(1) 電話

「家庭防災員研修申込の旨」、下記の必要事項を担当者にお伝えください。

なお、お電話は平日の 8:45～17:00 の間にお願いします。

(2) 郵送、FAX、電子メール、消防署へ直接提出

①氏名（フリガナ） ②郵便番号、住所 ③電話番号を記載のうえ、泉消防署 総務・予防課 予防係 家庭防災員担当 宛に提出してください。

※上記申し込み方法は「個人からの応募による申込」の方のみです。今まで通り自治会、町内会等からの推薦による申し込みの方は、上記申し込みは必要ありません。

6 修了証

研修受講者には、研修修了証を交付します。

7 その他

- (1) 申込み多数の場合は、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 横浜市民防災センターまでは、公共交通機関を御利用ください。
- (3) 気象警報等が発表された時や、感染症の流行状況によっては、研修を中止する場合があります。不明な時は消防署へ御連絡ください。
- (4) 御提出いただいた氏名、住所、電話番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、家庭防災員活動の連絡以外には使用いたしません。

【問合せ、申込先】

泉消防署総務・予防課 予防係 家庭防災員担当

電話・FAX 045（801）0119

e-mail：sy-izumi-sy@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉 区 区 連 会 資 料
令和 5 年 4 月 19 日
総 務 局 地 域 防 災 課

総務局地域防災課長

地域防災活動支援に向けた研修のご案内について

日頃より、横浜市の防災・減災に向けた取組に御支援、御協力をいただくとともに、地域の防災活動に御尽力いただき心から感謝申し上げます。

大規模災害における被害を軽減するためには、市民の自助・共助の推進、さらには地域防災力の向上が欠かせません。当課では、地域防災の担い手育成のために、自治会町内会やマンション管理組合等、「町の防災組織」の地域防災活動支援に向けた研修を実施します。

例年ご案内している研修にはなりますが、自治会・町内会等の皆様におかれましては、地域における防災・減災の取組の推進のため、是非お申込みいただきますようお願いいたします。

1 防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

(1) 研修概要

横浜市の防災対策や先進的な地域防災活動の事例など、地域の防災活動を進めるうえで参考となる知識を学んでいただく研修です。

(2) 申込方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙 1）を郵送、FAX、メールのいずれかの方法で、取りまとめ受託者（イマジネーション株式会社）へ提出

(3) 申込期限

令和 5 年 6 月 5 日（月）必着

(4) その他

詳細は「令和 5 年 防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内」をご確認ください。

2 防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

(1) 研修概要

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

(2) 申込方法

「防災・減災推進研修＜支援編＞」申込書（別紙）を郵送、FAX、メールのいずれかの方法で、総務局地域防災課へ提出

(3) 申込期限

令和 5 年 6 月 5 日（月）必着

(4) その他

詳細は「令和 5 年 防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内」をご確認ください。

【問合せ先】

総務局地域防災課 長谷川・鈴江

電 話：671-3456

F A X：641-1677

E メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp

令和 5 年 防災・減災推進研修＜基礎編＞のご案内

地域の防災活動を進めるうえで日頃の疑問や分からないことの解消に参考となる知識を学んでいただく研修です。積極的な受講をよろしくお願いいたします。

1 研修対象者

「町の防災組織」のメンバーの方（研修の成果を「町の防災組織」の活動につなげていただくため、お手数ですが、代表者の方からご推薦をお願いします。）

※各組織から 2名 まで推薦可能です。
※家庭防災員や防災ライセンス講習会を、受講された方も推薦可能です。
※推薦は任意です。

【受講者の声】

☺ こちらの研修を受けて防災に興味をもち、今では防災マニアになりました。



2 研修内容（集合）

（１）「防災・減災推進研修＜基礎編＞」研修カリキュラム

13:00 ～ 14:15	【講義】 「町の防災組織について知ろう」 「関東大震災を振り返りながら、現在の横浜市の防災対策について知ろう」	○「町の防災組織」の役割や地域との連携について学びます。 ○今年で関東大震災から 100 年を迎え、災害を振り返りながら現在の横浜市の防災対策や自助・共助について学びます。
14:25 ～ 17:00	【グループワーク】 「地域の特性を踏まえた事前の備えを考えよう」	○発災後、経過時間ごとに、自分のすべき行動、地域で何をすべきか等、議論します。

※開催日時によって一部カリキュラムの順番が異なります。

（２）開催日時

【時間】 13：00～17：00

日程	場所	定員
7月1日（土）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月3日（月）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月15日（土）	保土ケ谷公会堂（星川駅）	70名
7月19日（水）	横浜市民防災センター（横浜駅）	70名
7月29日（土）	青葉区役所（市が尾駅）	60名
8月5日（土）	戸塚区役所（戸塚駅）	60名

3 申し込み方法

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、6月5日（月）まで（必着）に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

◆「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書（別紙1）

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

4 受講者の決定

6月中旬～下旬ごろまでに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合、「各区の受講者数のバランスや過年度の受講状況」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

5 自宅学習編のご案内（よこはま防災 e-パーク 地域防災コース）

WEB サイトで横浜市が指定する動画等を視聴し、修了証の発行を希望される方は「防災・減災推進研修＜基礎編＞」を受講したものとします。下記二次元コードまたは URL より指定のサイトにアクセスしていただくことで、動画の視聴から修了証の発行までご受講いただけます。是非、こちらもご活用ください。

◆研修受講はコチラ

右記ホームページの基礎編（自宅学習編）から、

【研修受講用サイト】に進みます。

サイト内の「地域防災コース」からログインしていただき、ご受講ください。

横浜市 防災・減災推進研修 検索



なお、昨年度と同様に DVD 等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月5日（月）から令和6年3月20日（水）まで

6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編の申し込み方法等について

担当：横浜市総務局地域防災課（長谷川、鈴江） 電話：045-671-3456

7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

＜研修に関するホームページはこちら＞

横浜市 防災・減災推進研修

検索

＜横浜市コールセンター＞ 045-664-2525（平日・土日祝日いずれも 8：00～21：00）

年 月 日

イマジネーション株式会社 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 〒 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」推薦書

令和5年の「防災・減災推進研修＜基礎編＞」受講者として、次の方を推薦します。

氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月5日（月）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日	【第1回】 7月1日（土） 13:00～17:00	【第2回】 7月3日（月） 13:00～17:00	【第3回】 7月15日（土） 13:00～17:00	【第4回】 7月19日（水） 13:00～17:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	保土ケ谷公会堂	横浜市民防災センター
受講可能日				
実施日	【第5回】 7月29日（土） 13:00～17:00	【第6回】 8月5日（土） 13:00～17:00		
場所	青葉区役所	戸塚区役所		
受講可能日				

（お住まいの地域の類型）あてはまる類型に○をしてください。

	① 戸建て中心
	② マンション等の集合住宅中心
	③ 戸建てと集合住宅が半々混在

※グループワークの際に、グループ分けするために使用させていただきます。

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

令和 年 月 日

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「防災・減災推進研修＜基礎編＞」修了証発行申請書

次の方は指定された防災動画を閲覧しました。「防災・減災推進研修＜基礎編＞」の修了証の発行を申請します。

氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
防災よこはま（約24分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
風水害への備え：マイ・タイムラインの作成（約17分）	
地震への備え：家具転倒防止・感震ブレーカー（約8分）	
町の防災組織の取り組み（約17分）	
マンションの防災対策について（約14分）	

※すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。

※それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。

※組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおり」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック（✓）

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。

ウェブサイトURL

横浜市 防災・減災推進研修

検索

二次元コード



【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

修了証には、【防災よこはま】及び【ヨコハマの「減災」アイデア集】等、地域防災活動を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（長谷川・鈴江）

TEL：045-671-3456 FAX：045-641-1677

メール：so-gensai@city.yokohama.jp

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

取りまとめ用紙

[illegible]

令和 5 年 防災・減災推進研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。是非お申込みください。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～3時間程度
- (3) 日時・・・・・・・・日程については地域の方と調整させていただきます。
- (4) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますが、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30 分
研修プログラム（自由選択）	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30 分～60 分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等）	30 分～60 分
④ マンション防災	60 分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握 等）	60 分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができる
- 研修実施場所を確保することができる

4 お申し込み・お問い合わせ

別紙申請書に必要事項のご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて6月5日（月）まで（必着）に以下へお申し込みください。また、支援編の申込に関するご相談も下記担当までご連絡ください。

【申 込 先】郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階 長谷川・鈴江宛
FAX：045-641-1677
メール：so-gensai@city.yokohama.jp
※電話でのお申し込みは受付しておりません。

【問合せ先】総務局地域防災課 長谷川・鈴江（TEL：045-671-3456）※問合せはメールも可

5 研修受講の決定

研修受講の決定を、アドバイザーから申請者あてに7月中旬頃お伝えします。研修内容については申請者宛に調整させていただきます。また、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整することがあります。

希望する地域が多数の場合、今年度の派遣を見送りさせていただくことがありますので予めご了承ください。
※新型コロナウイルス感染症対策について、国等の方針に基づき、研修開催時に感染症対策の実施をお願いする可能性があります。

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレス _____

防 災 ・ 減 災 推 進 研 修 < 支 援 編 > 申 請 書

令和5年防災・減災推進研修<支援編>について申請します。

地域の状況

【住居形態】 ☐戸建て ☐共同住宅 ☐混在【防災活動状況】 ☐防災活動を実施している ☐実施していない

実施している場合の活動例 (_____)

【防災組織体制】 ☐構築されている ☐構築されていない

研修プログラム ②～⑤で希望するものにチェックしてください(3つまで選択可)。

プログラム	所要時間	☒
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え (自助・共助の取組)	30分	☒
② 風水害への備え (マイ・タイムラインの作成支援等)	30分～60分	☐
③ 地震火災への備え (地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成 等)	30分～60分	☐
④ マンション防災	60分	☐
⑤ グループワーク (災害時のケーススタディー、地域の防災マップ作成 等)	60分	☐

希望日

第1希望 (_____) 第2希望 (_____) 第3希望 (_____)

※派遣期間は令和5年8月7日～令和6年3月31日です。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※申込状況をふまえて派遣日を調整させていただきます。

希望時間 ☐1時間～1時間半 ☐2時間～2時間半 ☐3時間

※①を含め、希望するプログラムの最大所要時間を確保するようにお願いします。

実施場所 (_____)

※実施場所の確保をお願いします。また、可能な限り住所や施設名(例:●●自治会館)もご記入ください。

参加者数 (_____) 人 ※原則5名以上の参加をお願いします。

自由記入欄 (地域で困っていることなど、自由にご記入下さい。)

同意事項 (右の□にレ点チェックをしてください。)

申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申請書に記載した情報を、研修アドバイザーへ提供することに同意します。



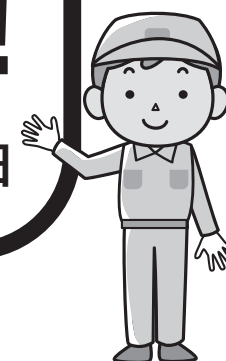
研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

令和5年度
年間
300件

＼ 横浜市からのお知らせ ／

家具転倒防止器具の
取付けを代行します！申込
期間

令和5年5月1日～令和6年1月31日



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和5年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- | | |
|------------------------|---|
| ① 65歳以上 | ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている |
| ② 身体障害者手帳の交付を受けている | ⑥ 中学生以下 |
| ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている | ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。 |
| ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている | |

注意事項等

- | | |
|--|--|
| ● 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。 | ● 取付代行できる家具は2つまでとします。 |
| ● 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。 | ● 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。 |
| ● 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。 | ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認の上、ご用意ください。 |
| ● 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です) | ● 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。 |

相談窓口（横浜市が下記の事業者に運営を委託しています）

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話

045-662-2711

FAX

045-662-8981

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線①

2 3 1 8 7 9 0
0 0 3

横浜市中区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑ 折り線③

↓ 折り線④

↑ 折り線②

最後にセロテープで「ニ」をしっかりと止めてください。

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。
申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時
※8月14日から16日及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否 決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の 日程調整

- ▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2（第4条）

（整理番号）_____

____年____月____日

家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	<u> </u> 人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	〒 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）
【注意事項等】 ●事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。） ●事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。 ●ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。 ●取付代行できる家具は2つまでとします。 【同意事項】 ● ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。 ● 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。	

切り取り線

各地区連合町内会長 様

医療局 健康安全課
ワクチン接種調整等担当課長

新型コロナウイルス「令和5年春開始接種」について

令和5年5月8日（月）から、新たに新型コロナウイルス接種「令和5年春開始接種」が始まりますので、お知らせします。

1 接種対象等

(1) 接種対象者

初回接種^{※1}を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方^{※2}、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、4/7記者発表資料の別紙「1.基礎疾患の対象者」をご参照ください。

(2) 使用するワクチンの種類

- ・オミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田社ワクチン（ノババックス）（従来株）

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用します。

2 接種場所

市内の医療機関（個別接種）

※ 集団接種会場は設置しません。

3 接種開始日

令和5年5月8日（月）

4 接種券

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、
「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」

令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

(2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。

5 予約方法・予約支援等

(1) 医療機関へ直接予約をする場合

かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

(2) 市の予約システムを利用して予約する場合

【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～

【予約方法】

市予約専用サイト（web）、市 LINE 公式アカウント、予約センター（電話）、
FAX 予約（耳の不自由な方）、
予約代行（郵便局：市内 302 局予定、区役所ワクチン相談員）

【参考】「令和5年秋開始接種」について

- ・令和5年9月～12月には、「令和5年秋開始接種」を実施する予定です。
- ・初回接種を終了した5歳以上のすべての方が対象で、1回接種が可能です。
- ・高齢者等の重症化リスクの高い方等については、今回の「令和5年春開始接種」とは別に、「令和5年秋開始接種」でさらに1回接種が受けられます。
- ・使用するワクチンは、今後検討の上、国が決定します。決まり次第、お知らせします。

【注意】 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

お問合せ先

【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel：0120-045-070

【本資料について】

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel：045-671-4841

新型コロナウイルス「令和5年春開始接種」の開始について

国の通知(令和5年3月7日付け厚生労働省事務連絡)に基づき、「令和5年春開始接種」を開始します。

※ 今後、国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。

1 接種対象等（3月15日に記者発表済み）

(1) 接種対象者

初回接種^{※1}を完了し、前回接種後3か月以上経過した以下の方

- ① 65歳以上の方
- ② 基礎疾患を有する方^{※2}、その他重症化リスクが高いと医師が認める方（5～64歳）
- ③ 医療従事者、介護施設従事者等（予防接種法の努力義務適用外）

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※2 該当する基礎疾患は、別紙「1.基礎疾患の対象者」をご参照ください。

対象者数

約109万人（令和5年2月28日時点）

【内訳】①65歳以上の方：約87.6万人

②基礎疾患を有する方+③医療従事者、介護施設従事者等 約21万人(推計)

(2) 使用するワクチン

- ・オミクロン株対応2価ワクチン
- ・武田社ワクチン（ノババックス）（従来株）

※ 5～11歳の方は、5～11歳用のオミクロン株対応2価ワクチンを使用

2 接種体制

市内の医療機関（個別接種）

- ※ 集団接種会場は設置しません。
- ※ 施設接種は施設入所者等を対象に実施します。

3 接種開始日（3月15日に記者発表済み）

令和5年5月8日（月）

4 個別通知（接種券）

12歳以上の方の個別通知（接種券）の取扱いは、次のとおりです。

※ 5～11歳の方の個別通知（接種券）については、3月10日に記者発表済みです。

- (1) 「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または、
「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」
令和5年4月24日（月）から順次、新しい接種券を発送します。

※ 詳細は、別紙の「2. 個別通知の発送スケジュール」を参照ください。

※ 令和5年春開始接種を受けない、または対象とならない場合、今回発送する接種券は、9月以降に実施予定の令和5年秋開始接種で必要となりますので、大切に保管してください。

- (2) 現在、接種券がお手元にある方

接種対象者であれば、お手元の未利用の接種券（※）を使って接種可能です。

※ 既に封書でお届けしている未利用の接種券（3回目（緑）、4回目（ピンク）、5回目（紫））の使用が可能です。小児（5～11歳）はオレンジ色の券です。

5 予約方法・予約支援等

- (1) 医療機関へ直接予約をする場合

かかりつけ医へ相談、または個別通知に同封の医療機関一覧（区ごと）を参照していただき、ご予約ください。

- (2) 市の予約システムを利用して予約する場合

【予約開始日時】 令和5年4月26日（水） 午前9時～

【予約方法】

ア 市予約専用サイト(Web)【推奨】

URL: <https://v-yoyaku.jp/141003-yokohama> （24時間受付可）



イ 市公式LINE

「横浜市LINE公式アカウント」を友だち登録

※ LINEから予約アカウント情報を登録すると、予約専用サイト(Web)で予約できなくなります。



ウ 予約センター（電話）

電話番号：0120-045-112

（受付時間：午前9時～午後7時 土・日、祝・休日も実施）

エ FAX(耳の不自由な方でインターネットでの予約ができない方専用)

FAX 番号：045-550-4226

（受付時間：月～金曜日（土・日、祝・休日を除く）午前9時～午後7時）

オ 予約代行（郵便局・区役所ワクチン相談員）

パソコンやスマートフォン等をお持ちでないなど、インターネット（Web・LINE）での予約が困難な方を対象に、**市内郵便局**（一部を除く）や、**区役所ワクチン相談員**による予約代行を実施します。予約の際は、個別通知（接種券）をご用意ください。

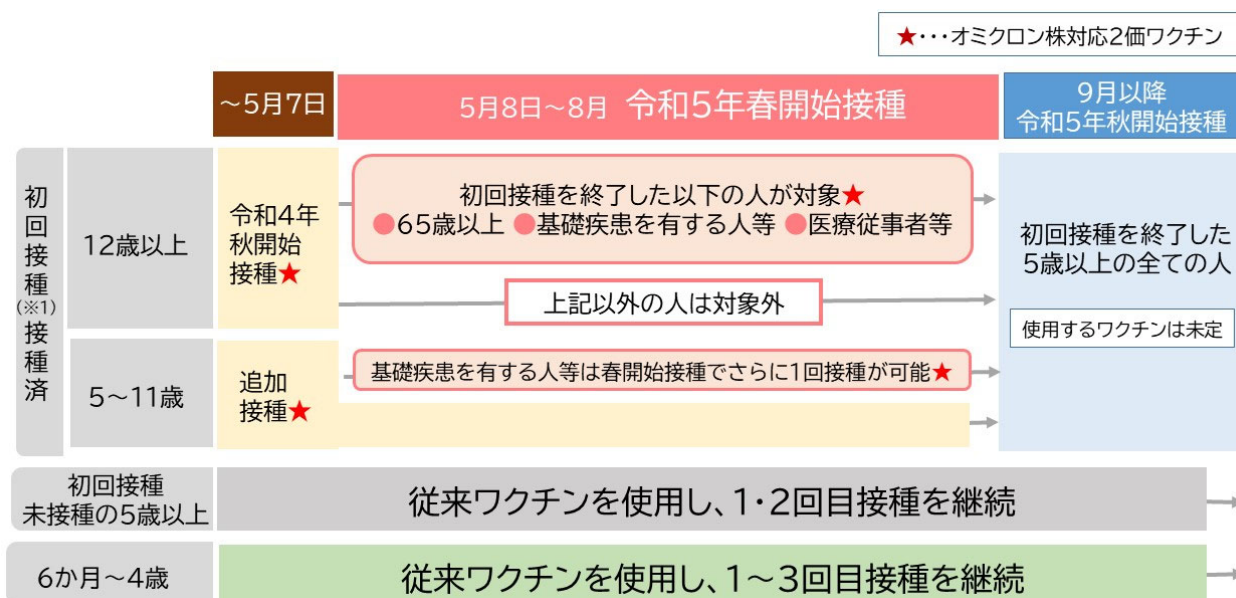
※ 予約代行は、市が予約を受け付ける医療機関のみ受け付けます。

※ 詳細は、別紙「4. 予約代行」をご参照ください。

【参考】令和5年度の新型コロナワクチン接種について

- 令和5年秋開始接種(令和5年9月～12月)
追加接種可能な全ての年齢の方を対象として1回接種
- 令和5年春開始接種(令和5年5月8日～8月)
高齢者等の重症化リスクの高い方等については、「令和5年秋開始接種」とは別に、5月8日から開始する「令和5年春開始接種」で、さらに1回接種が受けられます。

※初回接種を完了した基礎疾患がない5～11歳の方が、まだオミクロン株対応2価ワクチンを1回も接種していない場合は、「令和4年秋開始接種」として、令和5年8月末までに1回接種できます。



出典：広報よこはま 2023 年 4 月号

※1 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

【注意】令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種)は、令和5年5月7日で終了します。令和4年秋開始接種を受けていない方は、終了までに接種を終えるよう、早めの接種をご検討ください。

お問合せ先

1、3、5(2)エ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 三室 直樹 Tel 045-671-4841

2、5(1)

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 山村 太郎 Tel 045-671-4841

4、5(2)ウ、オ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 藤塚 万里子 Tel 045-671-4841

5(2)ア、イ

医療局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長 奥津 直臣 Tel 045-671-4841

1. 基礎疾患の対象者

(1) 18 歳未満の方の場合

以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ア 慢性呼吸器疾患
- イ 慢性心疾患
- ウ 慢性腎疾患
- エ 神経疾患・神経筋疾患
- オ 血液疾患
- カ 糖尿病・代謝性疾患
- キ 悪性腫瘍
- ク 関節リウマチ・膠原病
- ケ 内分泌疾患
- コ 消化器疾患・肝疾患等
- サ 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
- シ その他の小児領域の疾患（高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害）

(2) 18 歳以上の方の場合

ア 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

イ 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

2. 個別通知(オミクロン株対応ワクチンによる4回目、5回目、6回目の接種券)の 発送スケジュール(目安)

発送時期(目安)	年齢	発送する 接種券の回数	オミクロン株対応ワクチンの 前回接種日
令和5年4月24日 (月)	18歳以上	6回目	～令和4年12月31日
令和5年4月28日 (金)	18歳以上	6回目	令和5年1月1日～2月25日
	12歳以上	5回目	～令和4年10月31日
	64歳以下	4回目	
	65歳以上	5回目	～令和5年2月25日
		4回目	
令和5年5月8日 (月)	18歳以上	6回目	令和5年2月26日～3月1日
	12歳以上	5回目	令和4年11月1日 ～令和5年3月1日
	64歳以下	4回目	
	65歳以上	5回目	令和5年2月26日～3月1日
		4回目	

- ※ 令和5年3月2日以降に前回のワクチンを接種した方は、5月15日(月)週以降に、前回接種から3か月が経過する3週間前を目安に順次発送します。
- ※ 前回の接種を受けた日は、接種券用紙の右下の「予防接種済証(臨時)」で、ご確認ください。
- ※ ワクチン接種記録システム(VRS)に接種情報が登録されていない場合、接種券が発送できません。また、発送日の直前に登録されるなど、登録のタイミングによっては発送が遅れる場合があります。発送予定日から1週間以上過ぎても個別通知が届かない場合は、恐れ入りますが、発行の申請をお願いします。

3. 接種券を紛失・破棄した場合の接種方法

原則、接種券を再発行して、接種していただきます。

【再発行申請方法】(電子申請、郵送申請、コールセンター)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/vaccine/saihakkou.html>

- ※ 詳細は、URLをご参照ください。
- ※ 申請から接種券の発送まで10営業日(土・日、祝・休日を除く)程度かかります。なお、申請が集中したときは、それ以上にお時間をいただくことがありますので、予めご承知おきください。

4. 予約代行

① 郵便局(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～7月31日(月) ※土・日、祝・休日を除く
受付時間	午前9時から午後5時まで※1
受付場所	市内郵便局(一部を除く) 302 か所※2
備考	予約代行のみを行い、相談等はお受けできませんのでご注意ください。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。

※1 商業施設内の郵便局等、一部郵便局では受付日・受付時間が異なる場合があります。

※2 次の4か所では予約の代行は行いません。

- ・ 神奈川郵便局(神奈川区)
- ・ 椿ヶ丘簡易郵便局(金沢区)
- ・ 横浜市大附属病院内簡易郵便局(金沢区)
- ・ 横浜卸本町簡易郵便局(瀬谷区)

② 区役所ワクチン相談員(予約代行)

受付開始日	令和5年4月26日(水)～ ※土・日、祝・休日を除く (令和5年春開始接種以外の予約代行等は現在も対応しています)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	18区全ての区役所
備考	予約代行のほか、直接予約を受け付ける医療機関への予約サポート、接種証明など、ワクチン接種に関する幅広いご相談に対応します。 事前予約は不要ですが、窓口が混み合う場合があります。

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉 区 区 連 会 資 料
令 和 5 年 4 月 19 日
泉 区 総 務 課

泉区総務課長

泉区防災アドバイザー派遣事業の実施について

日頃から、泉区の防災・減災に向けた取組に御支援、御協力をいただくとともに、地域の防災活動に御尽力いただき心から感謝申し上げます。

令和4年度地域協議会におきましては、各地域の委員の皆様より地域ごとに抱える防災上の課題について御議論いただきました。

つきましては、それらの議論を踏まえ、泉区独自で防災の専門家（アドバイザー）を派遣し、町の防災マニュアル作成支援やワークショップを行う「泉区防災アドバイザー派遣事業」を実施いたします。これは、総務局地域防災課が実施する防災・減災推進研修から一歩進んで地域のご要望にお応えする内容となっています。

自治会・町内会等の皆様におかれましては、地域における防災・減災の取組の推進のため、是非お申込みいただきますようお願いいたします。

1 概要

「特定非営利活動法人日本防災環境」との委託契約により、自治会町内会等からの申込内容に応じた講義等を実施します。

実施日時、場所等の詳細につきましては、派遣決定後、別途日本防災環境と派遣先連絡担当者との打合せにより決定します。

【講義メニュー】（詳細は募集要項をご確認ください。）

- ・「自助」「共助」に関する講義
- ・町の防災組織マニュアル作成支援
- ・地域防災訓練の支援（講義・ワークショップ）
- ・要援護者支援の取組支援（講義・ワークショップ）
- ・マンション防災に関する取組支援（講義・ワークショップ）

2 申込期間

令和5年5月1日（月）～5月31日（水）

※申込み多数の場合、抽選により派遣先を決定いたします。

3 申込方法

別紙1「防災アドバイザー派遣申込書」に必要事項を記載の上、申込期間内に総務課防災担当まで御提出ください。

【提出方法】

FAX、電話またはEメール（直接窓口に御持参いただいても構いません。）

4 その他

詳細につきましては、別添「募集要項」を御確認ください。

担当 泉区総務課防災担当

豊田、竹田、阿部、靱山

電 話：800-2309

F A X：800-2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

防災アドバイザー派遣申込書

別紙 I

<団体情報>

団 体 名		
住 所		
代 表 者	氏 名	
	電 話 番 号	
連 絡 担 当 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	E メールアドレス	

<派遣に関する情報>

希望する講座番号			
派 遣 希 望 理 由 ※現在の取組状況や 課題、特に学びたい 内容等を記載			
派 遣 希 望 時 期 (○月頃など)	第1希望	第2希望	第3希望
希 望 時 間 帯			
実 施 場 所	名 称		
	住 所		
	ア ク セ ス		
参 加 予 定 人 数			

提出期限：令和5年5月31日（水）（必着）

提 出 先：泉区役所総務課防災担当

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北 5-1-1

電話：045-800-2309 Fax：045-800-2505

Eメール iz-bousai@city.yokohama.jp

泉区防災アドバイザー派遣事業

令和５年度 募集要項

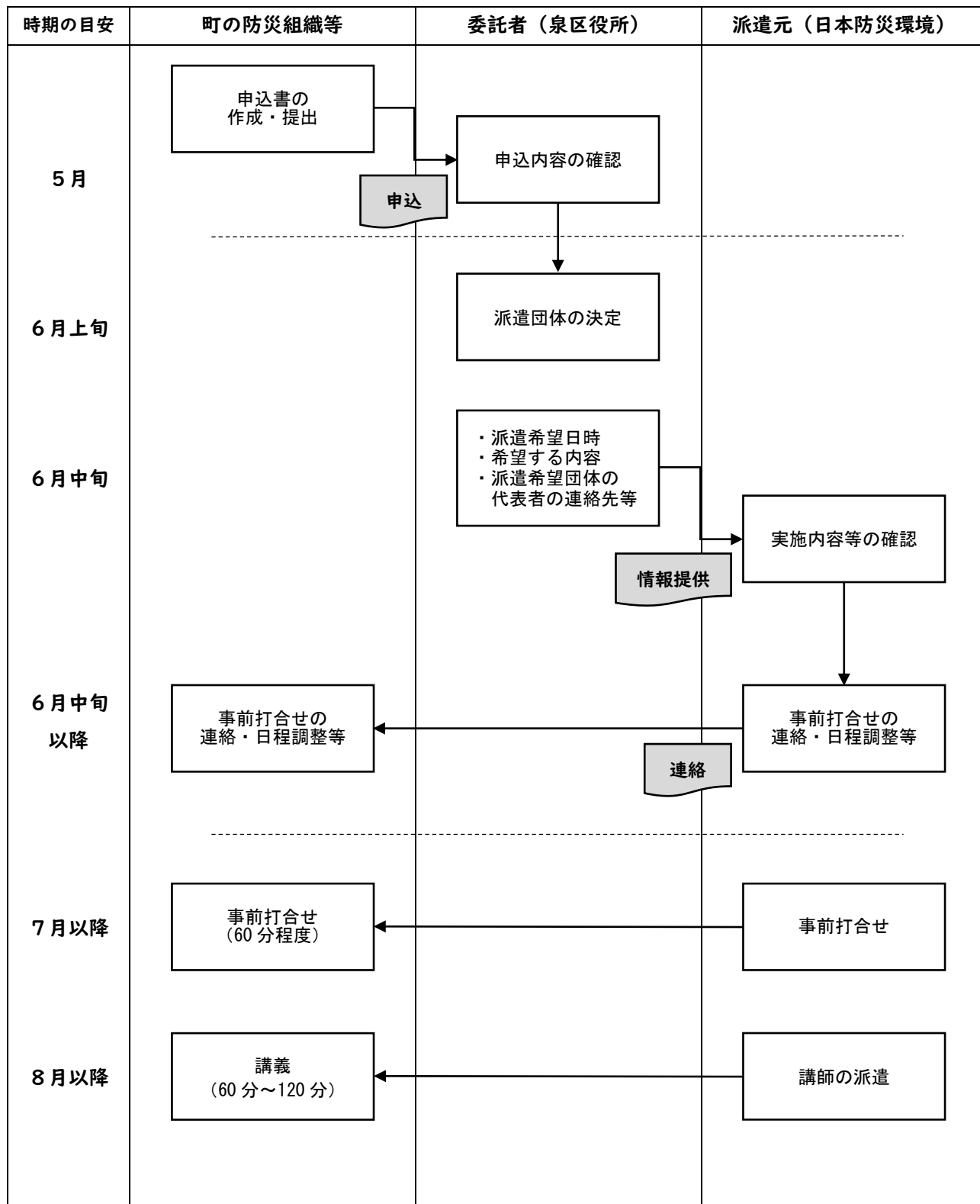
【申込書類受付期間】

令和５年５月１日（月）～５月３１日（水）

【募集概要】

- １ 募集期間
令和５年５月１日（月）～令和５年５月３１日（水）
- ２ 申込方法
別紙「防災アドバイザー派遣申込書」を募集期間内に総務課防災担当までご提出ください。（窓口への持込み、FAX、Ｅメール）
- ３ 対象団体
連合自治会・町内会、単位自治会・町内会、マンション管理組合
※ 複数団体合同で応募いただくことも差し支えありません。
※ その他の団体で派遣を希望される場合には、個別にご相談ください。
- ４ 講義内容、実施日時
派遣決定後、派遣元の日本防災環境の担当者より連絡担当者様宛にご連絡をいたします。
事前打合せや講義の実施日時等については、そのご連絡の中で、ご調整します。
※ 派遣希望時期が集中した場合、対応が困難となる可能性があります。
派遣希望時期については、可能な限り長期間で設定してください。
- ５ 注意事項
 - ・ 会場借上費用等は含みません。（町の防災組織補助金は活用いただけます。）
 - ・ 申込多数の場合は、抽選で派遣先を決定します。
 - ・ 申込いただける講座は、１団体あたり１講座までです。

【参考】派遣までの流れ



【講座一覧】

1 「自助」と「共助」

講座番号	1-①
概要	災害対策の基本である「自助」、「共助」の取組について学習するプログラムです。
主な対象者	・地域住民 ・町の防災組織（自治会町内会）関係者
効果	災害対策の基本は、「自助」とそれを支える「共助」です。 このプログラムにより、各家庭において必要とされる自助の勧奨が行えるとともに、事例などを通じて地域における共助の取組を進めるヒントを得ることができます。
時間	事前打合せ：60分 講義：60分
最低参加人数	20名

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会町内会等におすすめです。
- ・「地域の中で「自助」「共助」の取組が浸透しない…」
 - ・「自治会町内会役員以外の方が、防災について学ぶ機会が少ない…」
 - ・「事例が見つからず、何を参考に取組んだら良いかわからない…」

2 町の防災組織マニュアル作成支援

講座番号	2-①
概要	平常時から災害時まで町の防災組織に必要な活動をまとめたマニュアル作成・更新に向けたポイントなどについて、学習するプログラムです。
主な対象者	町の防災組織（自治会町内会）関係者
効果	災害対策の基本は、「自助」とそれを支える「共助」です。 このプログラムにより、各家庭において必要とされる自助の勧奨が行えるとともに、事例などを通じて地域における共助の取組を進めるヒントを得ることができます。
時間	事前打合せ：60分 講義：60分
最低参加人数	20名

- ◆ こんな悩み、希望のある自治会町内会等におすすめです。
- ・「マニュアルをつくりたいが、どこから手を付ければよいかわからない…」
 - ・「今の自治会・町内会の活動マニュアルをもっと効果的なものにしたい！」

3 地域防災訓練の支援

講座番号	3-①
概要	地域の防災訓練がより効果的なものとなるよう計画作成や実施方法についてのポイントを学習するプログラムです。
主な対象者	町の防災組織（自治会町内会）関係者
効果	近年、感染症等の影響により地域における防災訓練が実施しづらい状況となっています。 このプログラムにより、防災組織マニュアルを踏まえた実効性の高い訓練計画の作成方法や訓練の工夫方法（若い世代の参加を増やす方法、感染症流行下でも実施できる内容など）を学び、より効果的な訓練実施が可能となります。
時間	事前打合せ：60分 講義：60分
最低参加人数	20名

◆ こんな悩み、希望のある自治会町内会等におすすめです。

- ・「若い人も参加しやすい訓練を実施したい…。」
- ・「災害時より実効性の高い訓練を実施するためにはどうすればよいか…。」

講座番号	3-②
概要	シミュレーション訓練を通じて、発災後の初期対応やそれぞれの役割について確認し、平時の取組を進める上でのポイントを学習するプログラムです。
主な対象者	・地域住民 ・町の防災組織（自治会町内会）関係者
効果	近年、感染症等の影響により地域における防災訓練が実施しづらい状況となっています。 このプログラムにより、実際の災害を想定した上で、変化する時間や状況に応じた判断や対応について机上でシミュレーションし、今後必要とされる対策やマニュアル修正などについての検討を進めることができます。
時間	事前打合せ：60分 ワークショップ：120分
最低参加人数	30名

◆ こんな悩み、希望のある自治会町内会等におすすめです。

- ・「机上訓練により、実際の動きなどを一度整理しておきたい。」
- ・「マニュアルの見直しするうえで、一度課題が整理をしたい。」

4 災害時要援護者支援

講座番号	4-①
概要	災害時要援護者支援にあたって必要な事項や事例紹介など、自治会の取組の状況に応じた取組を進める上でのポイントを学習するプログラムです。
主な対象者	町の防災組織（自治会町内会）関係者
効果	過去の災害では、高齢者や障害者など避難にあたって支援が必要となる方が多く犠牲になっています。 このプログラムにより、災害時要援護者支援の必要性や事例を学び、地域における要援護者支援の取組を進める上でのヒントを得ることができます。
時間	事前打合せ：60分 講義：60分
最低参加人数	20名

講座番号	4-②
概要	シミュレーション訓練を通じて、災害時要援護者支援に必要な事項について参加者全員で考え、地域の取組を考えるプログラムです。
主な対象者	・地域住民 ・町の防災組織（自治会町内会）関係者
効果	過去の災害では、高齢者や障害者など避難にあたって支援が必要となる方が多く犠牲になっています。 このプログラムにより災害時要援護者支援に必要な事項をより実効的に検討することができ、地域における要援護者支援の取組を進める上でのヒントを得ることができます。
時間	事前打合せ：60分 ワークショップ：120分
最低参加人数	30名

◆ こんな悩み、希望のある自治会町内会等におすすめです。

- ・「地域の高齢化が進み、災害時の助け合いが必要だと思うが、どういう取組が必要かわからない…。」
- ・「地域で必要な要援護者対策について、地域のみなさんで考える機会がほしい！」

5 マンション防災

講座番号	5-①
概要	マンションの特性などから特にマンション居住者が心がけておくべき災害対策や必要な備えなどを学習するプログラムです。
主な対象者	マンション居住者
効果	マンションにおける防災対策は、その特徴などを居住者全員が把握し、協力して行っていく必要があります。 このプログラムにより、マンションの特性、必要な対策を学び、マンション全体の防災対策を底上げするきっかけづくりができます。
時間	事前打合せ：60分 講義：60分
最低参加人数	20名

講座番号	5-②
概要	シミュレーション訓練を通じて、マンションに必要な防災対策について参加者全員で考え、居住するマンションにおける対策を考えるプログラムです。
主な対象者	マンション居住者
効果	マンションにおける防災対策は、その特徴などを居住者全員が把握し、協力して行っていく必要があります。 このプログラムにより、居住するマンションで必要となる対策をより実効的に検討することができ、マンション全体の防災対策を底上げするきっかけづくりができます。
時間	事前打合せ：60分 ワークショップ：120分
最低参加人数	30名

◆ こんな悩み、希望のある自治会町内会等におすすめです。

- ・「マンション特有の対策をしておきたい。」
- ・「役員だけでなく、多くのマンション住民で震災対策について考える機会が欲しい！」

防災アドバイザー派遣申込書

<団体情報>

団 体 名		
住 所		
代 表 者	氏 名	
	電 話 番 号	
連 絡 担 当 者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	E メールアドレス	

<派遣に関する情報>

希望する講座番号			
派 遣 希 望 理 由 ※現在の取組状況や 課題、特に学びたい 内容等を記載			
派 遣 希 望 時 期 (○月頃など)	第1希望	第2希望	第3希望
希 望 時 間 帯			
実 施 場 所	名 称		
	住 所		
	ア ク セ ス		
参 加 予 定 人 数			

提出期限：令和5年5月31日（水）（必着）

提 出 先：泉区役所総務課防災担当

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北 5-1-1

電話：045-800-2309 Fax：045-800-2505

Eメール iz-bousai@city.yokohama.jp

泉 区 連 長 会 資 料
 令 和 5 年 4 月 1 9 日
 泉区選挙管理委員会事務局

泉 選 管 第 1 5 号
 令 和 5 年 4 月 1 9 日

地区連合自治会町内会長 各位

横浜市泉区選挙管理委員会
 委員長 石塚 武夫

令和5年4月9日執行の統一地方選挙について（御礼）

春陽の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から、各種選挙の執行に格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和5年4月9日執行の統一地方選挙につきましても、皆様の多大なる御協力により、円滑に執行することができました。改めて、深く御礼を申し上げるとともに、結果について、次のとおりご報告いたします。

令和5年4月9日執行の統一地方選挙結果（横浜市議会議員一般選挙）

1 投票率

	有権者数	投票者数	投票率 ()内は前回の統一地方選挙の投票率
横浜市全体	3,090,082 人	1,323,338 人	42.83% (42.48%)
泉区	127,181 人	53,186 人	41.82% (45.06%)

2 期日前投票所利用者数

今回実績			前回実績		
区役所	立場	計	区役所	立場	計
9,771 人	3,820 人	13,591 人	5,782 人	13,120 人	18,902 人

泉区選挙管理委員会事務局
 担当：早川
 電話：800-2315・2316

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課長

ゆめフェス 2023 の開催について（依頼）

日頃から、泉区及び横浜市政の推進に御尽力いただきましてありがとうございます。
下記日時に「ゆめフェス 2023」を開催いたします。

当イベントでは、令和5年3月の相鉄・東急新横浜線の開業と、令和6年夏に控えるゆめが丘大規模集客施設の開業約1年前を機に、泉区役所と株式会社相鉄ビルマネジメント及び泉区で活動する地域の皆様が協働して、食・農・伝統・自然などの泉区の魅力を発信いたします。

地域を盛り上げるイベントになるよう取り組んでまいりますので、地域みなさまに周知くださいますよう、何卒よろしくお願いいたします。

1 開催日時・場所

(1) 日時

令和5年5月13日（土）・14日（日）

各日 10時～17時

(2) 会場

泉ゆめが丘土地区画整理事業区域内 調整池兼用公園予定地

（相鉄いずみ野線 ゆめが丘駅より徒歩2分、

横浜市営地下鉄ブルーライン 下飯田駅より徒歩5分）

2 実施内容

(1) ステージパフォーマンス

(2) ワークショップ・体験ブース

(3) 農産物マルシェ

(4) いずみ名店ブース

(5) エリアツーリズム 等

3 添付資料

チラシ

問合せ先 区政推進課企画調整係

担当：志澤・清見

電話：800 - 2331

FAX：800 - 2505

は新しいめが丘の
じいちゃんめめ。

開催時間 10:00-17:00



これからの「ゆめが丘エリアの発展」のために皆様の声を聞かせてください。
会場内でアンケートを実施しています、ご協力お願いします。

名産品の
試食体験も
出来るよ！

会場内に用意した自転車を使ってゆめが丘エリアをツーリング！
いくつかの目的地を周ってまだ知らないゆめが丘の魅力を発見しよう！

定員：各回先着12名様

- ※ 定員に達し次第、終了となります。
- ※ 自転車は電動自転車になります。ヘルメットもこちらでご用意しております。
- ※ 身長145cm未満の方の参加はできません。

地域の皆様のパフォーマンスを
お披露目します！



ゆめが丘の採れたて農産物を販売！



泉区の伝統文化や農業体験コーナー。



泉区でとれた、
美味しい農畜産物を味わおう！



美味しいグルメが大集結！



主催：横浜市泉区・株式会社相鉄ビルマネジメント

会場MAP



Performance

ステージ・パフォーマンス



5.13(土)



5.14(日)

10:00	泉郷土芸能保存会 (太鼓・お囃子演奏)
11:00	ヨコハマチアリート(キッズチアダンス)
11:50	横浜ケーブルビジョン (テレミン体操)
12:30	横浜市消防音楽隊 泉消防団チーム JKG (JKG 体操)
13:10	R.D.T (キッズダンス)
14:00	春風亭昇羊 (落語)
14:30	伊藤樹 (フリースタイルフットボール)
15:20	フェリス学院大学 ミュージカル部 Calboo(ミュージカル)
16:10	マイケル・マニッシュ・ロビンソン(スティールパンバンド)

10:00	横浜市消防音楽隊 (演奏)
10:50	いずみ野キッズクラブ (太鼓演奏)
11:30	STUDIO LINK (キッズダンス)
12:10	SADU (キッズビップホップ&ストリートダンス)
12:50	元野球選手 三ツ間卓也によるトークショー
13:30	フェリス学院大学 体育会チアリーダー部 (チア)
14:10	RKK DANCE (ダンス)
14:50	HR Dance Garden (ダンス)
15:20	マヘアラニ フラ ハラウ (フラダンス)
16:10	Pixsound (ゴスペル)

Area tourism

エリアツーリズム

出発

野菜直売所見学

遊水池公園で記念撮影

帰着

冷凍芋試食・購入

Aルート

ハーブティー試飲

Bルート

新割り体験

試飲や試食に新割り体験!
泉区の魅力が詰まった60分!

当日の
コースは
こちら!

いずみ名店ブース

オーガスタミルクファーム / 讃岐うどん なかだや / ファールニエンテ / 風月 / ぶどうの樹 / 夕方マルシェキッチン

ワークショップ&体験ブース

アグリイノベーション大学校 / 泉郷土芸能保存会 (岡津太鼓・岡津囃子連) / 相模風いずみ保存会 / 三ツ間農園 (元野球選手三ツ間卓也) / 横浜いずみ歌舞伎保存会 / 横浜市建築局住宅部住宅再生課 / soltata / ツタン造形アトリエ / ははのすまとめ+ / はびねず商店 / ハピネスモーメント

※イベントは予告なく変更・中止となる場合がございます ※雨天・荒天の際は中止となる場合がございます。※画像はイメージです



地区連合自治会町内会長 様
 自治会町内会長 様

区政推進課長

「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」の周知及び チラシ・リーフレットの配布について

横浜市では、道路局が主体となって、令和4年6月から公共交通の機能補完や脱炭素社会の形成等を目的とした「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を行っています。

泉区役所は、同社会実験における重点展開区の一つとして、シェアサイクルの普及啓発に積極的に取り組んでいます。

事業周知を図るため、道路局が作成した啓発チラシと、泉区とフェリス女学院大学の環境系ゼミとで協働制作した利用促進リーフレットを各自治会町内会長あて配布させていただきます。

1 シェアサイクルとは

シェアサイクルは、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用でき、借りた場所でなくても自転車が返却できる利便性の高い交通システムです。

なお、利用にあたっては、スマートフォンでアプリをダウンロードしていただく必要があります。

2 区内サイクルポート

(令和5年4月時点)

ポート番号	ポート名	住所	台数
I-001	TSUTAYABOOKSTORE弥生台	弥生台16-3	5
I-002	相鉄ライフいずみ野	和泉町6213-24	8
I-003	中田駅第二駐輪場	中田南2-14	5
I-004	立場駅駐輪場	中田西1-1	12
I-005	泉区役所	和泉中央北5-1-1	4
I-006	上飯田地区センター	上飯田町3913-1	11
I-007	中川地区センター	桂坂4-1	6
I-008	相鉄ローゼン山手台店	領家2-10-1	4
I-009	ドコモショップ立場店	和泉中央南1-3-2	6
I-010	いずみ野駅南口駅前広場	和泉町5733地先	15

裏面あり

4 利用料金

- ・ 1 回利用 165 円/30 分

※最初の 30 分：165 円 30 分延長ごと：165 円

- ・ 月額会員 2,200 円/1 ヶ月

※月に何度利用しても 30 分以内であれば基本料金内。

ただし 30 分延長ごとに 165 円かかります。

- ・ 一日パス 1,527 円/1 日



▲詳しい利用方法や、
アプリダウンロードはこちら
((株)ドコモ・バイクシェアのサイト)

5 フェリス女学院大学と協働作成したリーフレット

外面には簡単な利用方法やおすすめポイント、内面にはエコの取組と絡めた日常利用イメージなどを掲載しています。

作成にあたり、学生の皆様には、紙面への撮影協力のほか、デザインのベースとなるイメージカラーやキャッチフレーズ、地球のキャラクター等の、主にデザイン面でのご協力をいただきました。

6 自治会館等へのサイクルポートの設置について

サイクルポートの拡充にあたり、新たなポート設置場所を探しております。自治会館等の敷地に設置をすることも可能ですので、関心をお持ちの方は、道路局交通安全・自転車政策課（045-671-3644）までお気軽にお問合せください。

7 添付資料

(1) チラシ（道路局作成）

(2) リーフレット（フェリス女学院大学と協働制作）

連絡先 区政推進課企画調整係 志澤、小松

TEL：800-2331

FAX：800-2505

横浜市 広域シェアサイクル事業 社会実験

いつでも、きがるに ‘シェアサイクル’で行こう!

みんなの区域に、
展開開始!

ちょっとそこまで。出先の移動。すぐに乗れて便利な自転車が、あなたの行動範囲を広くします。「シェアサイクル」というサービスは、市内各所にあるポートで電動アシスト自転車を借りて、返却は各サービスごとのポートであればどのポートでも OK! 駅から離れた場所や、車を使わない移動の場合、とっても便利なサービスです。横浜市広域で事業を展開しています。



※事業者が異なる場合、ポート間での貸し借りは出来ません。

登録だって、スイスイいける！

登録はこちらから！ お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードして、ユーザー登録を行なってください。

中部区域



docomo
bike share



北部・南部区域



HELLO
CYCLING



借り方・返し方 概略の説明です。詳細な操作、利用方法はそれぞれのウェブサイトをご覧ください。

STEP
1

アプリをダウンロード

お手持ちのスマートフォンに、ご利用する区域のアプリをダウンロードします。



STEP
2

解錠・ご利用

ポートの自転車をスマートフォンで解錠するとすぐに使えます。※アプリでの予約も可能



STEP
3

施錠・ご返却

各サービスごとの好きなポートにご返却。施錠して返却ボタンを押すだけです。



利用料金 クレジットカード等でのお支払いとなります

中部区域

baybike (広域)

1回利用	月額会員	一日パス
基本30分:165円/回 延長15分:30分	2,200円/月	1,527円/1日分

北部・南部区域

HELLO CYCLING

1回利用
利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間

協働事業者 詳細な内容や、お問い合わせはそれぞれのウェブサイトからご確認ください。

中部区域

docomo
bike share

(株)ドコモ・バイクシェア



北部・南部区域



OpenStreet(株)



[連携事業者] シナネンホールディングス(株) 江ノ島電鉄(株) (株)エネファント (株)サンオータス

横浜市では、様々な方が多様に利用することができる
広域シェアサイクル事業の社会実験を始めました。

広域シェアサイクル事業の目的

- 公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やす
- 市内の移動回数の増加により、地域の活性化に貢献
- マイカー移動からの転換により、脱炭素社会の形成を推進
- 交通ルール等の更なる周知啓発
- 公民連携による事業採算性の向上

実施期間

2022年6月10日から2025年3月31日まで

横浜都心部区域(ベイバイク実施エリア)を除く市内を3つの区域(うち7区は重点展開区として先行的に事業展開)に分け、事業を実施しています。



役割分担



ポート設置希望者を募集しています。(土地や施設等を所有されている皆様へ)

横浜市では、新たなポート設置のご協力を広く呼びかけています。

ポート設置にご関心をお持ちの方は、交通安全・自転車政策課(045-671-3644)までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

横浜市道路局総務部交通安全・自転車政策課

TEL: 045-671-3644 FAX: 045-663-6868

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験

検索

横浜市ウェブサイト



シェアサイクルとは？



泉区マスコットキャラクター
いっずん

市内各所に設置されている
サイクルポートの自転車を、
自由に利用・返却ができる
自転車シェアサービスです。

おすすめポイント

- 電動アシスト自転車だから、
坂道も長距離も楽々！
- 「baybike」のサイクルポートで
あれば、エリア内のすべての場所
で乗り降り可能！
- スマートフォンまたは IC カード
で楽々レンタル！
- 専用アプリのポートマップで
常に利用可能台数が分かる！
- マイカー移動から転換すれば、
排気ガスの抑制に繋がる！

電動アシストのおかげで
漕ぎ出しが軽い♪

走りやすくて、
疲れにくい♪



利用方法

STEP
01

アプリをダウンロード

お手持ちのスマートフォンに、
アプリをダウンロードします。

ワクワク！
早くダウンロード
できないかな♪



STEP
02

借りるとき

アプリか登録した IC カードで開錠

簡単に
借りられるね♪



STEP
03

返すとき

好きなポートに返却。手動で鍵を閉め、
返却ボタンを押します。

好きなポートに
乗り捨てられる
から便利♪



Zero Carbon
Yokohama

利用登録、ポートマップ、
利用料金などはこちら



問合せ先

泉区役所総務部区政推進課企画調整係

TEL 045-800-2331 FAX 045-800-2505

今日は
シェアサイクル
で行こう！



Eco Choice

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験

baybike（広域）



泉 区 役 所

×

フェリス学院大学

国際交流学部国際交流学科 知足ゼミ





BICYCLE PORT

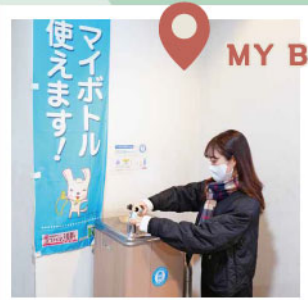
START

GO!

泉区は
自然豊かで、
走ってて
楽しいな♪



泉区役所です！



MY BOTTLE SPOT

区役所はマイボトルスポット。
1階の給水所でマイボトルに
水を補給。
ペットボトルの利用は、
なるべく減らそう！

泉区エコライフ

フェリス女学院大学の学生とめぐる
シェアサイクルのある日常

一日ポートへ/
BICYCLE PORT



LOCAL FOOD SHOP

よこはま地産地消サポート店*
のお店でちょっと休憩。
地元食材は車の運搬距離が
短いので、CO2の排出が
抑えられます！

*よこはま地産地消
サポート店とは？

横浜市では、市内産の農畜産物を使
ったメニューを提供する飲食店を
サポート店として登録しています。



BICYCLE PORT



GOAL



近くのポートへ
返却して帰宅。
料理をする時は、
フードロスを意識！

荷物は
エコバッグへ♪



野菜の直売所へ寄ります。
泉区にはたくさんの
直売所があるんだね♪



坂道も長距離も、
電動アシスト自転車で楽々♪



FARMER'S STAND



CHIASHI SEMINAR

フェリス女学院大学知足ゼミが
作成した「日常からゼロカーボン」
はこちら



MY BOTTLE SPOT



横浜マイボトルスポット
の検索はこちら



FARMER'S STAND

よこはま地産地消サポート店や、
野菜直売所の紹介はこちら
（「四季を味わう」をご覧ください）



地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区区政推進課
地域力推進担当課長 土田 俊樹

いっずんサポート補助金について（新設）

この度、泉区内の様々な主体が行う、身近な地域の課題解決や魅力向上等につながる、主体的・継続的な事業を支援する補助金を新設しました。つきましては、別添のとおり令和5年度いっずんサポート補助金募集要項とチラシを配付いたしますので、地域活動を進めるうえで御活用ください。

1 補助概要

(1) 名称

いっずんサポート補助金（泉区地域課題解決支援事業補助金）

(2) 補助事業者等の範囲

次のア～エのすべての要件を満たすものとします。

ア 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。

イ 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること

ウ 法人にあっては、市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと

エ 政治活動及び宗教活動を行っていないこと

(3) 補助対象経費

報償費、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、委託費、原材料費

(4) 補助金の種類及び補助金額

ア 新規事業コース：最大 25 万円

イ 継続コース：最大 20 万円

(5) 申請期間

令和5年6月1日（木）から6月30日（金）まで

2 添付資料

(1) 令和5年度いっずんサポート補助金【いずサポ】募集要項

(2) 令和5年度いっずんサポート補助金【いずサポ】チラシ

3 事前説明会

(1) 日時

令和5年5月22日（月）午前10時から午前11時まで

(2) 場所

泉区役所4階4ABC会議室

(2) 説明会申込期間

令和5年5月17日（水）まで

(3) 申込方法

裏面記載の担当あてに電話またはメールでお申し込みください。

※メールの場合は、件名を「【申込】いっずんサポート補助金事前説明会」とし、氏名、電話番号を明記してください。

4 その他

- ・本補助金で対象とした経費については、地域活動推進費等、他の補助金において補助対象とすることはできません。
- ・申請する場合は地域力推進担当に事前相談を行ってください。

担当：泉区区政推進課地域力推進担当
井戸、齋藤

TEL：800-2333 FAX：800-2505

mail:iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp



【事前説明会】(要申込)
令和5年5月22日(月)
10時から1時間程度
泉区役所4階 4ABC会議室

令和5年度

いっずんサポート補助金【いずサポ】

(泉区地域課題解決支援事業補助金)

身近な地域の課題解決や魅力アップのために実施する活動に対して補助金を交付します。

《申請受付期間》

令和5年6月1日(木)～6月30日(金)

✿ 選考結果通知:令和5年7月下旬を予定 ✿

例えば・・・

- せっかく育てた野菜を役立てたい 子ども食堂や配食サービスをやってみよう！
ひとり親の支援をしたい
地域の魅力を知ってもらいたい 散策マップを作ってみよう！
〇周年の記念イベントを実施したい いつもより盛大なイベントを実施しよう！
いろいろな国の方と交流したい
高齢者が外出するきっかけをつくりたい ○〇サロンをやってみよう！

新規コース

補助事業等開始年度に属する4月1日から
3年を経過しないもの

補助金額

事業年度	補助金上限額	補助率
1年目	25万円	10分の8
2年目		10分の6
3年目		10分の5

継続コース

補助事業等開始年度に属する4月1日から
3年を経過しているもの

補助金額

継続支援コース での申請回数	補助金上限額	補助率
1回目	20万円	10分の5
2回目	15万円	
3回目	10万円	

※1事業につき、新規コース、継続コースを通算して3回まで補助金交付が受けられます。
ただし、単年度ごとの申請が必要であり、申請の都度審査があります。

申請にあたっては、**必ず事前にご相談**ください。

事前説明会・
提出・
問合わせ先

泉区区政推進課 地域力推進担当(区役所3階 307番窓口)
電話:045-800-2333 FAX:045-800-2505
メール:iz-chiikiryou@city.yokohama.jp

いっずんサポート補助金 🔍 検索





いっずんサポート補助金 概要

コース	新規コース (補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しないもの)	継続コース (補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しているもの)																				
対象団体	・ 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等がある。 ・ 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲がある。																					
対象事業	・ 地域の課題解決や魅力向上につながる事業 ・ 補助事業者等が自主的・主体的に企画及び実施する事業 ・ 補助金の交付があった年度中に実施する事業 ・ 参加費を徴収する場合は実費相当額である事業 【次に該当する事業は対象外】 ・ 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受ける事業 ・ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業 ・ 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とする事業 ・ 事業実施を伴わない調査・研究のみの事業 ・ 施設、備品等の整備、購入のみを目的とする事業 ・ 公序良俗に反する等、支援の対象として適当でないと認められる事業 ・ 補助金を受けようとする事業について、本市から補助金又は委託を受けている又は受ける見込みがある事業 ・ 当該事業について、既に補助金の交付を、「新規コース」「継続コース」を合算して、最初に補助金交付を受けた年度から5年以内に通算3回受けている事業																					
補助金額	<table><tr><th>事業年度</th><th>補助金 上限額</th><th>補助率</th></tr><tr><td>1年目</td><td rowspan="3">25万円</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>2年目</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>3年目</td><td>10分の5</td></tr></table>	事業年度	補助金 上限額	補助率	1年目	25万円	10分の8	2年目	10分の6	3年目	10分の5	<table><tr><th>継続支援コース での申請回数</th><th>補助金 上限額</th><th>補助率</th></tr><tr><td>1回目</td><td>20万円</td><td rowspan="3">10分の5</td></tr><tr><td>2回目</td><td>15万円</td></tr><tr><td>3回目</td><td>10万円</td></tr></table>	継続支援コース での申請回数	補助金 上限額	補助率	1回目	20万円	10分の5	2回目	15万円	3回目	10万円
事業年度	補助金 上限額	補助率																				
1年目	25万円	10分の8																				
2年目		10分の6																				
3年目		10分の5																				
継続支援コース での申請回数	補助金 上限額	補助率																				
1回目	20万円	10分の5																				
2回目	15万円																					
3回目	10万円																					
	※ 事業年度とは、4月1日から翌3月31日までの1年間をいいます。 ※ 補助事業等開始年度とは、事業を初めて実施した日の属する事業年度をいいます。																					
交付回数	新規コース、継続コースを通算して3回まで ※単年度ごとに申請が必要であり、申請の都度審査があります。そのため、1度補助金交付が決定しても、次年度以降の補助金交付を保証するものではありません。																					
対象経費	事業実施に係る講師等謝金、使用料、印刷費、保険料、消耗品費、通信費、委託費、原材料費																					
申請受付期間	令和5年6月1日（木）～6月30日（金）																					
交付決定方法	審査委員会にて申請内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定します。 ※審査項目等については、募集要項をご確認ください。																					
選考結果通知	令和5年7月下旬を予定しています。																					
その他	・ 申請にあたっては、必ず事前にご相談ください。 また、必ず申請前に、泉区ウェブサイトにて、「いっずんサポート補助金募集要項」及び「泉区課題解決支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。																					



令和5年度 いっずんサポート補助金【いずサポ】 (泉区地域課題解決支援事業補助金) 募集要項

区民の誰もが暮らしやすいまち「泉区」を実現するため、地域の課題解決や魅力向上のために
主体となって活動する区内の団体等を支援します！

※補助金交付に際しては審査があります。

【申請書類受付期間】

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

コースは2コース！

- 📌 新規コース（補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しないもの）
- 📌 継続コース（補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しているもの）

※1事業につき、新規コース、継続コースを通算して3回までの補助金交付が受けられます。
ただし、毎回申請が必要であり、申請の都度審査がありますので、1度申請が通っても、
3回の補助金交付を約束するものではありません。

こんな事業に活用できます！

- せっかく育てた野菜を役立てたい▶ 子ども食堂や配食サービスをやってみよう！
ひとり親の支援をしたい
- 地域の魅力を知ってもらいたい▶ 散策マップを作ってみよう！
- 〇周年の記念イベントを実施したい▶ いつもより盛大なイベントを実施しよう！
- いろいろな国の方と交流したい▶ 〇〇サロンをやってみよう！
高齢者が外出するきっかけをつくりたい

※本事業は「泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施
しています。申請する前に必ず要綱で詳細を御確認ください。

1 補助条件

【補助事業者】

補助の対象となる団体等は、次の条件をすべて満たす団体等です。

- (1) 泉区内で活動している団体で5名以上の構成員で組織しており、組織の運営に関する規則、規約、会則等があること。
- (2) 自らが主体となって課題解決や地域の魅力づくり等を行う意欲があること。
- (3) 法人にあっては、市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと。
- (4) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団ではないこと及び団体の代表者（法人の場合は代表者または役員）が暴力団員ではないこと。

【補助事業】

(1) 補助金の対象となる事業

- ア 公共的・公益的な事業
- イ 地域の課題解決や魅力向上につながる事業
- ウ 補助事業者等が自主的・主体的に企画及び実施する事業
- エ 補助金の交付があった年度中に実施する事業
- オ 参加費を徴収する場合は実費相当額である事業

(2) 補助金の対象外となる事業

- ア 営利目的又は特定の団体や個人のみが利益を受ける事業
- イ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ウ 地域住民・団体構成員の交流や親睦を主な目的とする事業
- エ 事業実施を伴わない調査・研究のみを目的とする事業
- オ 施設、備品等の整備、購入のみを目的とする事業
- カ 公序良俗に反する等、支援の対象として適当でないと認められる事業
- キ 補助金を受けようとする事業について、本市から補助金又は委託を受けている又は受ける見込みがある事業
- ク 当該事業について、この要綱に基づく補助金の交付を、「新規コース」「継続コース」を合算して、最初に補助金交付を受けた年度から5年以内に通算3回受けている事業
- ケ その他区長が適当でないと認める事業

申請にあたっては、**必ず事前に御相談**ください（予約制）。

【事前相談問合せ・予約先】

泉区区政推進課地域力推進担当 3階307窓口

電 話：045-800-2333

FAX：045-800-2505

メール：iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp

2 補助内容

申請は1団体につき1件／年度とします。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

(1) 新規コース（補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しないもの）

事業年度	補助率	補助限度額
1年目	10分の8	25万円
2年目	10分の6	
3年目	10分の5	

(2) 継続コース（補助事業等開始年度に属する4月1日から3年を経過しているもの）

継続コースでの申請回数	補助率	補助限度額
1回目	10分の5	20万円
2回目		15万円
3回目		10万円

※1 審査により補助金交付の可否を決定します。

審査方法等は「5 補助金交付の可否に関する審査について」を御確認ください。

※2 継続を御希望の場合、毎年申請が必要になります。

また、申請の都度審査となるため、今年度選定されても、次年度以降も選定されることを保証するものではありません。

事業年度とは、4月1日から翌3月31日までの1年間をいいます。

補助事業等開始年度とは、事業を初めて実施した日の属する事業年度をいいます。例えば、令和4年10月に初めて開催したイベントは、令和4年度が補助事業等開始年度となります。次ページ（4ページ）に「申請別適用パターン」を例示していますので、参考にしてください。また、どのコースが適用されるのか不明な場合は、事前に御相談ください。

【補助金の算出方法】

補助対象経費 × 補助率（8/10 ・ 6/10 ・ 5/10）＝ A（千円未満切り捨て）

補助限度額：新規コース 25万円

継続コース 1回目 20万円、2回目 15万円、3回目 10万円 } B

補助金交付申請額＝A又はBのいずれか低い額

例1：新規コース2年目での申請 補助対象経費：182,000円

182,000円 × 6/10 = 109,200円 ⇒ 109,000円（千円未満切り捨て） < 250,000円（補助限度額）

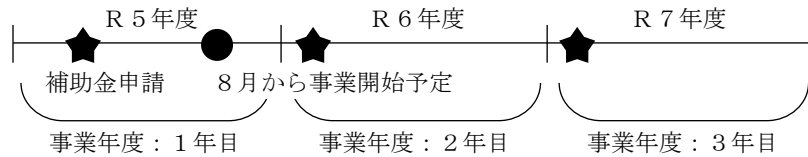
⇒ 「109,000円」が補助金交付申請額

例2：継続コース3回目での申請 補助対象経費：210,000円

210,000円 × 5/10 = 105,000円 > 100,000円（補助限度額）

⇒ 「100,000円」が補助金交付申請額

【例 1：令和 5 年 8 月から高齢者交流サロンを実施予定のため、令和 5 年度に補助金申請した場合】



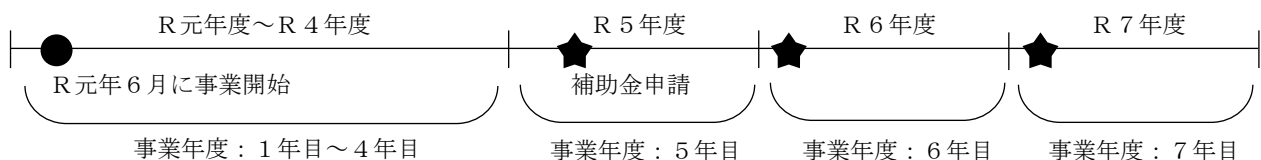
R5 年度の交付額算出 → 新規コース 1 年目を適用 (補助率：10 分の 8、補助限度額：25 万円)
 R6 年度の交付額算出 → 新規コース 2 年目を適用 (補助率：10 分の 6、補助限度額：25 万円)
 R7 年度の交付額算出 → 新規コース 3 年目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：25 万円)

【例 2：令和 4 年 1 月から子ども食堂を実施し、令和 5 年度に補助金申請した場合】



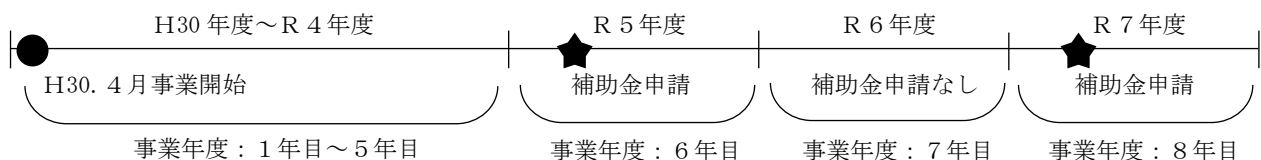
R5 年度の交付額算出 → 新規コース 3 年目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：25 万円)
 R6 年度の交付額算出 → 継続コース 1 回目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：20 万円)
 R7 年度の交付額算出 → 継続コース 2 回目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：15 万円)

【例 3：令和元年 6 月に多文化ボランティア事業実施し、令和 5 年度に補助金申請した場合】



R5 年度の交付額算出 → 継続コース 1 回目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：20 万円)
 R6 年度の交付額算出 → 継続コース 2 回目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：15 万円)
 R7 年度の交付額算出 → 継続コース 3 回目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：10 万円)

【例 4：平成 30 年 4 月に地域散策ガイドを作成、令和 5 年度に更新のため補助金申請。令和 7 年度に再び更新のため申請した場合（令和 6 年度は申請なし）】



R5 年度の交付額算出 → 継続コース 1 回目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：20 万円)
 R7 年度の交付額算出 → 継続コース 2 回目を適用 (補助率：10 分の 5、補助限度額：15 万円)

※地域散策ガイドの更新は、あと 1 回まで補助金申請ができる。なお、前回の申請から 5 年以上申請がなかった場合は、新たな申請とみなす。

3 補助対象経費

事業実施に係る経費のうち、補助対象になる経費は次表のとおりです。

※事業収支予算書に記載された支出金額を超える執行は補助対象になりません。事業収支予算書の内容に変更がある場合は執行前に必ずご連絡ください。書類の再提出が必要になる場合があります。

また、次のいずれかに該当する経費は、対象外です。

- (1) 団体の運営に係る経費や他の事業に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費
- (2) 賃金、手当等、補助金の交付を受けた団体の構成員に対し労務提供の対価として支払われる経費
- (3) その他区長が不適当と認める経費

【補助対象経費】

費目	補助対象経費	補助対象と認められない経費
報償費	講師等に対する謝金 ※社会通念上適正な額とする。	団体構成員への謝金
使用料	事業実施に必要な会場及び機材等の使用料・賃借料	団体運営のための会議等で使用する会場・機材等の使用料・賃借料
印刷費	印刷物(チラシ・ポスター、報告書等)の印刷費	団体の機関紙・記念誌の印刷費や団体運営のための会議等で使用するコピー代
保険料	イベント保険、レクリエーション保険等活動に必要な保険の加入に係る費用	団体構成員個人の保険料
消耗品費	事業実施に必要な事務用品(教材費等)	備品(事業に必要不可欠と審査で認められたものは可) 汎用性の高い物品(パソコン、タブレット等)
通信費	参加者への案内状などの郵送費、専ら補助対象事業において使用する携帯電話等の通話料・通信料	私用の携帯電話にかかる通話料・パケット通信料
委託費	イベント等の委託に関する費用	—
原材料費	事業で使用する食材等の材料購入に係る費用	会議等の茶菓代

----- 財産の処分について（要綱第 17 条） -----

補助金規則第 25 条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

4 申請方法

次の提出書類を作成し、受付期間内に提出してください。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
※様式の枠に収まらない場合は、別紙（様式自由）に詳細を記載してください。
- (3) 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 事業収支予算書（3年間）（第3号様式の2） ※ 単年度事業の場合、省略可
- (5) 団体等概要書（第4号様式）
- (6) 団体等構成員名簿
- (7) 団体等の会則・規則その他これらに類する書類
- (8) 法人にあっては、市町村民税納税証明書又は非課税証明書

※横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、暴力団員でないことを確認するため、追加の書類提出を依頼する場合があります。

【提出先】

住 所：〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1 泉区役所区政推進課地域力推進担当

窓 口：泉区役所3階307窓口（区政推進課地域力推進担当）

メール：iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

【書類の入手方法】

- (1) 区ホームページからダウンロード

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/izunnhojokinn.html

- (2) 次の区役所等の施設で配布

- ・ 泉区役所区政推進課地域力推進担当3階307窓口
- ・ 泉区役所区政推進課広報相談係（泉区役所1階101窓口）
- ・ 泉区内地域ケアプラザ
- ・ 泉区内地区センター



申請書類の記入漏れや提出書類の不足があった場合、採点ができないため、審査の対象外となる場合があります。

記入例を参考に漏れないように記入し、提出書類についても不足がないことを確認したうえで提出してください。

（提出前に、9ページのチェックリストにて自己チェックをお願いします。）

5 補助金交付の可否に関する審査について

- (1) 審査基準に基づき書類審査とします。
- (2) 予算の範囲内で、合計点数の高い順に交付決定します。
- (3) 申請の都度審査となるため、今年度選定されても、次年度以降も選定されることを保証するものではありません。

※審査基準等に満たない場合は補助対象となりません。

また、記入漏れや提出書類の不足があった場合、採点ができないため、審査の対象外となる場合があります。

【審査基準】

評価項目	審査の視点
事業目的	事業目的が明確か。
事業内容	地域の課題解決や魅力向上に寄与する内容になっているか。
実現性	運営体制や実施方法が実現可能な方法になっているか。
経費の妥当性	収支予算書は、事業に必要な経費が計上されており、妥当な金額になっているか。
効果	事業を実施することにより、地域によい効果があるか。

6 その他注意事項

- ☑ 募集要項を御理解のうえ、申請手続き及び事業を実施してください。
- ☑ 補助金は市税その他貴重な財源で賄われています。公正かつ効率的に使用してください。
- ☑ 補助金申請には事前相談が必要です。事前相談は予約制となります。

事前相談問合せ・予約先

泉区区政推進課地域力推進担当 3階 307 窓口

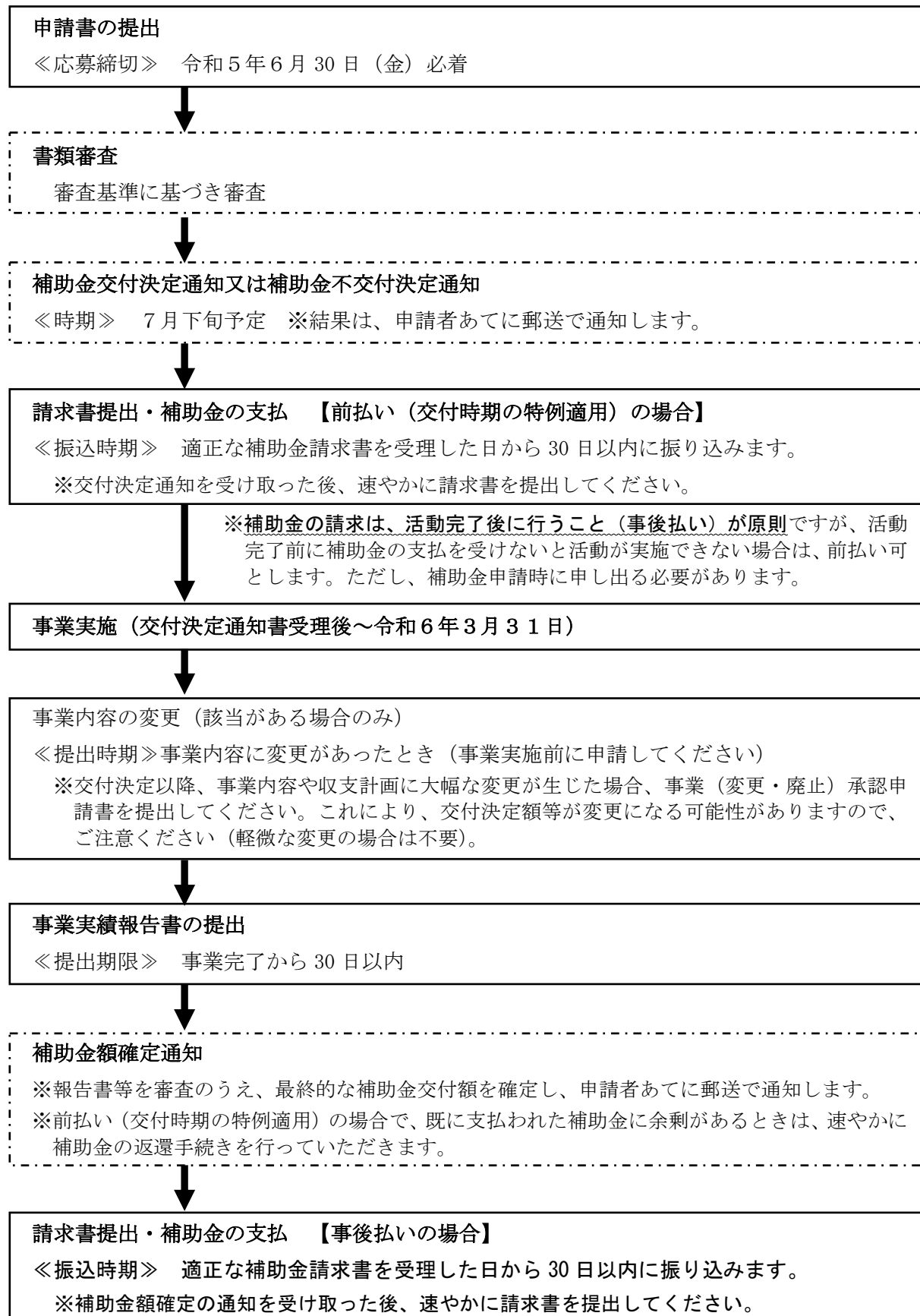
電 話：045-800-2333 F A X：045-800-2505

メール：iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp

- ☑ この補助金は、この補助金を受けた補助事業の実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- ☑ 事業計画や収支計画に変更がある場合は、事業（変更・廃止）承認申請書を提出していただく必要があります（軽微な変更の場合は不要）。また、活動の目的の変更や内容の根本的な変更については、認められない場合もありますので、必ず事前に御相談ください。
- ☑ 虚偽の申請や報告など、不正な手段によって補助金の交付を受けた場合は、その全額又は一部の決定を取消し、既に交付した補助金について期限を定めて返還していただきます。
- ☑ 当該事業の状況等について調査し、又は報告を求める場合があります。

7 スケジュール

補助金の申請から交付決定、請求、報告までの大まかな流れは次のとおりです。



泉区地域課題解決支援事業補助金申請におけるチェックリスト

チェック欄	項 目
	泉区地域課題解決支援事業補助金交付要綱を確認した。
	泉区地域課題解決支援事業補助金 令和5年度募集要項を確認した。
	補助金交付申請書（第1号様式）は、全て記載されている。 ☐ 交付申請コースのいずれか1コースにチェックがある。 ☐ 補助金交付申請額は補助金算出方法（第3号様式）に基づいて算出した額が記されている。
	事業計画書（第2号様式）は、全て記載されている。 ☐ 交付申請コースのいずれか1コースにチェックがある（申請書と一致している）。 ☐ 助成等の有無についてチェックがある。
	事業収支予算書（第3号様式）は、全て記載されている。 ☐ 収入の部の合計と支出の部の合計が一致している。 ☐ 補助対象経費に補助対象外経費は含まれていない。 ※補助対象経費が含まれていた場合、交付申請額が減額される場合があります。
	事業収支予算書（3年間）（第3号様式の2） ※単年度事業の場合は不要 ☐ 「横浜市補助金」欄は、要綱第7条の補助率及び補助限度額を確認して算出している。 ☐ 3年間とも収入の部と支出の部の合計が一致している。
	団体等概要書（第4号様式）は、全て記載されている。 ☐ 会報・広報誌等の発行の有無にチェックが入っている。 ☐ ホームページがある場合、URLが記載されている。 ☐ 確認事項欄の氏名が自署されている又は記名捺印されている。
	申請書に添付する書類は揃っている ☐ 事業計画書 ☐ 事業収支予算書 ☐ 事業収支予算書（3年間） ※単年度事業の場合は不要 ☐ 団体等概要書 ☐ 団体等構成員名簿 ☐ 団体等の会則・規則その他これらに類する書類 ☐ 法人にあっては、市町村民税納税証明書又は非課税証明書



泉区マスコットキャラクター
「いっずん」

【問合せ先】

泉区区政推進課地域力推進担当

電 話：０４５－８００－２３３３

FAX：０４５－８００－２５０５

メール：iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課

地域力推進担当課長 土田 俊樹

泉区地域活動コーディネーター等派遣について（情報提供）

地区経営委員会を対象に行っていたコーディネーター等派遣について、対象団体を拡大しました。本派遣は、泉区内における多様な課題解決や魅力づくりに主体的に取り組む団体に対して、専門的知見から支援することを目的に行うものです。

つきましては、別添のとおり泉区地域活動コーディネーター等派遣チラシを配付いたしますので、地域活動を進めるうえで御活用ください。

1 派遣概要

(1) 名称

泉区地域活動コーディネーター等派遣

(2) 派遣対象団体

ア 泉区内の自治会町内会

イ 泉区内の自治会町内会及び泉区内の各種団体等で構成される協議体

ウ 泉区を活動拠点とし泉区内の自治会町内会と連携している団体

(3) 派遣対象の活動

ア 地域活動の担い手の発掘・育成に関する活動

イ 地域の魅力づくりに関する活動

ウ 地域活動に関する専門的な知識・経験・情報を得るための研修の開催

(4) 派遣時間及び回数

1回あたり最大2時間の派遣を当該年度内3回まで

2 添付資料

泉区地域活動コーディネーター等派遣チラシ

3 その他

申請する場合は地域力推進担当に事前相談を行ってください。

担当：泉区区政推進課地域力推進担当

井戸、齋藤

TEL：800-2333 FAX：800-2505

mail:iz-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

地域活動の悩みを専門家がアドバイスします

経験豊富なコーディネーターの派遣制度を利用して
課題解決のヒントを見つけてみませんか？

こんな悩みは
ありませんか？



子どもから高齢者まで多世代が
集まる場所を作りたいけど
どうしたらいい...

自分たちの活動を
もっといろんな人に
知ってもらいたい

活動がマンネリ化してきて、
活性化するよう
コーディネートしてほしい



派遣時間・回数

単年度あたり最大 **2** 時間の派遣を **3** 回まで

対象となる活動

- (1) 地域活動の担い手の発掘・育成に関する活動
- (2) 地域の魅力づくりに関する活動
- (3) 地域活動に関する専門的な知識・経験・情報を得るための研修の開催

希望する場合は、事務局まで**事前に御相談**ください

お問い合わせ

泉区区政推進課 地域力推進担当（区役所 3 階 307 番窓口）

電話：045-800-2333 FAX：045-800-2505

メール：iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp

詳細はこちら↓



泉区地域活動コーディネーター等派遣

検索

自治会町内会長 各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 5 年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和 5 年 7 月 31 日（月）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）**【主な提出書類】**

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第 3 号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28 年度から 4 年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、5 年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和 5 年 4 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 6 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額 210,000 円

⑤ 交付台数

令和 5 年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数を 150 台 に拡充します。

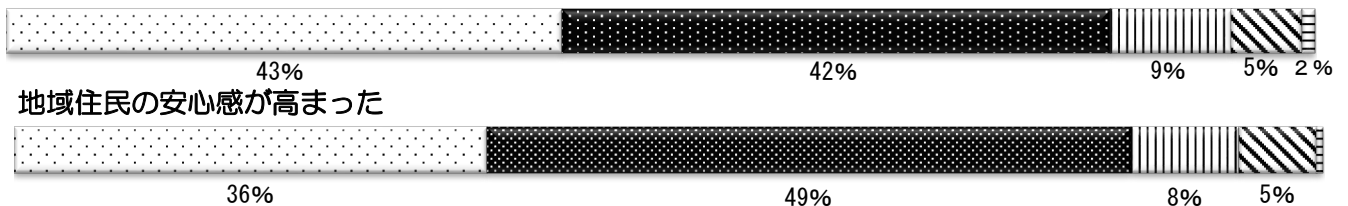
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

設置団体に対するアンケートを実施しました！

「地域防犯カメラの設置により、どのような効果を感じていますか。」という質問に対し、
自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった



☐ そう思う ☒ どちらかというと思う ☐ どちらかというと思わない ☐ そう思わない ☐ 未回答

「自治会町内会役員・会員の防犯に対する意識が高まった」と答えた団体が 85%、

「地域住民の安心感が高まった」と答えた団体が 85%、といった回答結果になりました！

防犯パトロールなどの自主防犯活動にあわせて、防犯カメラを設置することで、更なる地域の防犯力向上につなげていただきますよう、補助制度をぜひご活用ください。



電子申請システムによる申請
も受け付けています。
ぜひご活用ください！



横浜市市民局地域防犯支援課

電話 6 7 1 - 3 7 0 5

Fax 6 6 4 - 0 7 3 4

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

令和 6 年度の自治会町内会館整備等について（御案内）

1 令和 6 年度の会館整備予定の申し出について

令和 6 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

令和 6 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、地域振興課へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくことになります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

2 今後のスケジュール

（1）地域振興課への書類提出の締切は、令和 5 年 7 月末までとなります。

必要な書類等については、地域振興課へお問い合わせください。

（内容を審査した上で、令和 5 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）

（2）令和 6 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 6 年 3 月末頃の予定です。

3 令和 5 年度の自治会町内会館整備費補助事業について（横浜市全体）

整備予定件数 32 件（新築 4 件、増築 0 件、耐震補強工事＋修繕 3 件、修繕 25 件）

事業予算額 89,446 千円（事前申請分：85,446 千円、緊急対応分：4,000 千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

4 添付資料

自治会町内会館整備のための補助制度等の御案内

※補助申請及び御相談の際は担当へ事前連絡の上、御来庁ください。お待たせしないよう調整させていただきます。

担当：泉区地域振興課 田岡
電話 800-2391 FAX 800-2507

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和5年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300 万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100 万円を限度に外構工事に要する経費の 2 分の 1 を補助します。（新築・購入の場合、1 m²当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び 200 万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度 7 月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、**必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。**
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、**工事請負契約前又は売買契約締結前に**、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、**必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。**
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度 7 月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「**財産の処分制限期間（※注）**」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

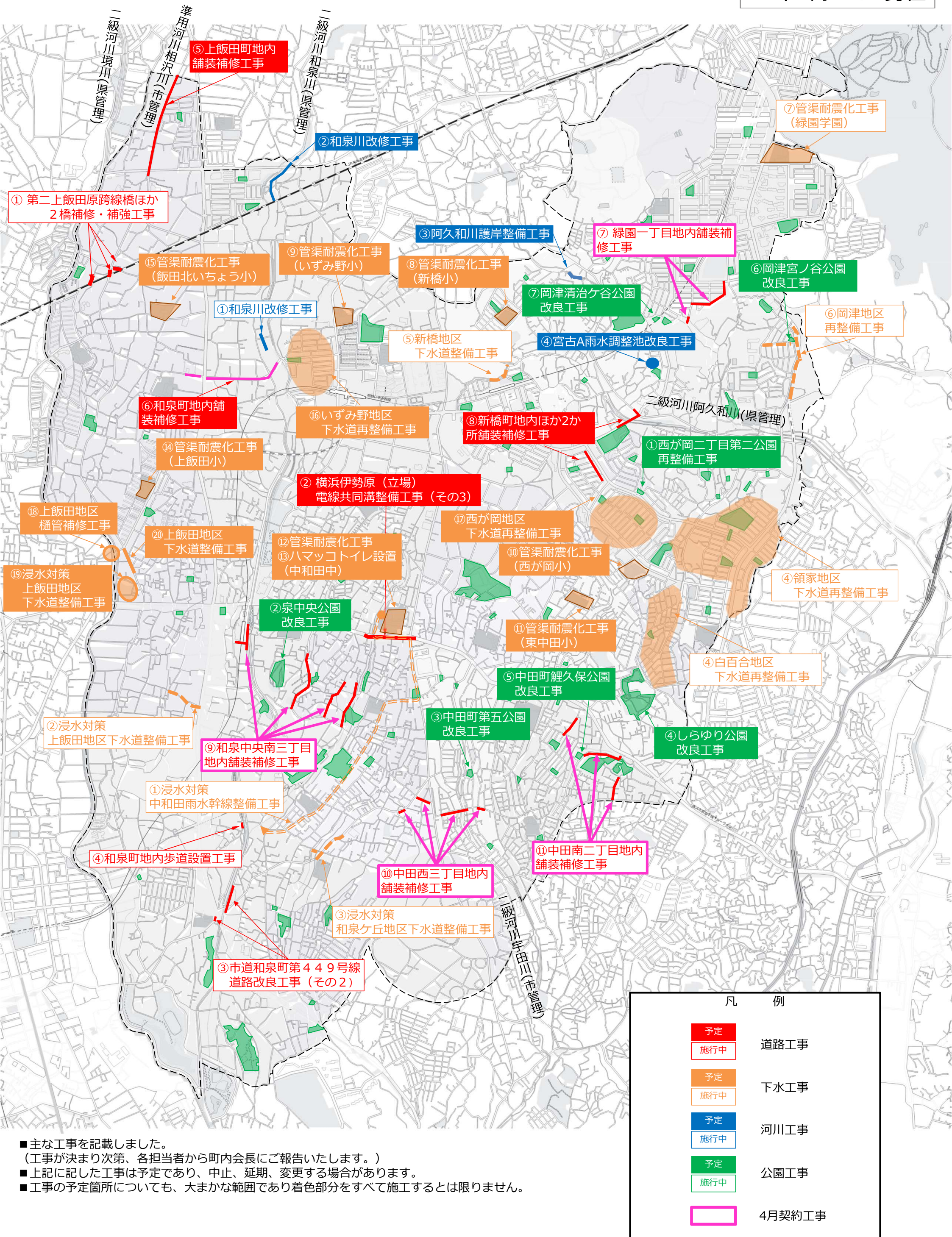
横浜市 町内会館

検索

令和5年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料 18

R5年4月19日現在



1 犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知状況

資料 19

	重要 犯罪	暴行・ 傷害 等	詐欺等	窃 盗										その他	合計
				空き巣	忍込み	侵入盗 その他	自動車盗	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	その他			
3 月中	1	2	3	2	1	6	1	0	0	3	1	11	4	35	
前年比	+1	+1	-1	+2	+1	+6	+1	±0	±0	-1	+1	+2	+2	+15	
3 月末	1	9	12	5	1	13	2	0	2	10	3	30	12	100	
前年比	-1	+8	+2	+5	+1	+10	+1	±0	±0	-2	+1	-10	+4	+19	

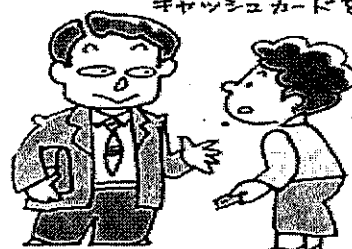
※1 重要犯罪には、殺人・強盗・放火・強制性交・誘拐・強制わいせつがある。

※2 侵入盗その他には、金庫破り、病院荒し、学校荒し、事務所荒し、出店荒し、すり等がある。

※3 その他には、住居侵入、器物損壊、占有離脱物横領がある。

(2) 特殊詐欺認知状況

累計	前年比	3月発生	被害総額
12	+6	3	¥29,225,099



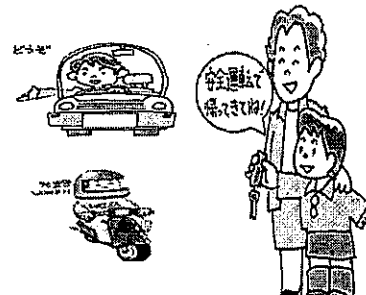
(3) 町名別認知状況

	下飯田	和泉町	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	同津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
3 月中	5	3	3	1	0	0	7	0	1	1	0	0	3	6	0	1	1	1	0	0	2	35
前年比	+4	-2	+3	±0	±0	-1	+2	±0	+1	+1	±0	-2	+3	+6	±0	-1	+1	+1	±0	±0	-1	+15
3 月末	7	8	7	3	4	2	18	0	2	2	0	6	10	11	1	4	2	2	2	0	9	100
前年比	+2	-13	+5	-2	+4	±0	-2	±0	+2	±0	±0	+3	+5	+8	±0	±0	+2	-1	+2	±0	+4	+19

2 交通事故の発生概況

(1) 発生概況

	発生件数	死者数	負傷者数
泉区 3 月中	20	0	22
前年比	-6	±0	-6
泉区 3 月末	66	0	72
前年比	-9	±0	-8
県内 3 月末	5,217	29	6,153
前年比	+377	+1	+644



(2) 路線別発生概況

	環状4号	横浜伊勢原線 (長後街道)	阿久和鎌倉線 (かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
3 月中	5	1	1	0	0	12	1	20
前年比	+3	-3	-3	-1	±0	+1	-3	-6
3 月末	8	8	4	4	1	39	2	66
前年比	±0	+1	-3	+2	-1	-4	-4	-9

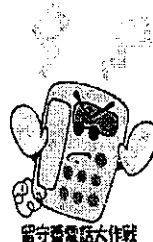
※ その他とは、私道や駐車場内・私有地内の意味

(3) 町名別発生概況

	下飯田	和泉町	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	同津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	合計
3 月中	0	4	1	1	0	2	2	0	0	1	1	1	2	1	0	2	0	1	0	0	1	20
前年比	±0	+2	+1	±0	±0	+1	-1	±0	±0	+1	-2	-1	-2	±0	-2	-1	-2	+1	-1	±0	±0	-6
3 月末	1	11	5	4	0	4	6	0	2	2	2	3	4	4	1	8	3	1	2	1	2	66
前年比	+1	±0	-1	±0	-2	+1	-5	±0	±0	+2	-1	-3	-2	+2	-1	+3	+1	-1	-1	+1	-3	-9

(4) 主要都道府県交通事故死者数ワースト順位 3月末

順位	都道府県名	死者数
1	大阪	40
2	愛知	35
3	千葉	30
4	神奈川	29
5	福岡	27
6	東京	26
7	茨城	24
7	兵庫	24
7	埼玉	24
10	北海道	20



★防犯対策電話録音機 貸出中★

・ 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。

・ 高齢者向けに無償で貸し出します。

* 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課
045-805-0110

資料 20

泉区連長会資料
令和5年4月19日
泉 消 防 署

火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和5年3月31日(金) 現在

火災状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災件数		8	9	△ 1	213	182	31
火災種別	建物火災	5	6	△ 1	123	123	0
	車両火災	2	0	2	18	17	1
	その他火災	1	3	△ 2	72	42	30
	林野火災	0	0	0	0	0	0
	船舶火災	0	0	0	0	0	0
	航空機火災	0	0	0	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	198	70	128	1,767	1,829	△ 62
	死者	1	0	1	4	7	△ 3
	負傷者	1	2	△ 1	28	30	△ 2

泉区内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
たばこ	2	1	1
電灯・電話等の配線	2	0	2
ストーブ	1	0	1
こんろ	1	1	0
上記以外の火災原因	2	7	

市内 主な火災原因	令和5年	令和4年	増△減
放火(疑い含む)	42	26	16
たばこ	36	31	5
こんろ	18	15	3
配線器具	13	10	3
電気機器	11	16	△ 5
上記以外の火災原因	93	84	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況

		泉 区 内			横 浜 市 内		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
救急出場件数		2,368	2,507	△ 139	57,899	57,588	311
救急種別	急病	1,696	1,780	△ 84	40,821	40,611	210
	交通事故	65	99	△ 34	2,037	2,012	25
	一般負傷	463	457	6	10,700	10,559	141
	その他	144	171	△ 27	4,341	4,406	△ 65

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	0
緑園地区	0
新橋地区	0
和泉北部地区	1
和泉中央地区	2
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	0
上飯田地区	2
上飯田団地地区	0
いちょう団地地区	0
中田地区	1
しらゆり地区	0
その他	0

消防団分団別火災発生状況

分団名	件数
第1分団	1
第2分団	0
第3分団	4
第4分団	2
第5分団	1

泉消防団では団員を募集しています！

「この街のために」 地域防災力の維持向上を目指して、一緒に活動してみませんか。

泉消防団・泉消防署

地区連合自治会町内会長 様

泉区区政推進課

地域力推進担当課長 土田 俊樹

令和5年度泉区地域支援チーム担当者一覧について

泉区役所では、複雑化・多様化する地域課題を解決に結びつけていくために、12の地区連合自治会・町内会に対応した地域支援チームを設置しています。今年度のチームメンバーが決まりましたのでお知らせします。地域支援チームが支援の窓口となり、地域の皆様と共に考えながら、よりよいまちづくりを目指してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【配付資料】

泉区地域支援チーム担当者一覧

担当 泉区区政推進課地域力推進担当
井戸、齋藤

電話：800－2333 FAX：800－2505

E-mail：iz-chiikiryouku@city.yokohama.jp

泉 区 連 長 会 資 料
令和 5 年 4 月 19 日
泉区総務課統計選挙係

泉 総 第 2265 号
令和 5 年 4 月 19 日

地区連合自治会町内会長 各位

泉区総務課長

区勢便覧「IZUMI 2023」の御提供について

陽春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、泉区政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、統計データをもとに泉区の現況を取りまとめた「IZUMI 2023」区勢便覧を作成しましたので、お送りいたします。参考資料として御活用いただければ幸いです。

なお、本冊子のデータは泉区ホームページにも掲載しております。下記 URL から御覧いただくことができますので、是非御利用ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kusei/tokei/kuseibinran.html>

担当 泉区総務課統計選挙係 吉澤
電話 800-2315
FAX 800-2505

区勢便覧

IZUMI 2023



泉区をデータで見よう



IZUMI 2023

区勢便覧

はじめに

泉区は、昭和61年11月3日に戸塚区から分区し、誕生しました。横浜市の南西部に位置し、農地や樹林が豊かに残っています。産業においても、市内で農地面積が最も大きいなど、自然に恵まれた大地を生かした農業が盛んな地域となっています。また、昼夜間人口比率は、市内で最も低く、泉区が住宅都市であることが分かります。

この区勢便覧は、人口、産業、生活関連などの様々な統計データをもとに、泉区の現状を取りまとめています。泉区への関心と理解を深めていただく資料として御活用いただければ幸いです。

作成にあたり、貴重な資料を御提供いただきました関係機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和5年3月 横浜市泉区役所

利用にあたって

- 1 便覧は、原則として泉区の最新資料と横浜市統計書をもとに作成しました。表、グラフに資料名の記されていないものは、これによります。
- 2 資料の調査時期は原則として各表に掲げました。「〇年」とあるのは年間（1月1日～12月31日）、「〇年度」とあるのは会計年度（4月1日～翌年3月31日）を示します。
- 3 割合等は四捨五入をしているため、必ずしも合計と一致しない場合があります。
- 4 統計表中の符号の用法は次のとおりです。
 - 「－」・・・皆無もしくは当該数値の無いもの
 - 「…」・・・不詳のもの
 - 「△」・・・比較減を表すもの
 - 「×」・・・数量が少ないために特に秘したもの
- 5 便覧に収録した統計データについて、さらに詳細な数字が必要な場合、又は御質問等のある場合は、各表にある資料作成機関又は泉区役所総務課統計選挙係にお問い合わせください。

目 次

1. 略年表	1
2. 地勢	3
3. 人口・世帯	6
4. 経済	
(1) 事業所	13
(2) 工業	14
(3) 商業	15
(4) 農業	16
5. 生活	
(1) 税金	17
(2) 戸籍	18
(3) 国民健康保険	19
(4) 年金	20
(5) 福祉保健相談	21
(6) 高齢者支援	21
(7) 生活保護	23
(8) こども家庭支援	24
(9) 衛生	26
(10) 住宅	27
(11) 公園	28
(12) 道路・交通	29
(13) 警察・消防・病院	30
(14) 水道・ガス・ごみ	32
(15) スポーツ・文化	33
6. 教育	
(1) 学校	34
(2) 図書館	35
7. 選挙	36
8. 防災	37
9. 区の紹介	39



1. 略年表

	西暦	年号	月	主な出来事
鎌倉郡	1878	明治11	7	群区町村編成法の執行により、大区・小区制を廃し、郡に郡役所、村に戸長役場を設置
	1884	17	7	各村の戸長を廃し、連合戸長役場を和泉村の長福寺、岡津村の向導寺に設置
	1889	22	4	市制・町村制の実施により上飯田・下飯田・和泉・中田は合併し鎌倉郡中川村になる。 持田角左衛門が製糸場を設立、これ以降、各所に製糸場が設立
	1909	42		横浜港開港50周年にあたり、横浜市歌・徽章を制定
	1914	大正 3	5	戸塚・長後間の新道が開通、成宮鶴吉が乗合馬車の営業を開始
	1920	9	5	戸塚・長後間の新道を県道に認定、鶴屋自動車会社が乗合バスの営業を開始
	1923	12	9	関東大震災で中和田村では730戸中328戸が、中川村では623戸中138戸が全壊するなど多大な被害を受ける。
	1926	15	6	戸塚の不動坂から阿久和の観音寺下まで県道が開通
旧戸塚区	1928	昭和 3		戸塚・阿久和間に相沢自動車店が乗合バスを運行開始
	1932	7		旅客機が東京・大阪間の夜間飛行を開始。航空灯台を和泉町横根稲荷の通称「富士やま（富士塚）」に設置（昭和19年撤去）
	1939	14	4	横浜市は第6次市域拡張を実施、鎌倉郡のうち、1町7村（戸塚・瀬谷・中川・中和田・川上・大正・豊田・本郷）が編入され、戸塚区となる。
			5	戸塚区役所開庁、このとき下阿久和が分離して新橋町となる。
	1947	22		旧中和田村役場庁舎に戸塚区役所中和田地区事務所を設置
	1951	26	3	中和田地区事務所を廃止、戸塚区役所中和田出張所を開設
	1952	27	5	戸塚消防署中和田分遣所（現泉消防署）を設置
			12	中川地区事務所を廃止、戸塚区役所中川吏員派出所を開設
	1969	44	10	戸塚区から瀬谷区が分區
			4	中和田出張所を和泉町字神田に移転
	1975	50	6	しらゆり公園公開
			7	しらゆり集会所開館
	1976	51	4	相模鉄道いずみ野線「二俣川駅」～「いずみ野駅」（6.0km）が開通
	1977	52	7	中和田出張所を廃止し、中和田支所を開設
			1	いずみ台公園公開
	1984	59	10	神明台処分地暫定開放施設（現、第二野球場）開設
泉区			12	「横浜市戸塚区の再編成に関する条例」を市会で議決
	1985	60	3	和泉川の水辺拠点「和泉川親水広場」開設
			12	新区名「泉区」選定
	1986	61	6	泉区仮庁舎が現在地に完成
	1986	61	11	泉区発足（11月3日）
			12	泉中央公園公開
				立場地区センター開館
	1987	62	3	区のシンボルマークを制定
	1988	63	3	泉区休日急患診療所「泉区メディカルセンター」開所
			4	泉消防署開署
			7	市政100周年泉区地域イベント「泉・水と緑の祭り」開催
			11	緑園東公園公開
	1989	平成元	2	老人福祉センター「泉寿荘」開所
				泉図書館開館
			4	和泉遊水地多目的広場開設
				市政100周年「泉区民デー」開催
			8	道路局泉土木事務所開所
			12	西が岡公園公開
	1990	2	1	水道局泉営業所（後の戸塚・泉地域サービスセンター）開所（2016年3月移転）
			3	中川地区センター開館
			4	相模鉄道いずみ野線延伸（「いずみ野駅」～「いずみ中央駅」2.2km）
				いちょうコミュニティハウス開館
				神明台処分地暫定開放施設（現、第一野球場）開設
			5	区内初の総合病院「国際親善総合病院」開院
			6	領家公園公開
				泉公会堂開館
	1991	3	5	泉公会堂開館
			8	こどもログハウス「げんきっこ」開館
			11	上飯田在宅支援サービスセンター（現、上飯田地域ケアプラザ）開所
	1992	4	4	泉警察署開署
				区の花「あやめ」を制定
			9	葛野コミュニティハウス開館
				泉スポーツセンター開館
	1993	5	4	みなみコミュニティハウス開館
			8	緑園地域交流センター開館
			9	泉区民文化センター「テアトルフォンテ」開館
	1994	6	4	いずみ野コミュニティハウス開館
			5	和泉川の水辺拠点「地蔵原の水辺」開設
			7	中和田コミュニティハウス開館
			12	横浜市総合計画「ゆめはま2010プラン」泉区計画策定

2. 地 勢

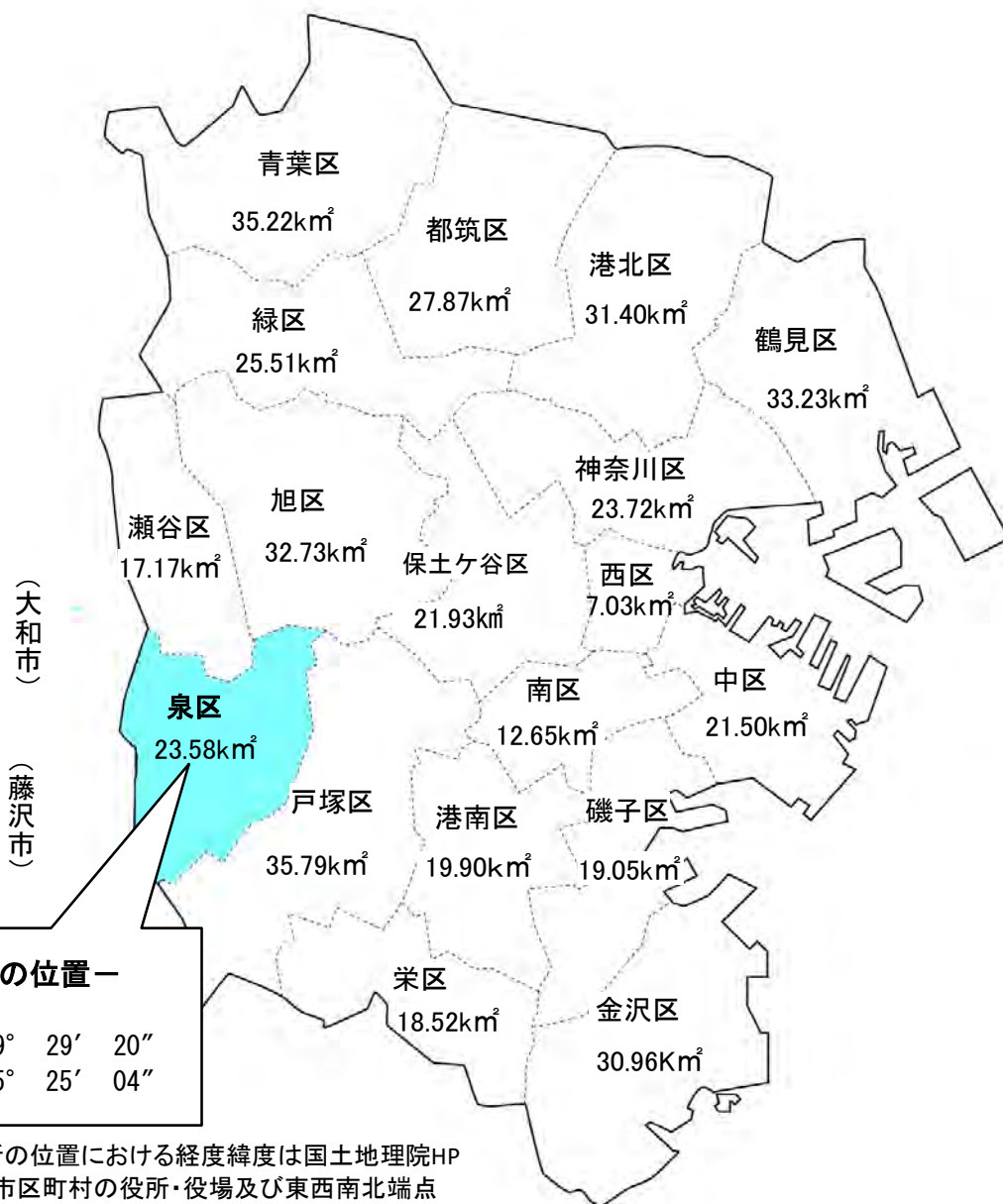
● 泉区の位置 ●

令和4年4月1日現在

—面積—

23.58km²

横浜市全体（437.78km²）の約5.4%です。
市内で、10番目の大きさです。



—泉区役所の位置—

東経：139° 29′ 20″
北緯：35° 25′ 04″

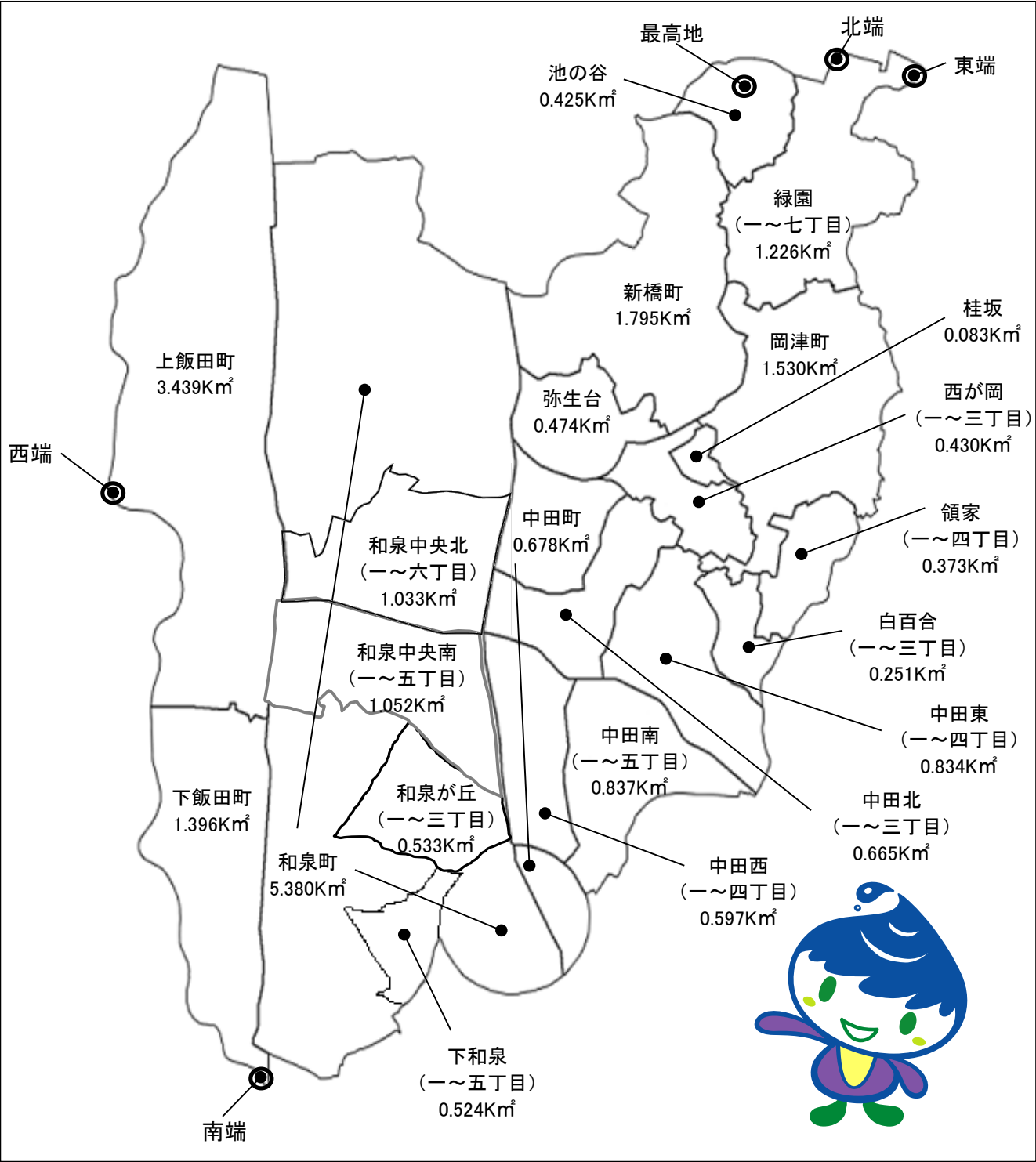
※泉区役所の位置における経度緯度は国土地理院HP
(神奈川県市区町村の役所・役場及び東西南北端点
の経度緯度(世界測地系))より

市域面積は、国土地理院が公表する全国都道府県市区町村別面積調によるもので、4・9～10ページの町別面積の合計とは一致しません。

泉区は横浜市の南西部に位置していて、市内では、旭区・瀬谷区・戸塚区と隣接しています。その他には、市の境を流れる境川・相沢川を挟んで、大和市・藤沢市と接しています。

また、区内には、境川の支流の和泉川・阿久和川・宇田川（村岡川）の3本の河川が流れており、地下水脈も豊富なため、水が豊かなところが泉区の特徴です。





	地名	東経	北緯	距離
東端	緑園七丁目	139° 31′ 54″	35° 26′ 53″	東西：約6.0km
西端	上飯田町	139° 28′ 21″	35° 25′ 25″	
南端	下飯田町	139° 29′ 02″	35° 23′ 16″	南北：約7.8km
北端	緑園七丁目	139° 31′ 29″	35° 26′ 59″	

※経度緯度は国土地理院HP(神奈川県市区町村の役所・役場及び東西南北端点の経度緯度(世界測地系))より
※距離は経度緯度をもとに計算

最高地	池の谷
海面からの高度	88.4m

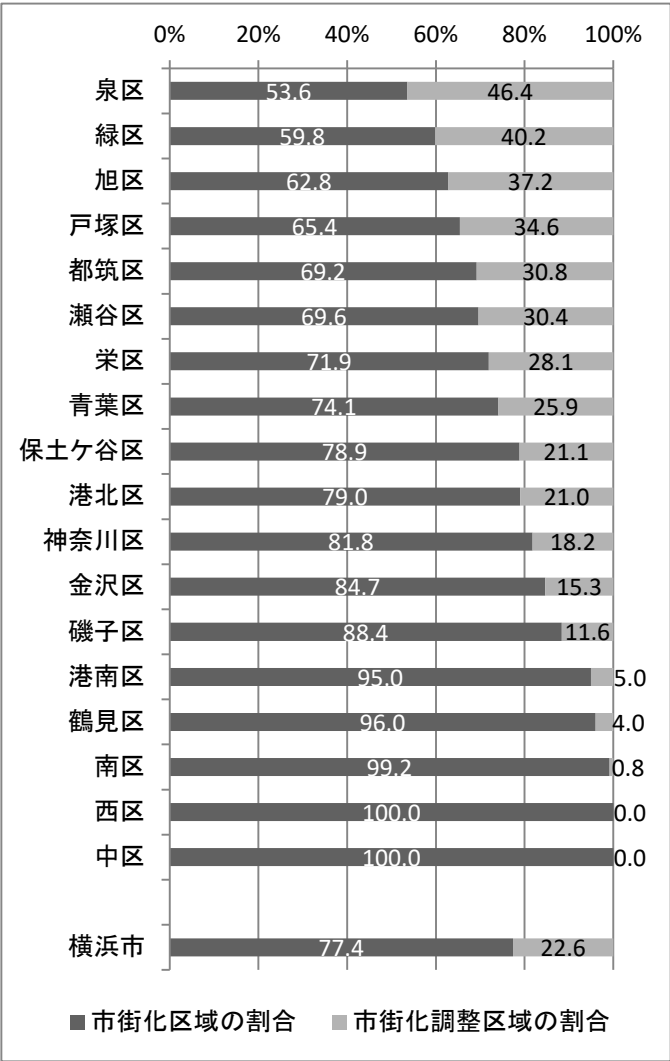
● 計画区域面積 ●

令和4年3月31日現在

都市計画区域	泉区		横浜市	
	面積 (Km ²)	割合 (%)	面積 (Km ²)	割合 (%)
市街化区域	12.6	53.6	337.7	77.4
市街化調整区域	10.9	46.4	98.9	22.6
合計	23.5	100.0	436.5	100.0

● 都市計画区域の割合 ●

令和4年3月31日現在



● 用途別面積 ●

令和4年3月31日現在

用途地域	泉区	横浜市
	面積 (Km ²)	面積 (Km ²)
第1種低層住居専用地域	8.6	137.0
第2種低層住居専用地域	0.1	1.7
第1種中高層住居専用地域	0.7	27.0
第2種中高層住居専用地域	0.3	17.7
第1種住居地域	1.4	46.2
第2種住居地域	0.1	5.3
準住居地域	1.0	14.9
近隣商業地域	0.3	14.3
商業地域	0.0	19.3
準工業地域	0.2	18.4
工業地域	0.0	17.2
工業専用地域	0.0	18.3
合計	12.6	337.3

泉区は、市街化調整区域の割合が18区中1位となっています。

なお面積は小数点第2位で四捨五入し、数値が0.1未満のものは0.1に切上げた数値としているため、合計数と一致しない場合があります。



● 自治会・町内会加入状況 ●

各年4月1日現在

	令和2年	令和3年	令和4年
区内世帯数	62,680世帯	63,133世帯	63,704世帯
自治会・町内会加入世帯数	47,196世帯	46,961世帯	46,528世帯
自治会・町内会加入率	75.3%	74.4%	73.0%

資料：地域振興課

3. 人口・世帯

● 区別世帯と人口 ●

令和4年10月1日現在

区名	世帯数	人口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/k㎡)
		総数	男	女		
横浜市	1,781,879	3,771,961	1,860,765	1,911,196	2.12	8,616
鶴見区	146,524	295,366	152,236	143,130	2.02	8,889
神奈川区	132,215	249,054	126,924	122,130	1.88	10,500
西区	58,279	105,588	53,271	52,317	1.81	15,020
中区	86,028	150,877	76,645	74,232	1.75	7,018
南区	105,755	197,672	98,538	99,134	1.87	15,626
港南区	97,044	214,599	104,408	110,191	2.21	10,784
保土ヶ谷区	100,239	206,152	101,005	105,147	2.06	9,400
旭区	107,739	242,572	116,818	125,754	2.25	7,411
磯子区	79,373	165,605	81,460	84,145	2.09	8,693
金沢区	90,815	196,660	95,495	101,165	2.17	6,352
港北区	179,482	362,122	180,458	181,664	2.02	11,533
緑区	80,801	182,755	89,690	93,065	2.26	7,164
青葉区	135,100	310,490	149,779	160,711	2.30	8,816
都筑区	87,108	214,737	105,090	109,647	2.47	7,705
戸塚区	124,228	283,610	138,076	145,534	2.28	7,924
栄区	53,958	120,879	58,759	62,120	2.24	6,527
泉区	63,842	151,571	73,347	78,224	2.37	6,428
瀬谷区	53,349	121,652	58,766	62,886	2.28	7,085

泉区は18区中、世帯数は15位、人口は14位、また、在日米軍深谷通信隊施設（平成26年度返還）など広域の接收地があったため人口密度は18区中17位です。



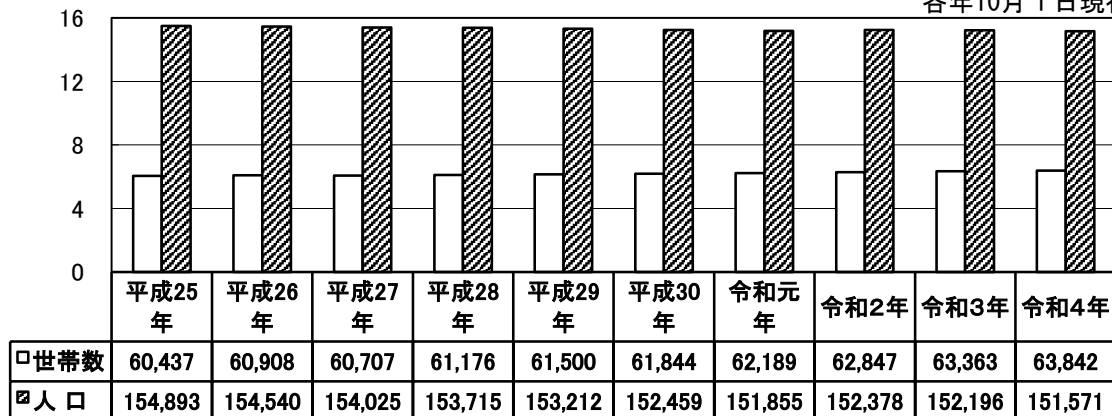
● 世帯と人口の推移 ●

各年10月1日現在

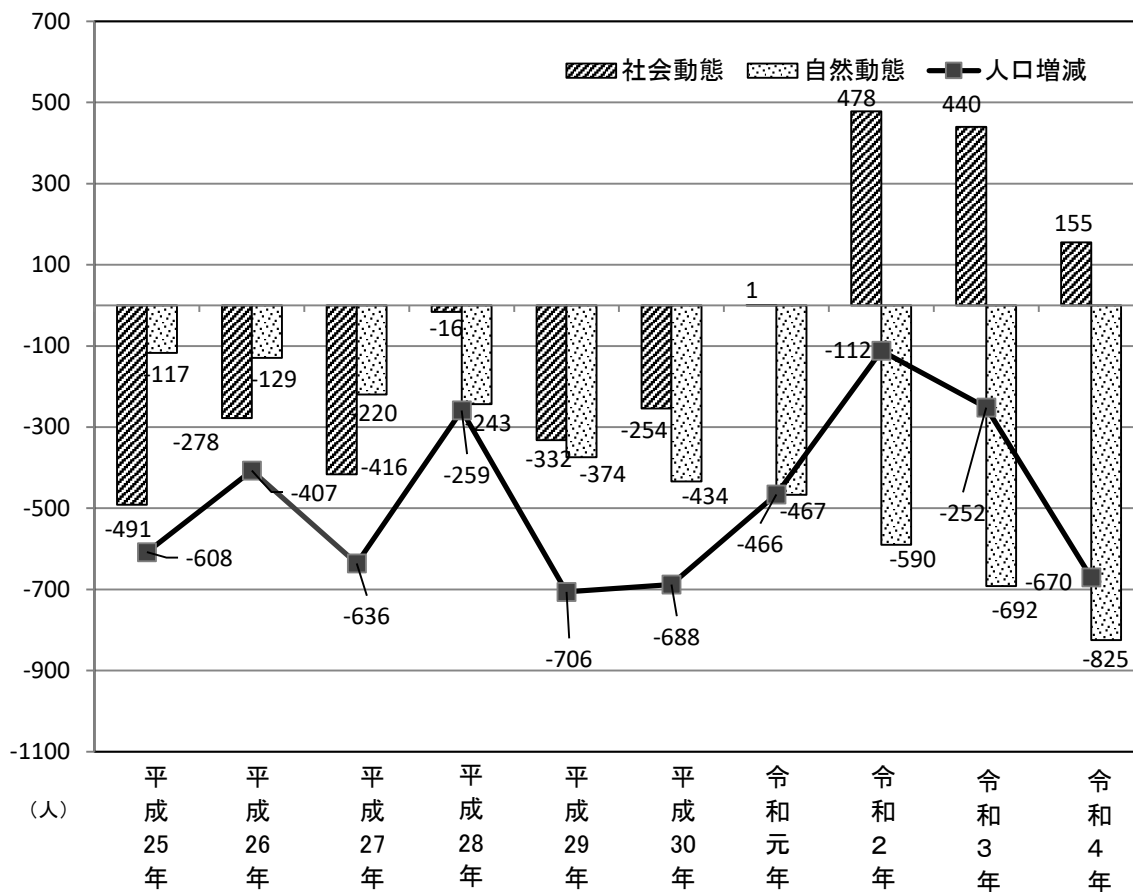
区分	世帯数	人口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/k㎡)
		総数	男	女		
平成25年	60,437	154,893	75,842	79,051	2.56	6,574
平成26年	60,908	154,540	75,638	78,902	2.54	6,559
平成27年	60,707	154,025	75,460	78,565	2.54	6,538
平成28年	61,176	153,715	75,218	78,497	2.51	6,524
平成29年	61,500	153,212	74,868	78,344	2.49	6,503
平成30年	61,844	152,459	74,470	77,989	2.47	6,471
令和元年	62,189	151,855	74,174	77,681	2.44	6,445
令和2年	62,847	152,378	73,934	78,444	2.42	6,462
令和3年	63,363	152,196	73,780	78,416	2.40	6,454
令和4年	63,842	151,571	73,347	78,224	2.37	6,428

(世帯・万人)

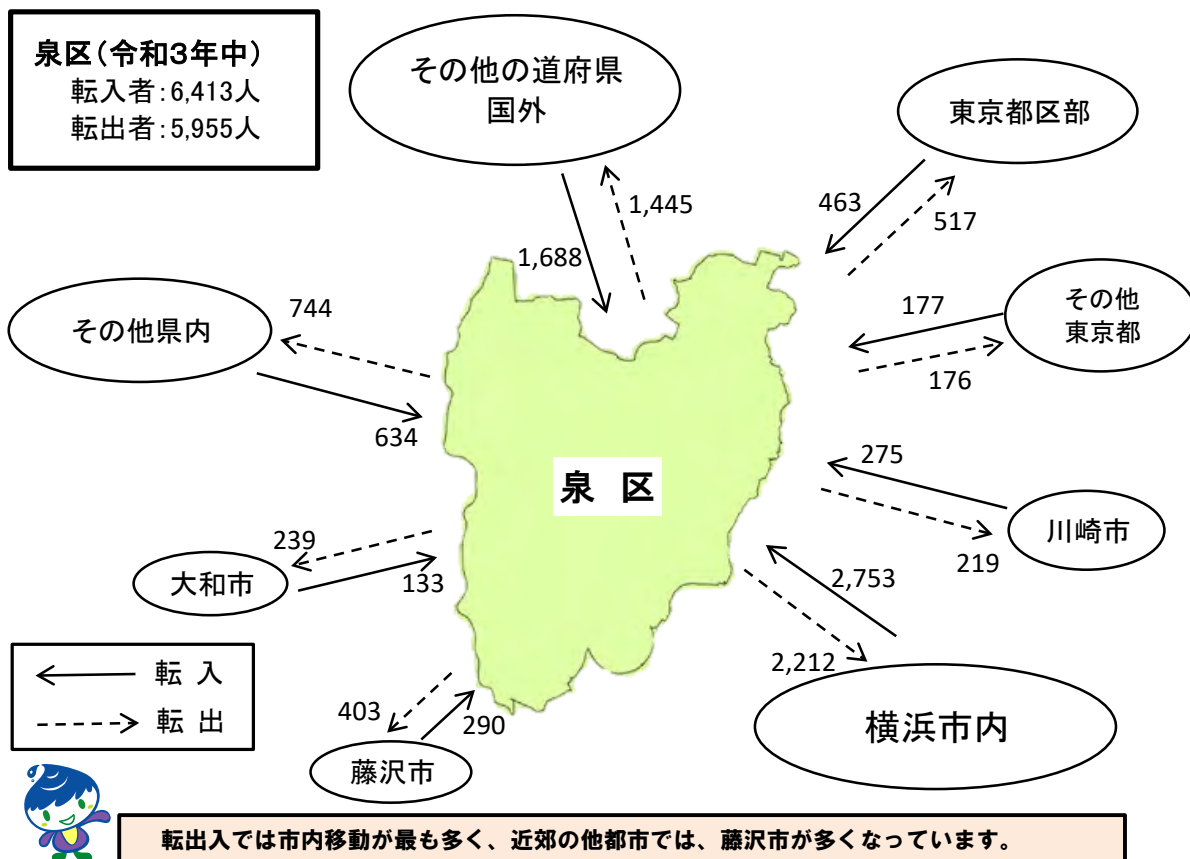
各年10月1日現在



● 泉区の社会動態・自然動態・人口増減の推移 ●

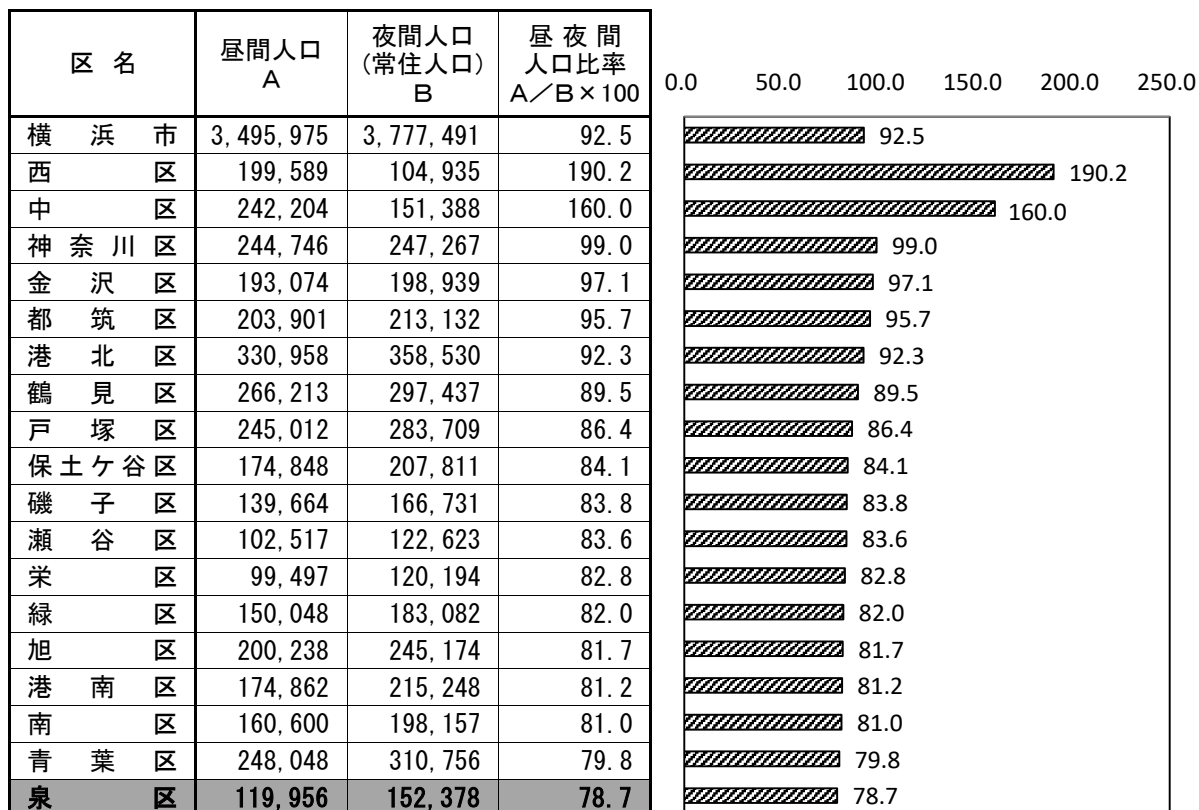


● 泉区の転出入状況 ●



● 区別昼夜間人口比率 ●

令和2年10月1日現在



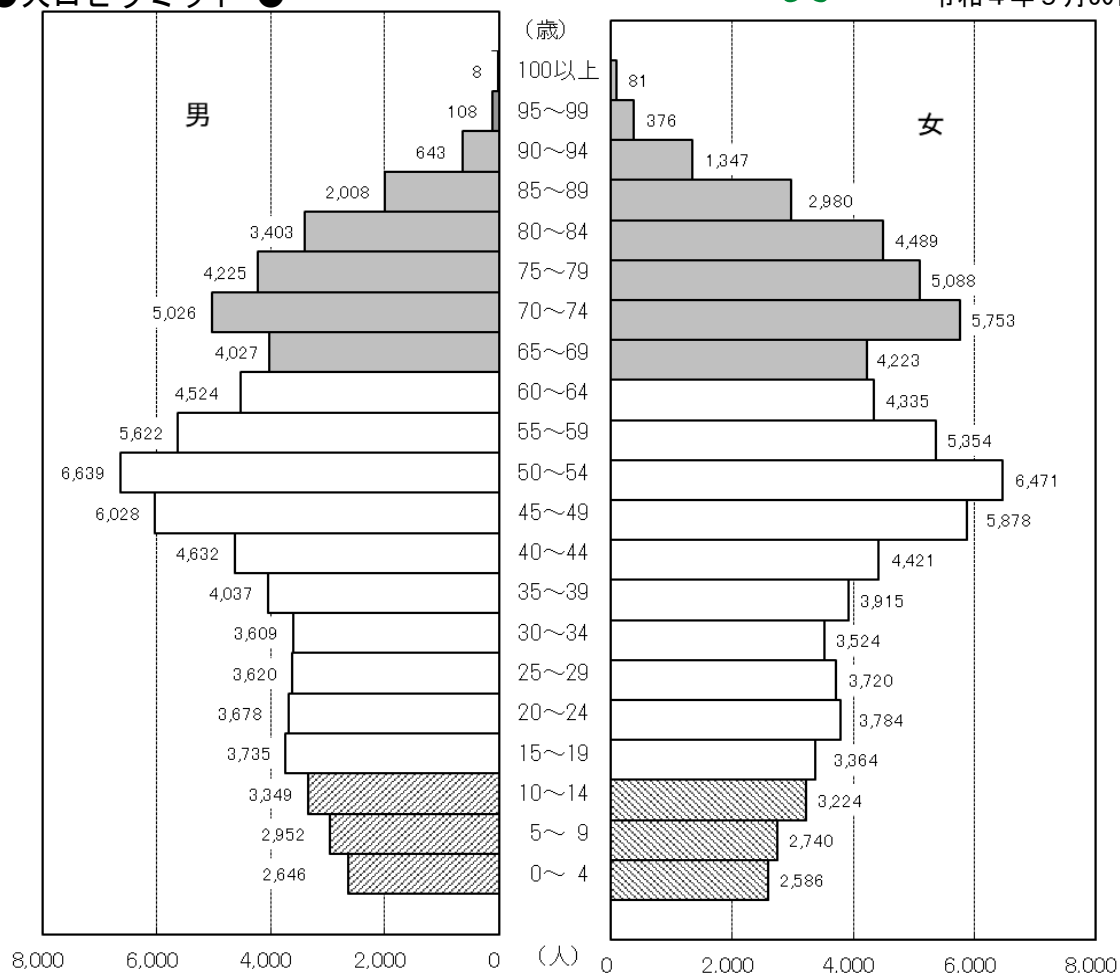
泉区の昼夜間人口比率は78.7%で、18区の中で最も比率が低いです。



資料：令和2年国勢調査

● 人口ピラミッド ●

令和4年9月30日現在



年少人口、生産年齢人口、老年人口で色分けしています。
一番人口が多いのは、50～54歳代となっています。

資料：令和3年(2021) 年齢別人口(住民基本台帳による)

● 町別世帯と人口 ●

令和4年9月30日現在

町 名	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女		
泉 区	23.555	70,857	152,172	74,519	77,653	2.15	6,460
岡 津 町	1.530	4,989	11,593	5,686	5,907	2.32	7,577
新 橋 町	1.795	3,976	8,763	4,330	4,433	2.20	4,882
弥 生 台	0.474	2,258	4,741	2,220	2,521	2.10	10,002
中 田 町	0.678	135	281	137	144	2.08	414
和 泉 町	5.380	6,808	14,129	7,005	7,124	2.08	2,626
下 飯 田 町	1.396	1,283	2,662	1,300	1,362	2.07	1,907
上 飯 田 町	3.439	8,987	17,497	8,436	9,061	1.95	5,088
池 の 谷	0.425	80	149	67	82	1.86	351
緑 園 一 丁 目	0.166	675	1,392	643	749	2.06	8,386
緑 園 二 丁 目	0.158	781	1,729	812	917	2.21	10,943
緑 園 三 丁 目	0.204	836	1,939	912	1,027	2.32	9,505
緑 園 四 丁 目	0.203	1,953	4,386	2,062	2,324	2.25	21,606
緑 園 五 丁 目	0.157	482	1,157	554	603	2.40	7,369
緑 園 六 丁 目	0.219	920	2,136	1,028	1,108	2.32	9,753
緑 園 七 丁 目	0.119	364	836	412	424	2.30	7,025
白 百 合 一 丁 目	0.097	725	1,589	769	820	2.19	16,381
白 百 合 二 丁 目	0.076	473	1,139	559	580	2.41	14,987
白 百 合 三 丁 目	0.078	518	1,202	589	613	2.32	15,410
西 が 岡 一 丁 目	0.174	598	1,360	643	717	2.27	7,816
西 が 岡 二 丁 目	0.112	450	1,059	513	546	2.35	9,455
西 が 岡 三 丁 目	0.144	513	1,147	554	593	2.24	7,965
領 家 一 丁 目	0.091	328	771	388	383	2.35	8,473
領 家 二 丁 目	0.070	361	855	413	442	2.37	12,214
領 家 三 丁 目	0.099	415	963	467	496	2.32	9,727
領 家 四 丁 目	0.113	408	975	475	500	2.39	8,628
桂 坂	0.083	353	870	401	469	2.46	10,482
中 田 東 一 丁 目	0.316	1,553	3,311	1,673	1,638	2.13	10,478
中 田 東 二 丁 目	0.158	1,025	2,031	979	1,052	1.98	12,854

上記の町別世帯と人口は、住民基本台帳人口を町・丁別に集計したものです。そのため、国勢調査を基礎とした10月1日現在の推計人口（横浜市人口ニュース）とは一致しません。



町 名	面 積 (km ²)	世 帯 数	人 口			1世帯 当たり人員	人口密度 (人/km ²)
			総 数	男	女		
中 田 東 三 丁 目	0.112	697	1,341	656	685	1.92	11,973
中 田 東 四 丁 目	0.248	1,391	3,079	1,508	1,571	2.21	12,415
中 田 北 一 丁 目	0.170	957	1,935	971	964	2.02	11,382
中 田 北 二 丁 目	0.193	560	1,163	566	597	2.08	6,026
中 田 北 三 丁 目	0.302	1,100	2,445	1,240	1,205	2.22	8,096
中 田 西 一 丁 目	0.184	772	1,569	755	814	2.03	8,527
中 田 西 二 丁 目	0.176	787	1,824	911	913	2.32	10,364
中 田 西 三 丁 目	0.112	664	1,465	722	743	2.21	13,080
中 田 西 四 丁 目	0.125	783	1,700	841	859	2.17	13,600
中 田 南 一 丁 目	0.172	874	1,860	909	951	2.13	10,814
中 田 南 二 丁 目	0.152	1005	2,063	1,011	1,052	2.05	13,572
中 田 南 三 丁 目	0.113	642	1,377	666	711	2.14	12,186
中 田 南 四 丁 目	0.208	1,314	2,787	1,387	1,400	2.12	13,399
中 田 南 五 丁 目	0.192	1,152	2,459	1,181	1,278	2.13	12,807
下 和 泉 一 丁 目	0.068	321	707	353	354	2.20	10,397
下 和 泉 二 丁 目	0.103	526	1,139	570	569	2.17	11,058
下 和 泉 三 丁 目	0.133	723	1,497	742	755	2.07	11,256
下 和 泉 四 丁 目	0.137	595	1,227	609	618	2.06	8,956
下 和 泉 五 丁 目	0.083	454	1,017	526	491	2.24	12,253
和 泉 が 丘 一 丁 目	0.210	857	1,739	893	846	2.03	8,281
和 泉 が 丘 二 丁 目	0.157	770	1,671	821	850	2.17	10,643
和 泉 が 丘 三 丁 目	0.166	745	1,572	802	770	2.11	9,470
和泉中央南一丁目	0.228	1,229	2,744	1,331	1,413	2.23	12,035
和泉中央南二丁目	0.211	1,151	2,482	1,204	1,278	2.16	11,763
和泉中央南三丁目	0.176	797	1,775	882	893	2.23	10,085
和泉中央南四丁目	0.229	862	1,900	940	960	2.20	8,297
和泉中央南五丁目	0.208	1,504	3,820	1,899	1,921	2.54	18,365
和泉中央北一丁目	0.189	926	1,991	1,001	990	2.15	10,534
和泉中央北二丁目	0.220	1,188	2,402	1,175	1,227	2.02	10,918
和泉中央北三丁目	0.131	792	1,697	835	862	2.14	12,954
和泉中央北四丁目	0.198	1,397	2,939	1,479	1,460	2.10	14,843
和泉中央北五丁目	0.174	485	862	454	408	1.78	4,954
和泉中央北六丁目	0.121	590	1,262	652	610	2.14	10,430

資料：令和4年(2022) 町丁別人口(住民基本台帳による)

令和4年9月30日現在

町 名	年 少 人 口 (0～14歳)	生産年齢人 口 (15～64歳)	老 年 人 口 (65歳以上)	総 数	平均 年齢	構 成 比 (%)		
						年少人口	生産年齢人口	老年人口
横 浜 市	437,927	2,383,809	933,206	3,754,942	46.7	11.7	63.5	24.9
泉 区	17,497	90,890	43,785	152,172	48.0	11.5	59.7	28.8
岡 津 町	1,530	7,442	2,621	11,593	44.9	13.2	64.2	22.6
新 橋 町	1,133	5,327	2,303	8,763	46.6	12.9	60.8	26.3
弥 生 台	484	2,680	1,577	4,741	50.6	10.2	56.5	33.3
中 田 町	33	168	80	281	49.0	11.7	59.8	28.5
和 泉 町	1,453	8,141	4,535	14,129	49.5	10.3	57.6	32.1
下 飯 田 町	335	1,542	785	2,662	47.6	12.6	57.9	29.5
上 飯 田 町	1,722	9,671	6,104	17,497	51.2	9.8	55.3	34.9
池 の 谷	27	67	55	149	49.4	18.1	45.0	36.9
緑 園 一 丁 目	147	904	341	1,392	46.6	10.6	64.9	24.5
緑 園 二 丁 目	165	1,087	477	1,729	48.5	9.5	62.9	27.6
緑 園 三 丁 目	131	1,242	566	1,939	49.8	6.8	64.1	29.2
緑 園 四 丁 目	407	2,479	1,500	4,386	51.9	9.3	56.5	34.2
緑 園 五 丁 目	139	700	318	1,157	46.4	12.0	60.5	27.5
緑 園 六 丁 目	224	1,163	749	2,136	50.7	10.5	54.4	35.1
緑 園 七 丁 目	86	557	193	836	46.1	10.3	66.6	23.1
白 百 合 一 丁 目	183	915	491	1,589	48.6	11.5	57.6	30.9
白 百 合 二 丁 目	170	637	332	1,139	47.1	14.9	55.9	29.1
白 百 合 三 丁 目	171	673	358	1,202	47.2	14.2	56.0	29.8
西 が 岡 一 丁 目	136	822	402	1,360	49.3	10.0	60.4	29.6
西 が 岡 二 丁 目	85	595	379	1,059	51.0	8.0	56.2	35.8
西 が 岡 三 丁 目	94	639	414	1,147	51.2	8.2	55.7	36.1
領 家 一 丁 目	62	501	208	771	48.2	8.0	65.0	27.0
領 家 二 丁 目	76	507	272	855	49.6	8.9	59.3	31.8
領 家 三 丁 目	97	556	310	963	50.6	10.1	57.7	32.2
領 家 四 丁 目	81	623	271	975	49.7	8.3	63.9	27.8
桂 坂	83	533	254	870	49.4	9.5	61.3	29.2

老年人口比率が最も高いのは下和泉二丁目、最も低いのは和泉中央南五丁目です。年少人口比率が最も高いのは池の谷です。上記の人口は、住民基本台帳人口を町・丁目別に集計したものです。そのため、国勢調査を基礎とした推計人口（横浜市人口ニュース）とは一致しません。



町 名	年 少 口 (0～14歳)	生産年齢 人 口 (15～64歳)	老 年 口 (65歳以上)	総 数	平均 年齢	構 成 比 (%)		
						年少人口	生産年齢人口	老年人口
中 田 東 一 丁 目	450	2,082	779	3,311	44.9	13.6	62.9	23.5
中 田 東 二 丁 目	222	1,262	547	2,031	47.2	10.9	62.1	26.9
中 田 東 三 丁 目	169	873	299	1,341	44.4	12.6	65.1	22.3
中 田 東 四 丁 目	395	1,823	861	3,079	47.1	12.8	59.2	28.0
中 田 北 一 丁 目	232	1,270	433	1,935	44.4	12.0	65.6	22.4
中 田 北 二 丁 目	138	778	247	1,163	44.9	11.9	66.9	21.2
中 田 北 三 丁 目	288	1,458	699	2,445	48.0	11.8	59.6	28.6
中 田 西 一 丁 目	217	1,060	292	1,569	42.5	13.8	67.6	18.6
中 田 西 二 丁 目	250	1,183	391	1,824	43.8	13.7	64.9	21.4
中 田 西 三 丁 目	192	886	387	1,465	46.0	13.1	60.5	26.4
中 田 西 四 丁 目	227	1,020	453	1,700	46.3	13.4	60.0	26.6
中 田 南 一 丁 目	213	1,117	530	1,860	48.5	11.5	60.1	28.5
中 田 南 二 丁 目	212	1,204	647	2,063	49.2	10.3	58.4	31.4
中 田 南 三 丁 目	177	890	310	1,377	44.8	12.9	64.6	22.5
中 田 南 四 丁 目	345	1,648	794	2,787	47.4	12.4	59.1	28.5
中 田 南 五 丁 目	263	1,373	823	2,459	51.2	10.7	55.8	33.5
下 和 泉 一 丁 目	89	426	192	707	46.0	12.6	60.3	27.2
下 和 泉 二 丁 目	105	607	427	1,139	52.3	9.2	53.3	37.5
下 和 泉 三 丁 目	152	802	543	1,497	51.7	10.2	53.6	36.3
下 和 泉 四 丁 目	129	640	458	1,227	52.3	10.5	52.2	37.3
下 和 泉 五 丁 目	120	583	314	1,017	47.5	11.8	57.3	30.9
和 泉 が 丘 一 丁 目	204	1,008	527	1,739	48.1	11.7	58.0	30.3
和 泉 が 丘 二 丁 目	189	965	517	1,671	48.8	11.3	57.7	30.9
和 泉 が 丘 三 丁 目	163	920	489	1,572	48.8	10.4	58.5	31.1
和 泉 中央南一丁目	381	1,588	775	2,744	47.1	13.9	57.9	28.2
和 泉 中央南二丁目	291	1,505	686	2,482	47.9	11.7	60.6	27.6
和 泉 中央南三丁目	227	1,146	402	1,775	44.6	12.8	64.6	22.6
和 泉 中央南四丁目	304	1,167	429	1,900	43.7	16.0	61.4	22.6
和 泉 中央南五丁目	560	2,688	572	3,820	41.5	14.7	70.4	15.0
和 泉 中央北一丁目	244	1,168	579	1,991	47.7	12.3	58.7	29.1
和 泉 中央北二丁目	306	1,469	627	2,402	46.2	12.7	61.2	26.1
和 泉 中央北三丁目	198	897	602	1,697	51.0	11.7	52.9	35.5
和 泉 中央北四丁目	342	1,832	765	2,939	46.7	11.6	62.3	26.0
和 泉 中央北五丁目	87	590	185	862	44.3	10.1	68.4	21.5
和 泉 中央北六丁目	162	791	309	1,262	45.6	12.8	62.7	24.5

資料：令和4年(2022) 町丁別年齢別人口(住民基本台帳による)

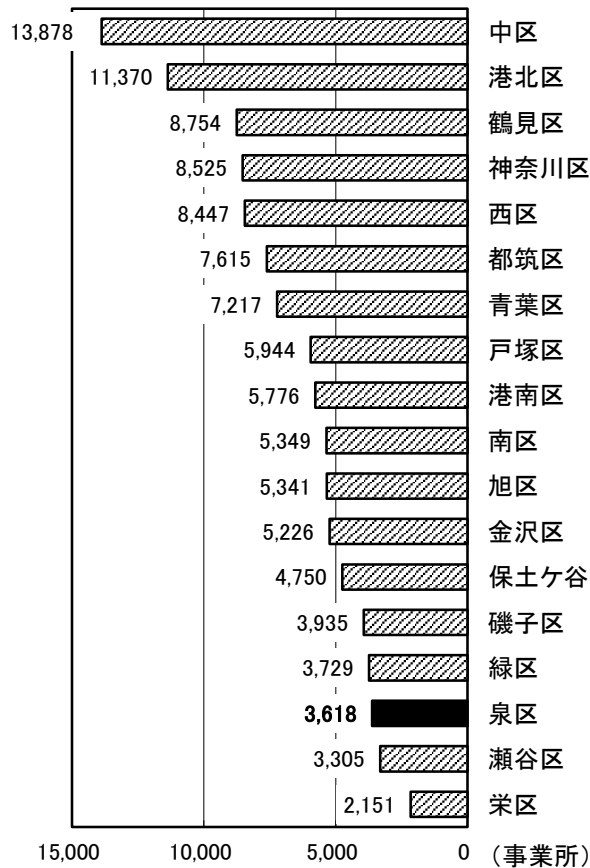
4. 経 済

(1) 事業所

平成28年6月1日現在

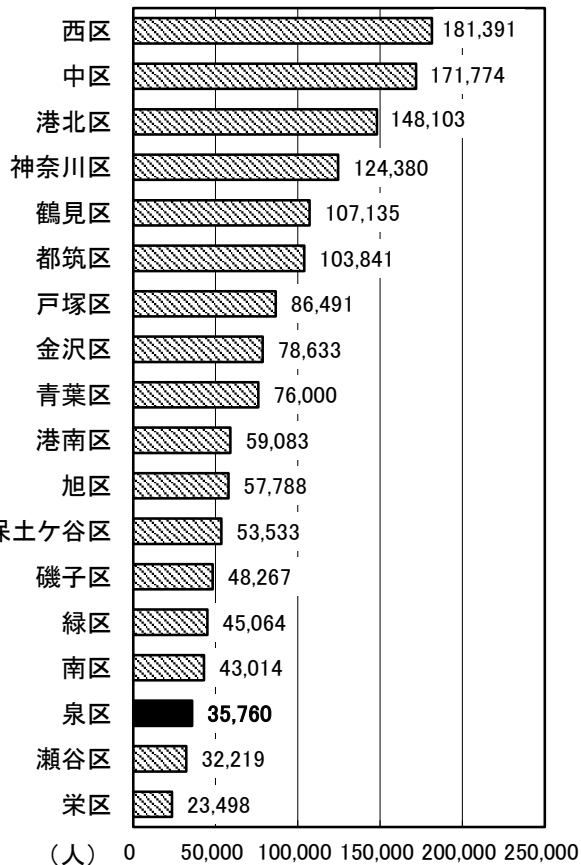
● 区別事業所数 ●

横浜市114,930事業所

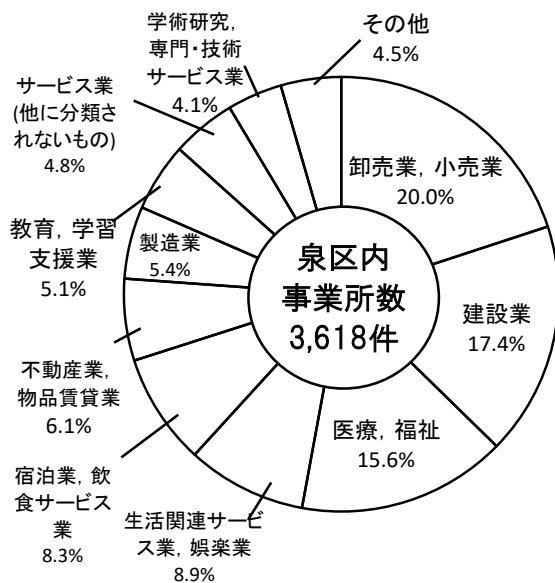


● 区別従業者数 ●

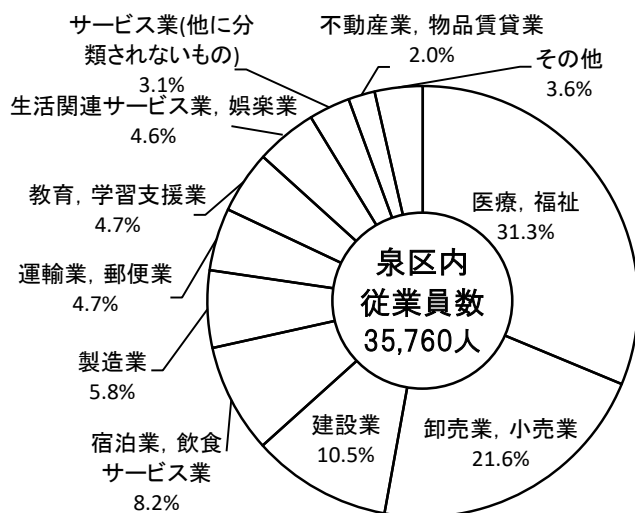
横浜市1,475,974人



● 産業大分類別事業所数の割合 ●



● 産業大分類別従業員数の割合 ●



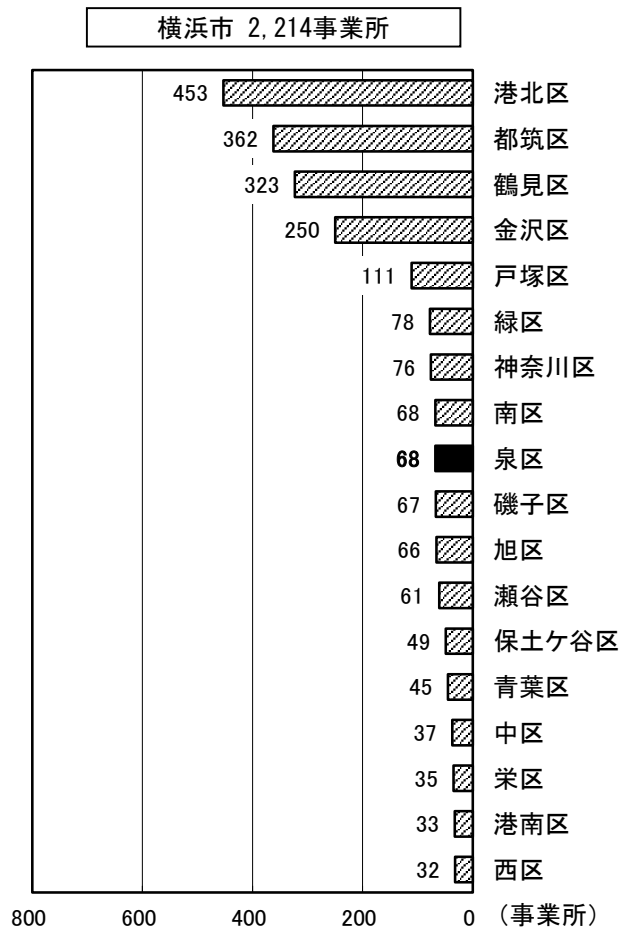
事業所数、従業者数ともに民事事業所のみの数となっています。泉区はともに18区中16位です。
 泉区内の事業所数の産業別の割合では、卸売業・小売業が20.0%で1位。次いで建設業が17.4%で2位です。従業者数は、医療福祉が31.3%で1位。2位は卸売業・小売業で21.6%です。表示単位未満を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合があります。

資料：平成28年経済センサス-活動調査

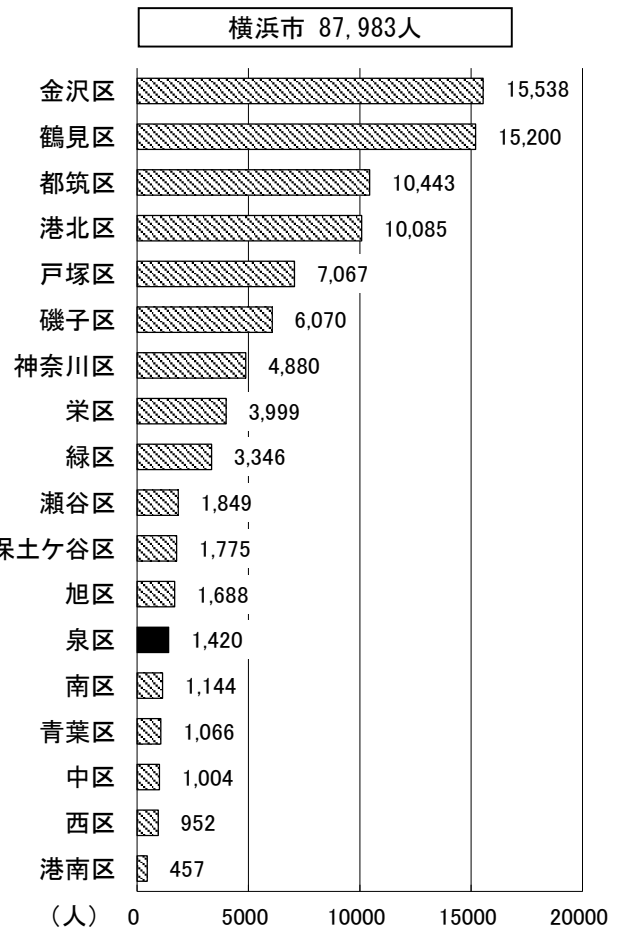
(2) 工業

令和2年6月1日現在

● 区別工業事業所数 ●

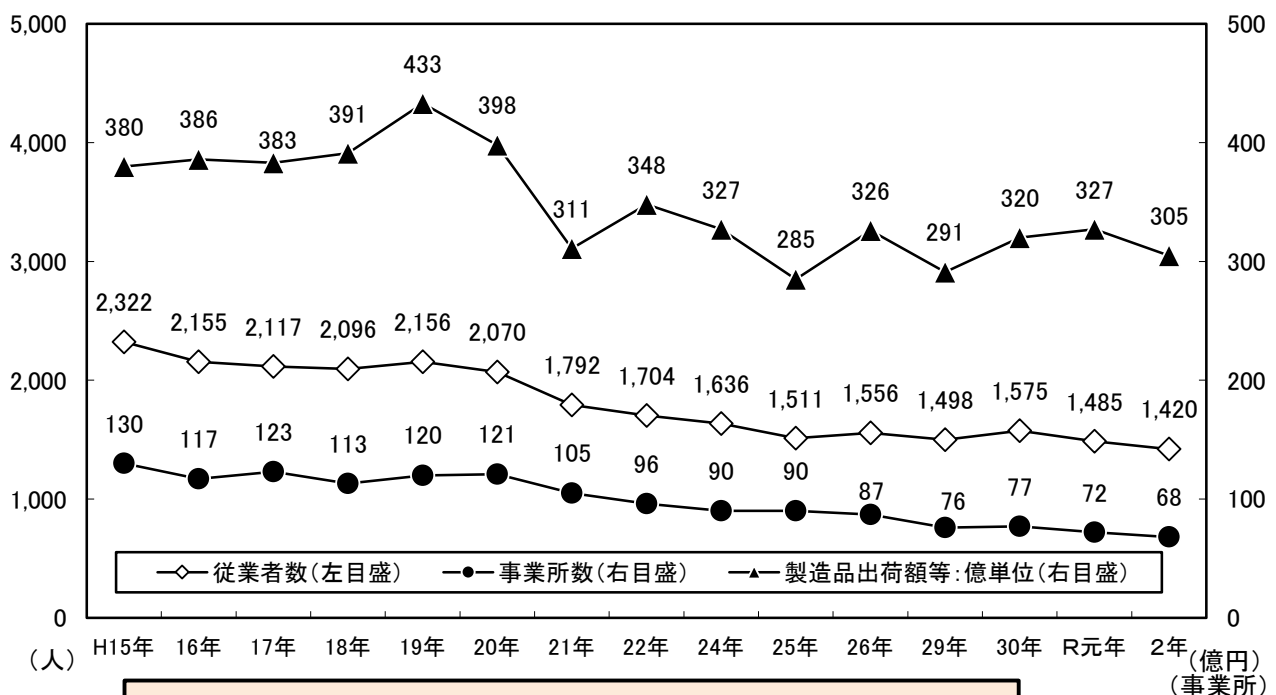


● 区別従業者数 ●



● 泉区 工業事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移 ●

各年6月1日現在
(平成26年までは各年12月31日現在)



工業事業所数は18区中9番目で68事業所、従業員数は13番目で1,420人です。
なお、平成27年・平成28年は工業統計調査は実施していません。



資料：2020（令和2）年工業統計調査

※従業者4人以上の事業所

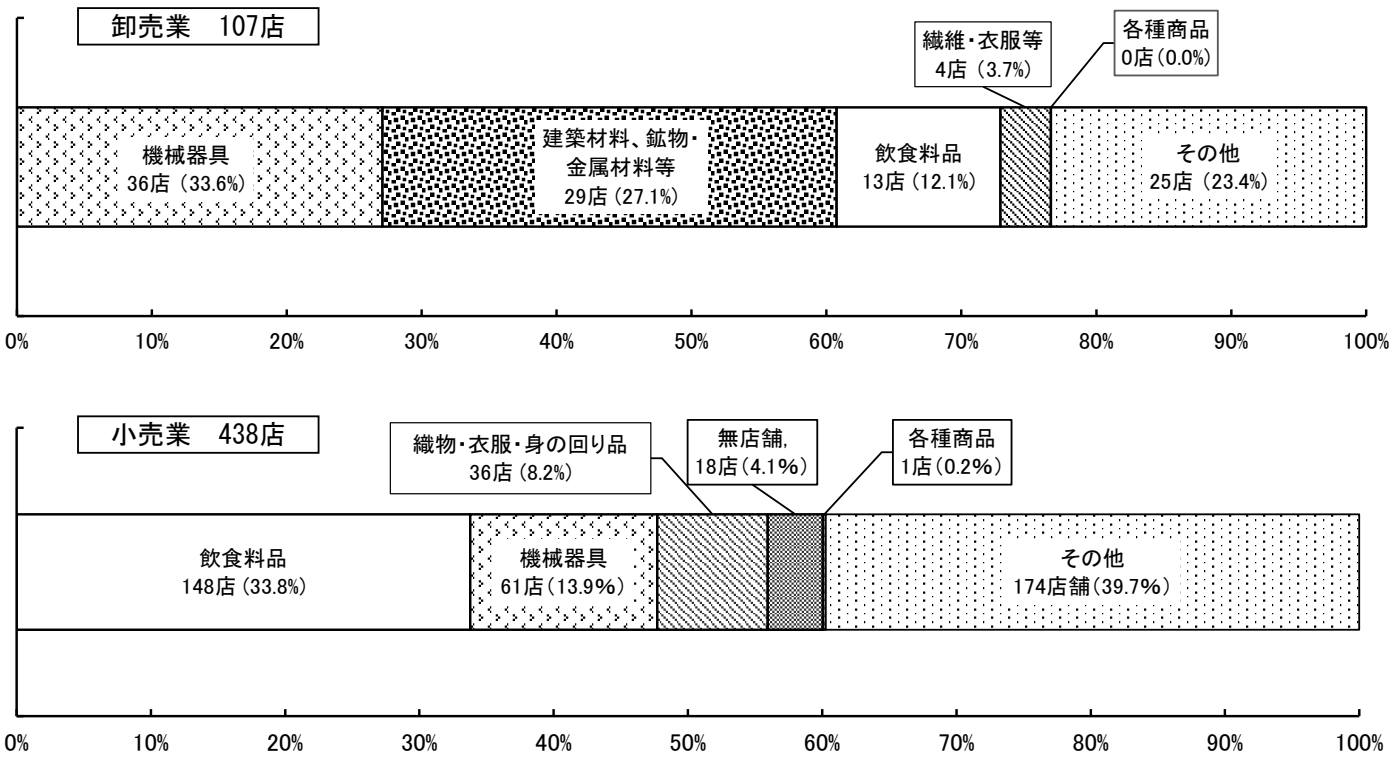
(3) 商業

平成28年 6 月 1 日現在

● 区別商業事業所数・従業者数・年間商品販売額 ●

区 名	総 数				卸 売 業				小 売 業			
	事業所	従業者 (人)	年間商品販 売額(百万円)	順位 (販売額)	事業所	従業者 (人)	年間商品販 売額(百万円)	順位 (販売額)	事業所	従業者 (人)	年間商品販 売額(百万円)	順位 (販売額)
横 浜 市	20,225	227,556	10,699,590		5,032	63,945	6,687,696		15,193	163,611	4,011,894	
鶴 見 区	1,429	13,054	549,105	7	365	3,883	349,304	7	1,064	9,171	199,802	8
神 奈 川 区	1,441	16,663	1,101,797	3	553	8,662	933,958	3	888	8,001	167,839	10
西 区	1,936	23,837	1,886,908	1	405	5,977	1,127,664	2	1,531	17,860	759,244	1
中 区	2,105	18,811	1,015,734	4	605	6,965	722,131	4	1,500	11,846	293,603	4
南 区	991	6,881	168,482	16	230	1,546	72,757	15	761	5,335	95,725	16
港 南 区	996	12,601	349,857	10	138	1,282	79,026	14	858	11,319	270,831	7
保土ヶ谷区	831	7,622	249,785	12	167	1,601	120,159	10	664	6,021	129,626	13
旭 区	882	9,274	252,823	11	158	1,341	92,440	13	724	7,933	160,382	11
磯 子 区	664	6,830	177,031	15	139	1,113	68,872	16	525	5,717	108,160	15
金 沢 区	1,017	11,364	446,013	9	289	3,158	269,642	8	728	8,206	176,371	9
港 北 区	1,894	25,953	1,660,834	2	635	11,767	1,356,191	1	1,259	14,186	304,643	3
緑 区	675	7,309	236,778	13	145	1,202	102,312	12	530	6,107	134,465	12
青 葉 区	1,319	14,928	446,289	8	220	2,266	167,803	9	1,099	12,662	278,486	6
都 筑 区	1,442	21,377	902,473	5	425	7,230	526,817	5	1,017	14,147	375,656	2
戸 塚 区	1,116	15,463	810,386	6	226	3,084	524,676	6	890	12,379	285,710	5
栄 区	337	3,254	83,981	18	79	425	23,658	18	258	2,829	60,323	18
泉 区	545	6,111	153,662	17	107	672	36,589	17	438	5,439	117,074	14
瀬 谷 区	605	6,224	207,652	14	146	1,771	113,696	11	459	4,453	93,956	17

● 泉区 産業中分類別 商業事業所構成比 ●



商業統計調査は平成30年に廃止になりました。

表示単位未満を四捨五入しているため、合計値とそれぞれの数値の合計の不一致や、割合の合計が100%とならない場合があります。



資料：平成28年経済センサス-活動調査

(4) 農 業

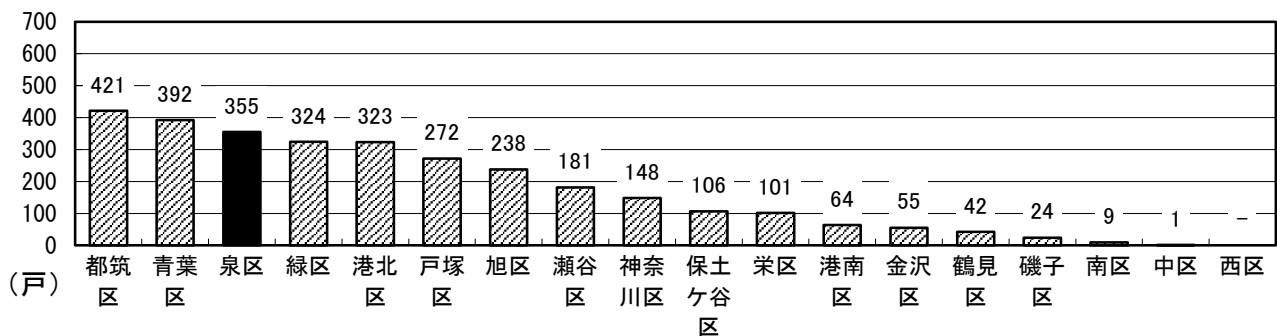
令和2年2月1日現在

● 区別農家数・農業従事者数・経営耕地面積 ●

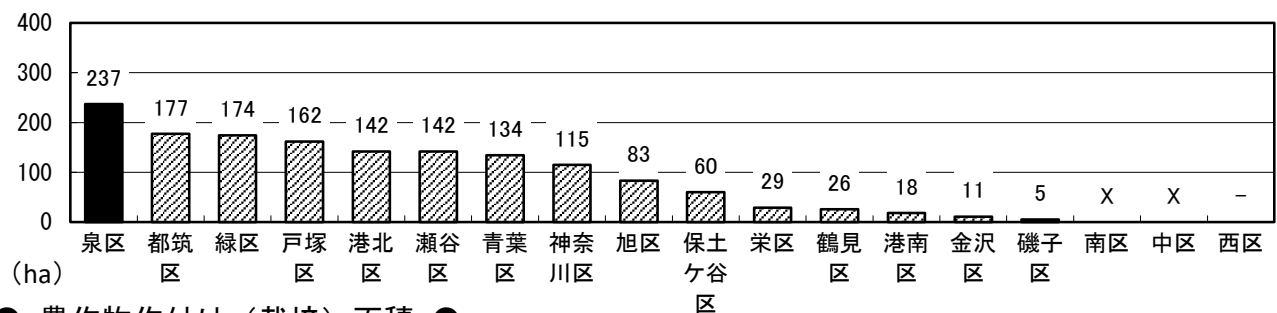
区 名	農 家 数 (戸)			農業従事者数 (人) ※ 1	経営耕地面積 (a) 総面積
	総 数	販売農家	自給の農家		
横 浜 市	3,056	1,770	1,286	4,703	152,739
鶴 見 区	42	15	27	38	2,652
神 奈 川 区	148	118	30	318	11,593
西 区	—	—	—	X	X
中 区	1	—	1	—	—
南 区	9	7	2	X	X
港 南 区	64	36	28	97	1,830
保 土 ケ 谷 区	106	74	32	215	6,069
旭 区	238	110	128	257	8,350
磯 子 区	24	14	10	37	556
金 沢 区	55	25	30	62	1,101
港 北 区	323	201	122	559	14,276
緑 区	324	202	122	549	17,424
青 葉 区	392	167	225	436	13,425
都 筑 区	421	235	186	633	17,790
戸 塚 区	272	158	114	417	16,290
栄 区	101	43	58	127	2,980
泉 区	355	227	128	582	23,703
瀬 谷 区	181	138	43	363	14,284

※ 1 「農業従事者」とは個人経営体の15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

● 区別農家数 ●



● 区別経営耕地面積 (総農家) ●



● 農作物作付け (栽培) 面積 ●

(単位: a)

	総面積	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工 芸 農作物類	野菜類	花き類・ 花 木	果樹類	その他の 作 物
横浜市	135,889	7,777	X	56	5,731	1,588	1,237	82,571	16,219	X	5,439
泉区	16,859	1,066	X	—	X	43	275	9,535	1,938	X	X



農家数は18区中3位で355戸、農業従事者数は582人で2位、経営耕地面積では23,703アールで1位です。

資料：2020（令和2）年農林業センサス

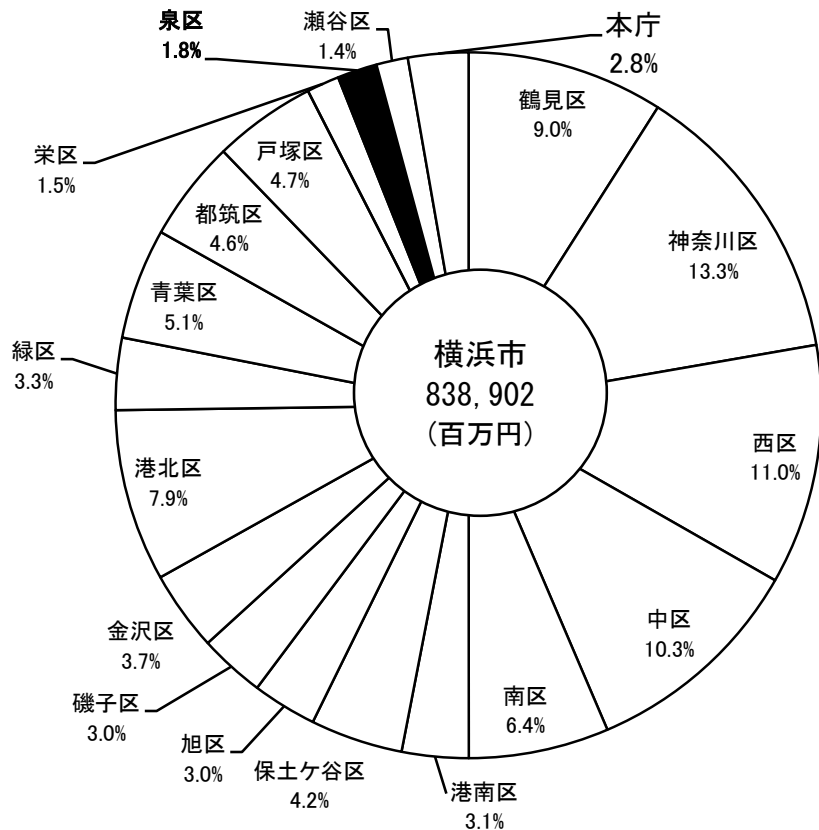
5. 生活

(1) 税金

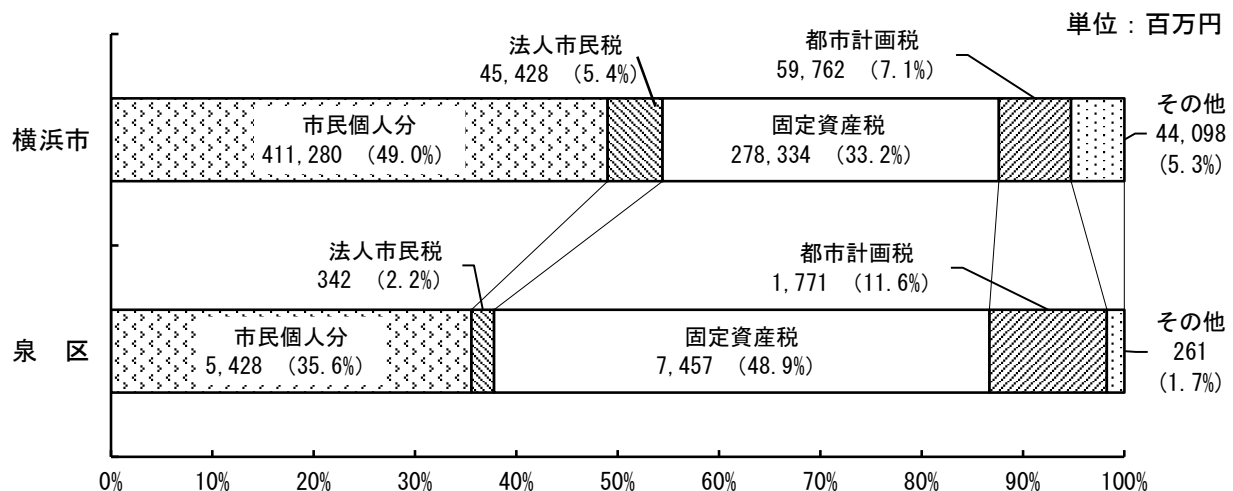
● 区別市税収入の状況－令和3年度－ ●

単位：百万円

区 分	金 額
鶴 見 区	75,560
神 奈 川 区	111,183
西 区	92,293
中 区	86,448
南 区	53,884
港 南 区	25,616
保 土 ヶ 谷 区	35,492
旭 区	24,750
磯 子 区	25,257
金 沢 区	30,714
港 北 区	66,122
緑 区	27,672
青 葉 区	42,661
都 筑 区	38,727
戸 塚 区	39,456
栄 区	12,533
泉 区	15,259
瀬 谷 区	12,135
本 庁	23,138
計	838,902



● 市税収入の構成比－令和3年度－ ●



出典：令和3年度市税決算額調

泉区の市税収入の状況は、全市収入の1.8%の15,259百万円です。
税金の種類別では固定資産税が48.9%を占めます。



資料：税務課

(2) 戸 籍

● 戸籍の状況 ●

令和4年3月31日現在

区 分	令和3年度	備 考
本 籍 数	52,399	
本 籍 人 口	130,902人	
取 扱 件 数	6,598件	1日あたり 18.1件
内 訳	出 生	1,333件 1日あたり 3.7件
	婚 姻	1,377件 1日あたり 3.8件
	死 亡	2,120件 1日あたり 5.8件
	離 婚	343件 1日あたり 0.9件
	その他	1,425件 1日あたり 3.9件

● 住民登録の状況 ●

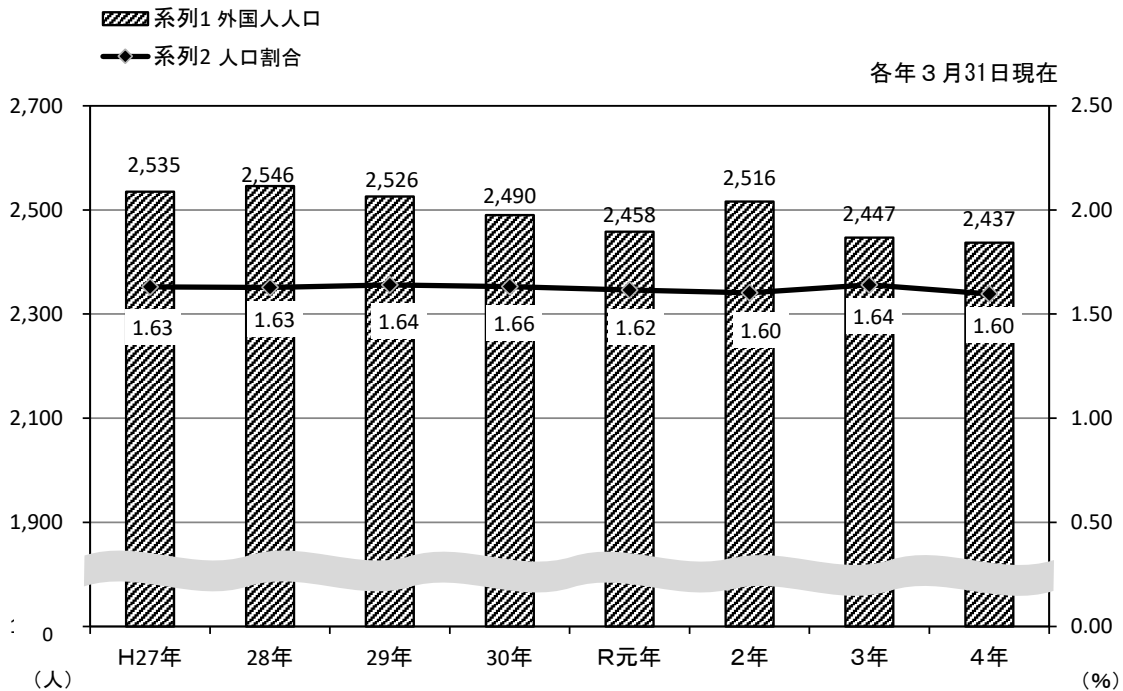
令和4年3月31日現在

区 分	令和3年度	備 考
住民登録世帯数	70,748世帯	
住民基本台帳人口	152,573人	
届 出 件 数	11,601件	1日あたり 43.4件
内 訳	転 入	4,570件 1日あたり 17.1件
	転 出	4,240件 1日あたり 15.9件
	転 居	1,390件 1日あたり 5.2件
	そ の 他	1,401件 1日あたり 5.2件

※取扱件数は、本籍地が泉区以外の分も含まれています。

資料：戸籍課

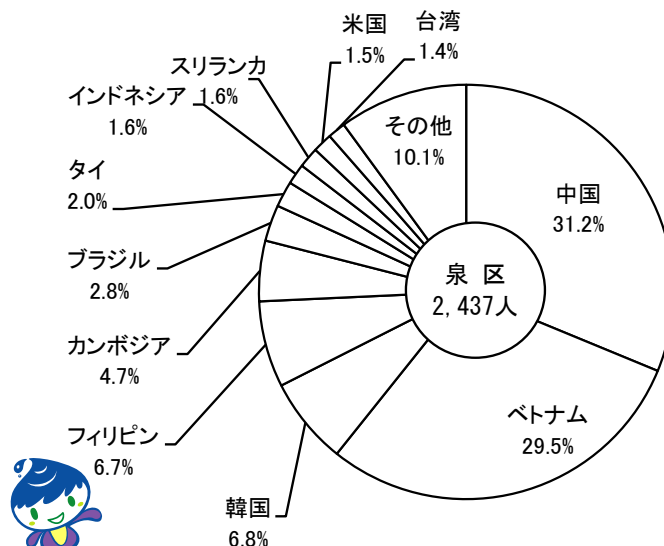
● 泉区 外国人人口の推移 ●



● 泉区 地域・国籍別 外国人人口の状況 ●

令和4年3月31日現在

地域・国名	外国人人口
中 国	761人
ベ ト ナ ム	719人
韓 国	166人
フィリピン	164人
カンボジア	115人
ブラジル	69人
タ イ	49人
インドネシア	39人
スリランカ	39人
米 国	37人
台 湾	34人
そ の 他	245人
合 計	2,437人

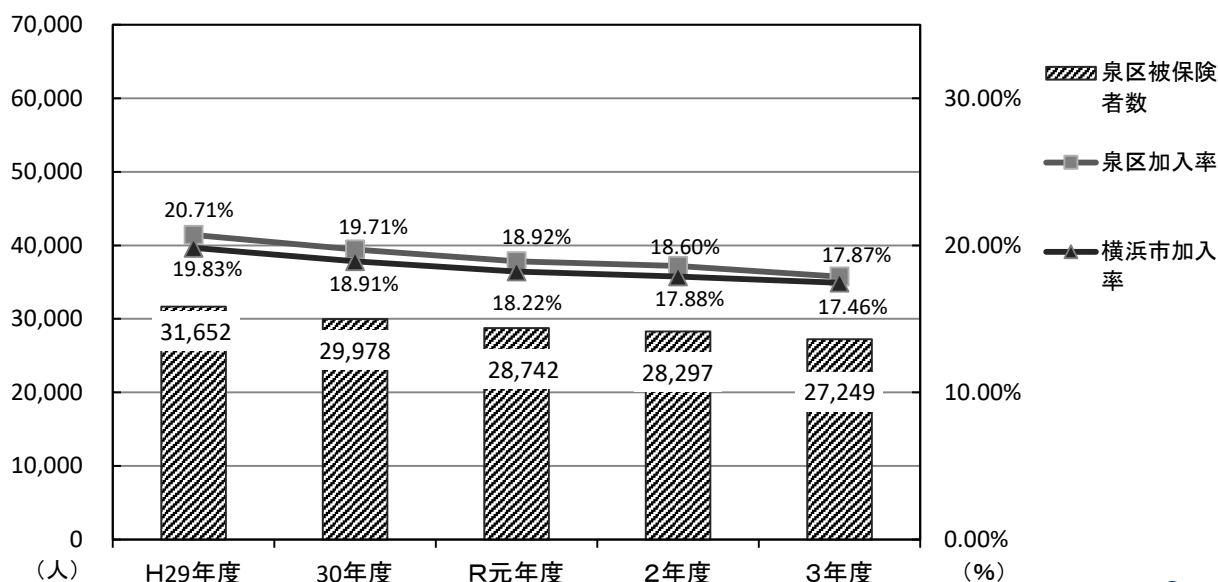


昨年に比べ、韓国、スリランカ等の人口が増加しました。

(3) 国民健康保険

● 国民健康保険 被保険者数 ●

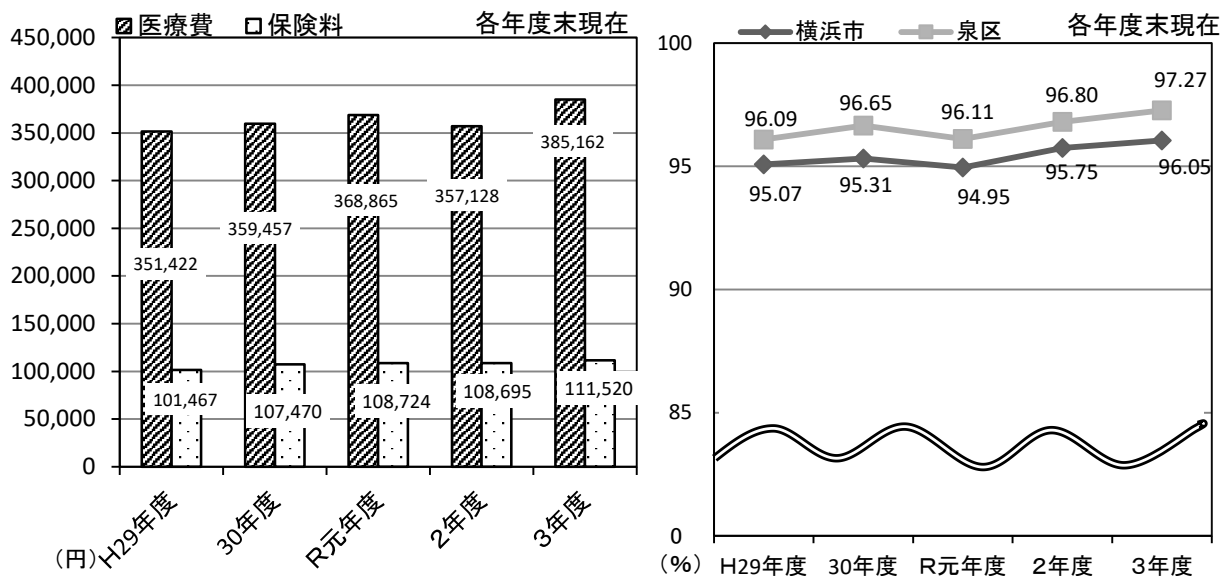
対象者		泉区		横浜市	
		被保険者数	加入率	被保険者数	加入率
市内在住者 (ただし、後期高齢者医療制度に該当 されている方、職場の健康保険に加入 している方とその扶養家族、および生 活保護を受けている方などを除く) 例) 自営業者、農業従事者、無職の方 等	平成29年度	31,652人	20.71%	740,077人	19.83%
	平成30年度	29,978人	19.71%	707,634人	18.91%
	令和元年度	28,742人	18.92%	684,097人	18.22%
	令和2年度	28,297人	18.60%	674,944人	17.88%
	令和3年度	27,249人	17.87%	654,822人	17.46%



上記の加入率は、横浜市人口ニュース（次年度4月1日現在）を用いて算出しています。



● 一人あたりの医療費・保険料の推移（横浜市） ● 国民健康保険料収納率（現年度分）の状況 ●



上記の保険料は、一人あたりの国民健康保険料額を表示しています。
 保険料収納率は泉区、市平均ともに95%を超えており、泉区は市の平均を上回っています。



(4) 年金

● 国民年金 被保険者数 ●

令和3年3月31日現在

		対象者	泉区		横浜市	
			被保険者数	人口割合	被保険者数	人口割合
第1号	強制加入	自営業・自由業・学生・無職の方等	16,551人	10.9%	425,616人	11.3%
	任意加入	60歳～64歳の人 在外邦人(厚生年金等加入者を除く)	314人	0.2%	8,394人	0.2%
	合 計		16,865人	11.1%	434,010人	11.6%

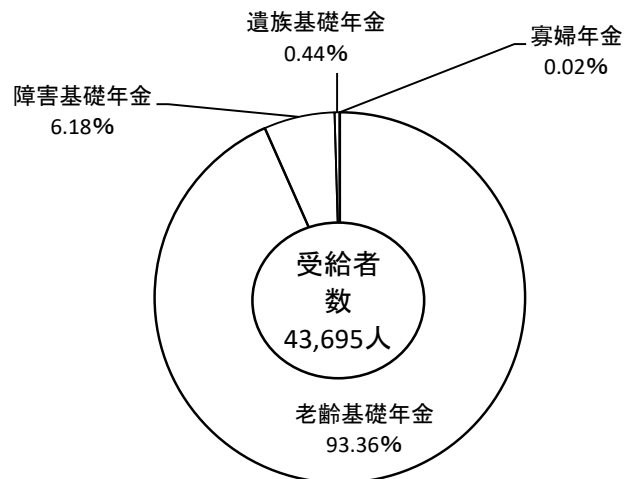
第1号被保険者は、20歳以上60歳未満の自営業・自由業・学生・無職の方等、第2号（会社員・公務員等）、第3号（会社員・公務員に扶養されている妻や夫）以外の方です。
60歳以上でも、任意で加入できる場合があります。



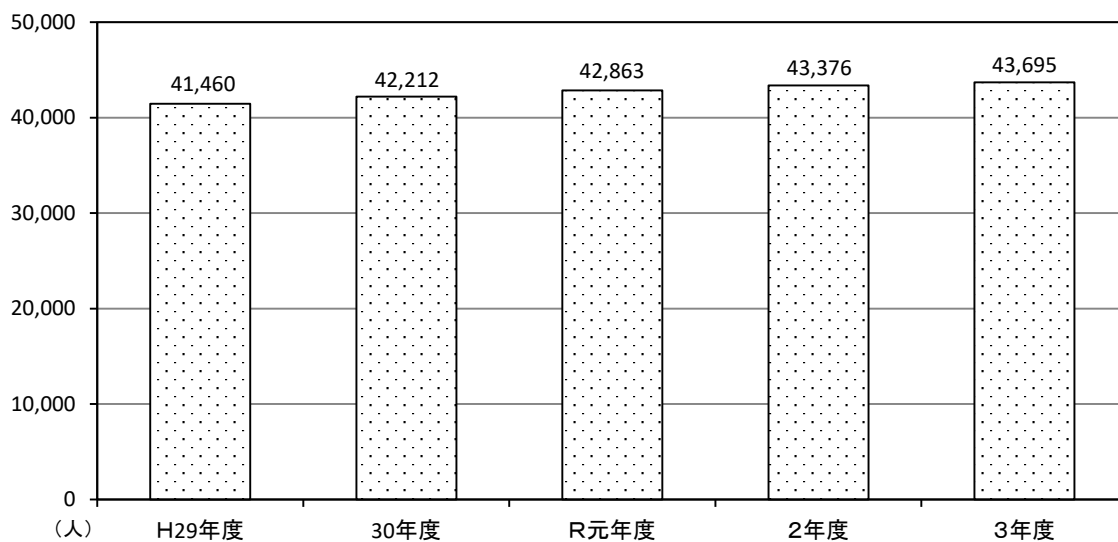
● 年金受給状況 ●

令和4年3月31日現在

	受給人数
老齢基礎年金	40,795人
障害基礎年金	2,700人
遺族基礎年金	193人
寡婦年金	7人



● 国民年金 受給者数の推移 ●



国民年金の受給者数は、高齢者の増加に伴い増加し続けています。

資料：保険年金課

(5) 福祉保健相談

●福祉保健相談人数●

相談対象者	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者	5,012人	4,546人	5,122人
障害者・疾病関係	9,366人	7,660人	9,814人
その他	2,770人	2,446人	2,086人
合計	17,148人	14,652人	17,022人

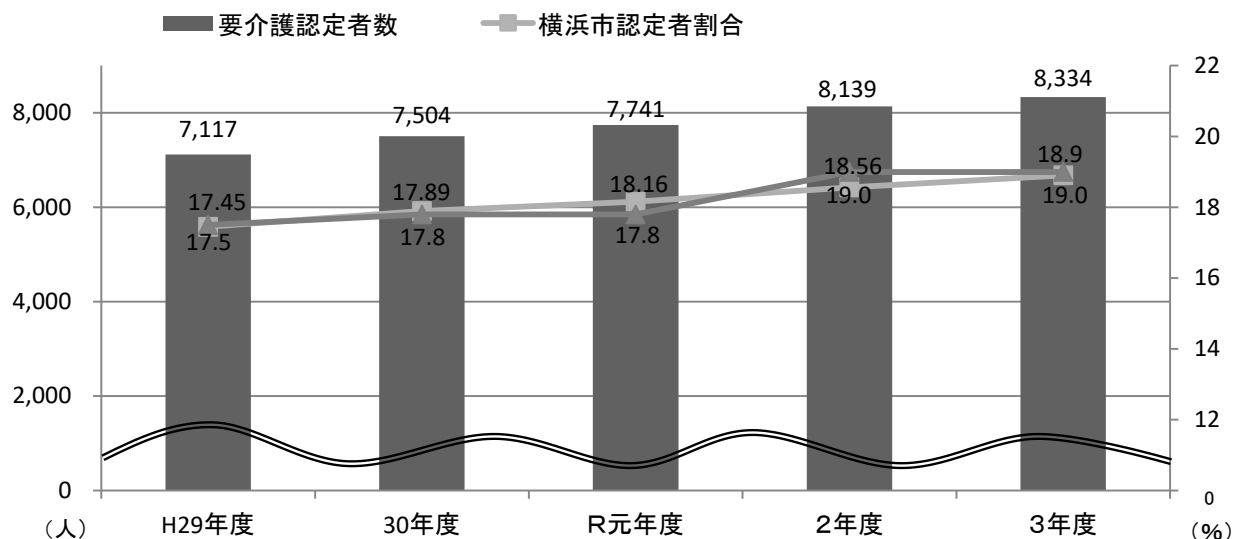


(6) 高齢者支援

●介護保険 第1号被保険者数・認定者数の推移 ●

各年度末現在

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
被 保 険 者		42, 531人	42, 995人	43, 465人	43, 797人	43, 878人	
要介護認定	申請者数	新規	2, 230人	2, 409人	2, 286人	2, 389人	2, 536人
		更新	3, 752人	4, 387人	4, 235人	2, 255人	4, 334人
	認 定 者		7, 117人	7, 504人	7, 741人	8, 139人	8, 334人
	認 定 者 割 合		16. 7%	17. 5%	17. 8%	18. 6%	19. 0%



要介護認定者数は緩やかに増加し、平成30年度から7,500人を超えている状況です。



●シニアクラブ会員数の推移●

各年4月1日現在

	クラブ数	会員数		
		男	女	合計
平成30年	89	2,822	3,378	6,200
平成31年	89	2,768	3,296	6,064
令和2年	88	2,697	3,196	5,893
令和3年	81	2,584	2,998	5,582
令和4年	81	2,456	2,872	5,328

資料：高齢・障害支援課

●介護保険施設の状況●

各年度末現在

特別養護老人ホーム	泉 区			横 浜 市		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	15	15	15	157	161	164
入所定員	1,447	1,447	1,443	16,161	16,720	16,982

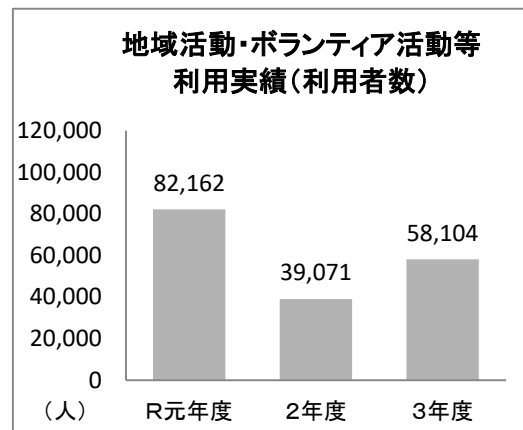
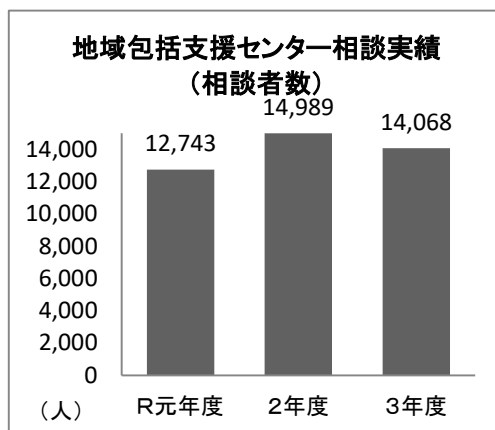
介護老人保健施設	泉 区			横 浜 市		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	6	6	6	87	87	87
入所定員	652	652	652	9,571	9,571	9,571

介護老人療養医療施設	泉 区			横 浜 市		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	0	0	0	6	6	6
入所定員	0	0	0	272	272	272

認知症高齢者グループホーム	泉 区			横 浜 市		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施設数	33	33	33	326	334	339
入所定員	600	600	600	5,700	5,886	6,011

資料：高齢・障害支援課

●地域ケアプラザ（区内7施設）の利用者数の推移●



地域活動・ボランティア活動等利用者数は、新型コロナウイルス感染症の流行等により、令和元年度から減少していますが、利用者が戻りつつあります。



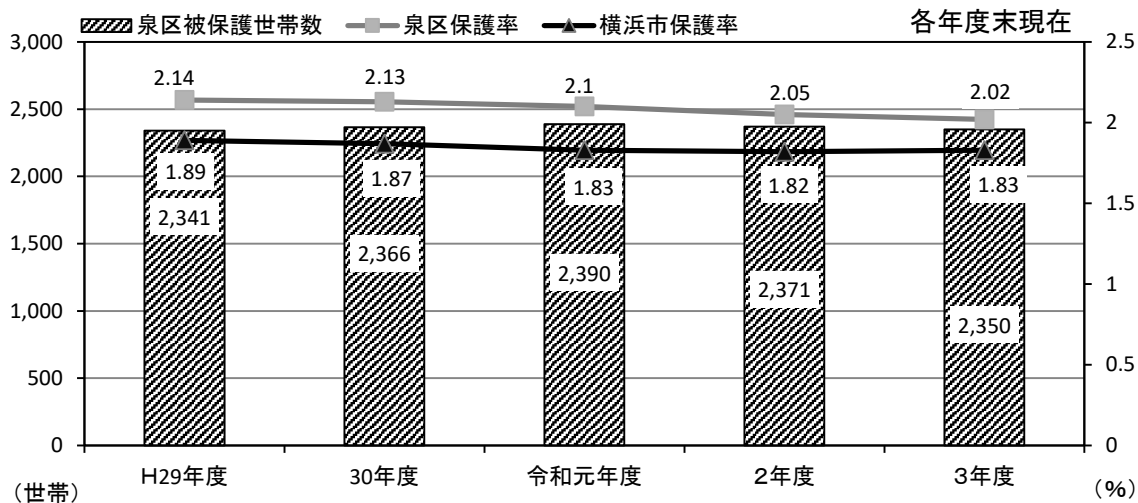
資料：福祉保健課

(7) 生活保護

● 生活保護相談件数 ●

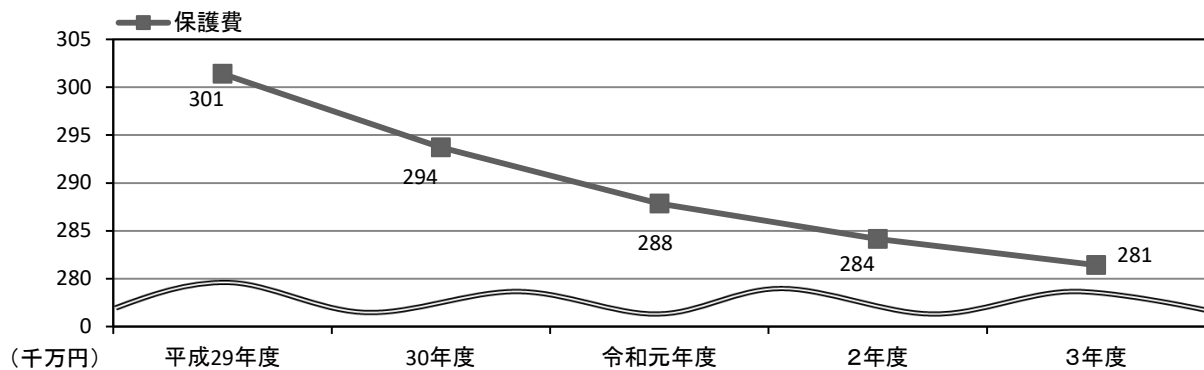
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	1,372件	1,565件	1,493件	1,597件	1,337件

● 生活保護受給状況 ●

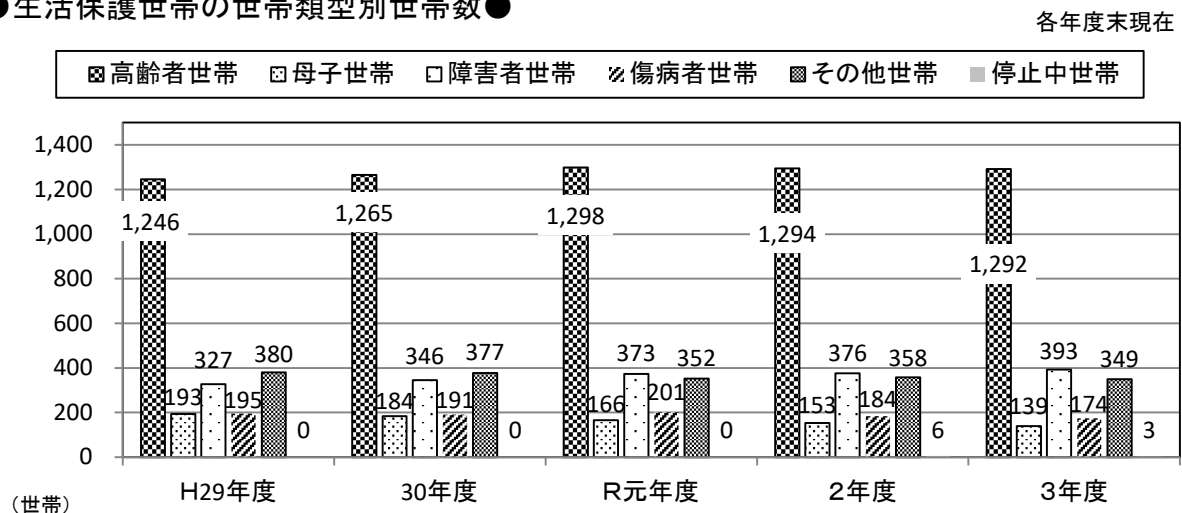


※ 保護率(パーセント) …人口100人当たりの被保護世帯、被保護人員の割合

● 生活保護費の推移 ●



● 生活保護世帯の世帯類型別世帯数 ●



泉区の保護率は年々減少していますが、依然として市の平均値を上回っています。
生活保護費については、平成29年度から減少傾向です。



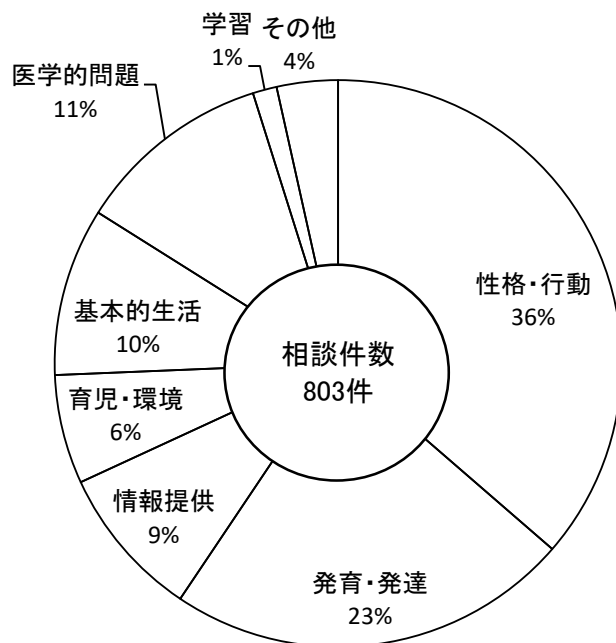
資料：生活支援課

(8) こども家庭支援

● 子ども・家庭支援相談件数 ●

相談総件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子ども・家庭支援相談	770件	974件	837件	719件	803件

相談内容内訳（令和3年度）	
相談内容	件数
性格・行動	292件
発育・発達	185件
情報提供	70件
育児・環境	50件
基本的生活	77件
医学的問題	90件
学習	11件
その他	28件
合計	803件



● 乳幼児健康診査（令和3年度） ●

区分	受診者数	対象者数	受診率
4か月児	953人	990人	96.3%
1歳6か月児	1,061人	1,084人	97.9%
3歳児	1,050人	1,088人	96.5%

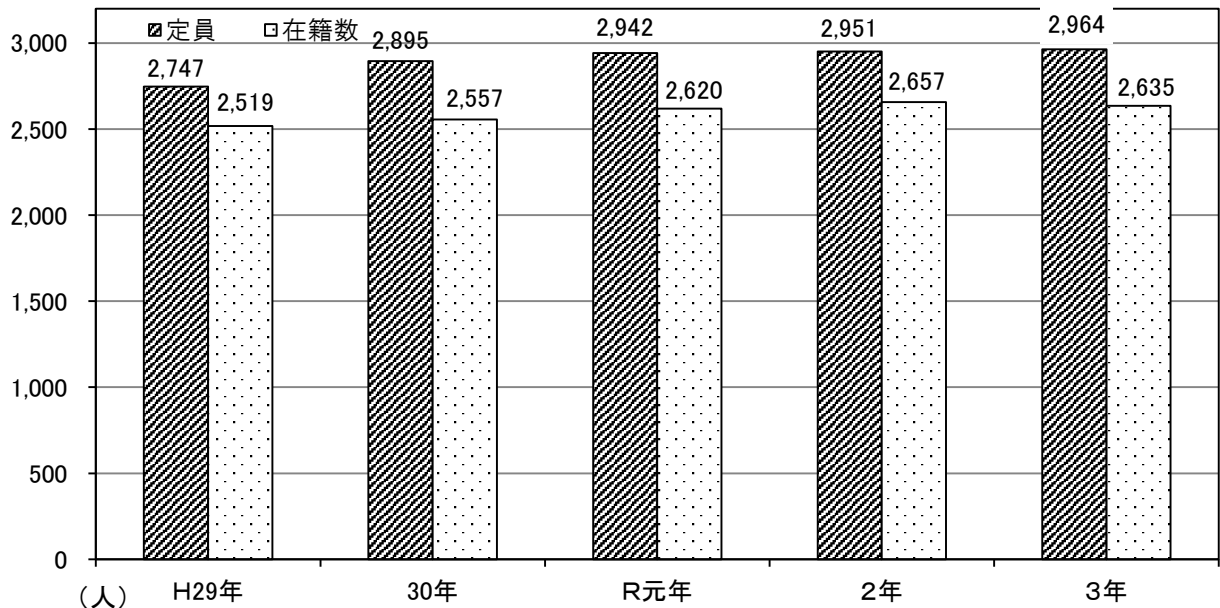


資料：こども家庭支援課

●保育所の概況●

各年4月1日現在

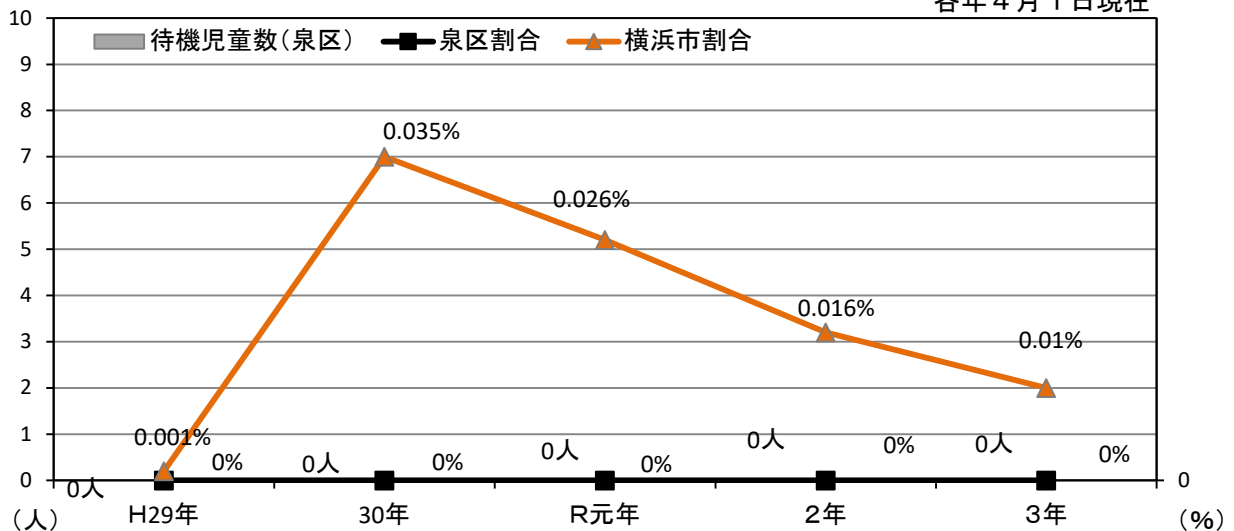
	H29年	30年	R元年	2年	3年
定員	2,747人	2,895人	2,942人	2,951人	2,964人
在籍数	2,519人	2,557人	2,620人	2,657人	2,635人
施設数	40	44	44	45	45



施設数	40	44	44	45	45
-----	----	----	----	----	----

●待機児童数●

各年4月1日現在



* 待機児童数割合…待機児童数÷就学前児童数



泉区の待機児童数は、平成25年以降0人となっています。

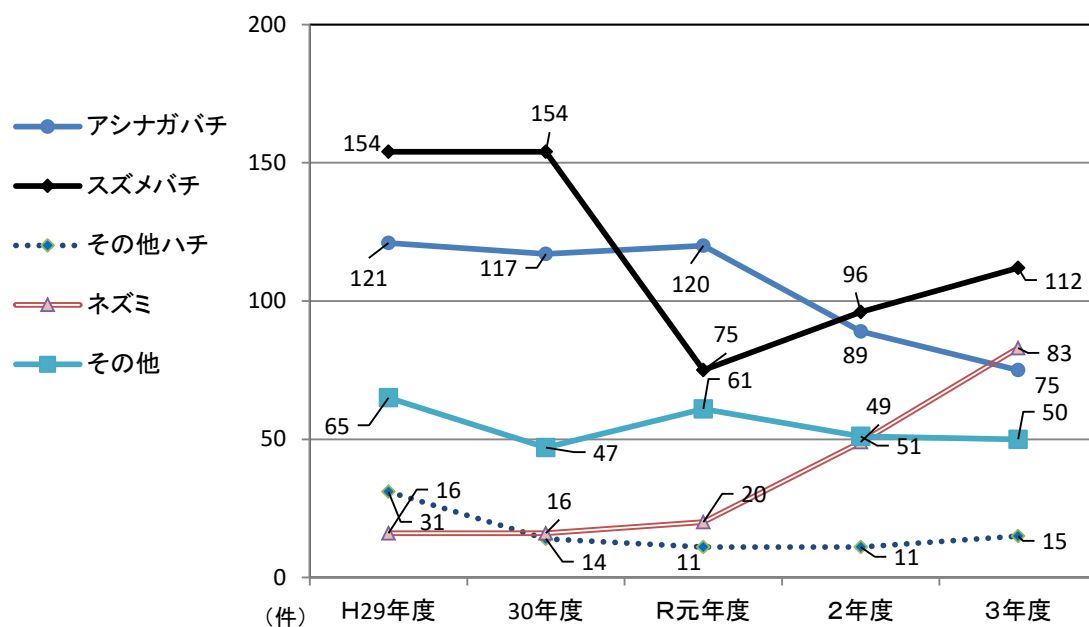
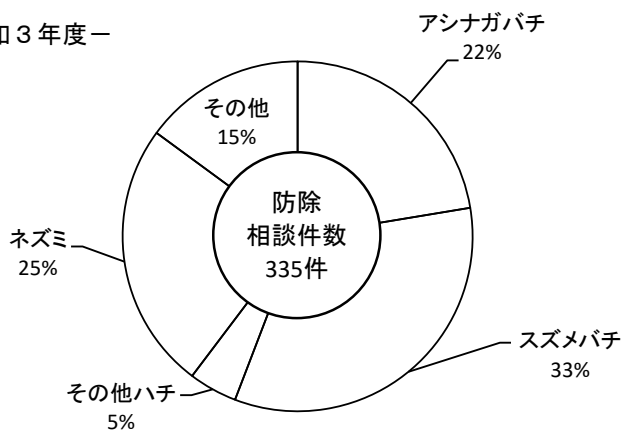
資料：こども家庭支援課

(9) 衛 生

●環境衛生●

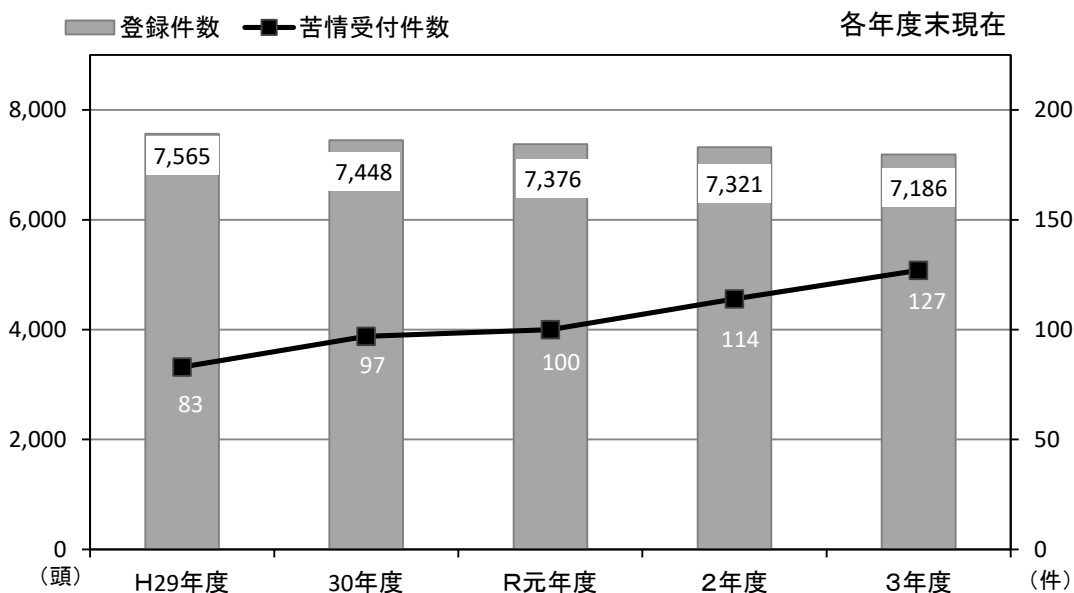
◎ ねずみ、衛生害虫等の防除相談件数－令和3年度－

防除相談内容	件 数
アシナガバチ	75件
スズメバチ	112件
その 他 ハ チ	15件
ネ ズ ミ	83件
そ の 他	50件
合 計	335件



●動物衛生●

◎ 犬の登録件数及び苦情受付件数



資料：生活衛生課

(10) 住 宅

令和2年10月1日現在

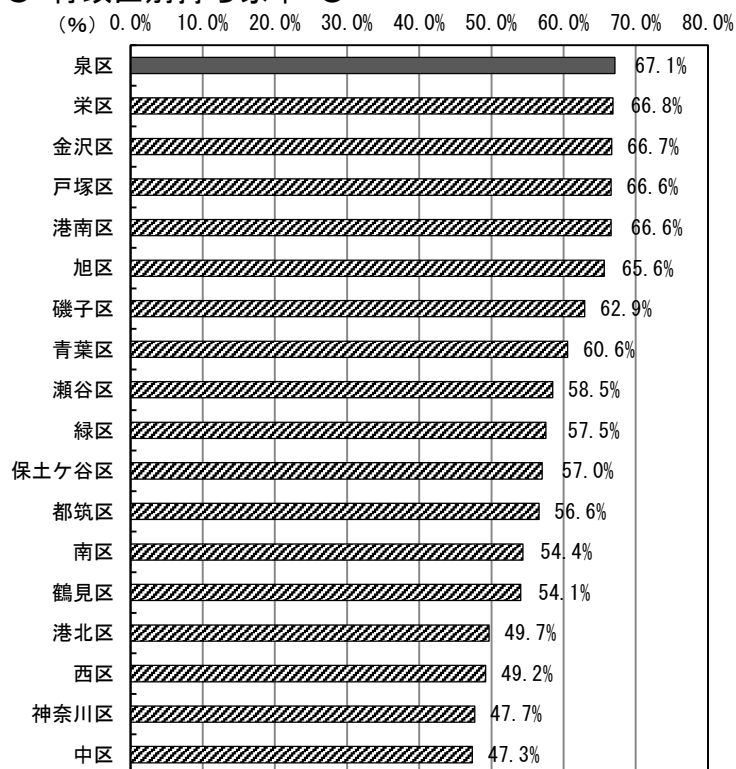
● 住宅の種類、住宅の所有の関係別世帯数・人員 ●

	世帯数	世帯人員	1世帯当たり 人員
住宅に住む一般世帯	62,130	147,520	2.37
内 持ち家	42,036	109,362	2.60
公営・都市機構・公社の借家	3,460	5,894	1.70
民 営 の 借 家	15,174	29,166	1.92
給 与 住 宅	781	1,789	2.29
間 借 り	679	1,309	1.93
住宅以外に住む一般世帯	507	792	1.56
総 数	62,637	148,312	2.37

● 住宅の建て方、住宅の所有の関係別世帯数（住宅に住む一般世帯） ●

		総数	一戸建	長屋建	共 同 住 宅 総 数								その他	
					総数	建物全体の階数				世帯が住んでいる階				
						1・2	3～5	6～10	11以上	1・2	3～5	6～10		11以上
住 宅 に 住 む 一 般 世 帯		62,130	35,564	809	25,719	9,434	9,660	4,260	2,365	15,651	7,558	1,989	521	38
内 訳	持 ち 家	42,036	34,083	104	7,834	126	2,837	3,075	1,796	2,538	3,362	1,518	416	15
	公営・都市機構・公社の借家	3,460	1	－	3,459	1	2,816	156	486	1,297	1,816	257	89	－
	民 営 の 借 家	15,174	905	656	13,601	8,917	3,691	930	63	11,241	2,162	183	15	12
	給 与 住 宅	781	86	35	656	279	275	89	13	440	191	25	－	4
	間 借 り	679	489	14	169	111	41	10	7	135	27	6	1	7

● 行政区別持ち家率 ●



泉区の住宅は、所有形態別では「持ち家」が42,036世帯で最も多く、次が「民営の借家」で15,174世帯となっています。

住宅の建て方別でみると、一戸建が35,564世帯で最も多く、以下、共同住宅、長屋建、その他の順になっています。

行政区別持ち家率では、67.1%で18区中1位です。



資料：令和2年国勢調査

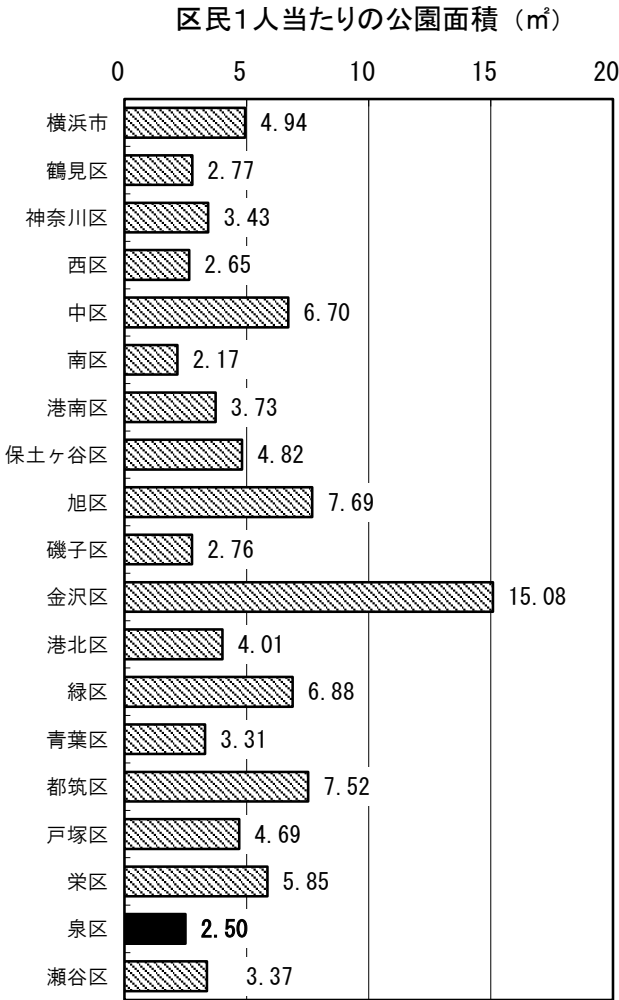
(11) 公園

● 区別公園数・公園面積等 ●

令和4年10月1日現在

区名	公園数	公園面積 (㎡)	区域面積に 占める公園 の割合(%)
横浜市	2,712	18,651,746	4.26
鶴見区	145	819,034	2.46
神奈川区	156	854,610	3.60
西区	50	279,891	3.98
中区	90	1,011,028	4.70
南区	131	428,747	3.39
港南区	184	799,916	4.02
保土ヶ谷区	167	992,735	4.53
旭区	203	1,865,140	5.70
磯子区	122	457,731	2.40
金沢区	209	2,965,678	9.58
港北区	168	1,451,103	4.62
緑区	153	1,257,357	4.93
青葉区	233	1,026,310	2.91
都筑区	141	1,614,814	5.79
戸塚区	229	1,331,295	3.72
栄区	130	707,640	3.82
泉区	101	378,570	1.61
瀬谷区	100	410,147	2.39

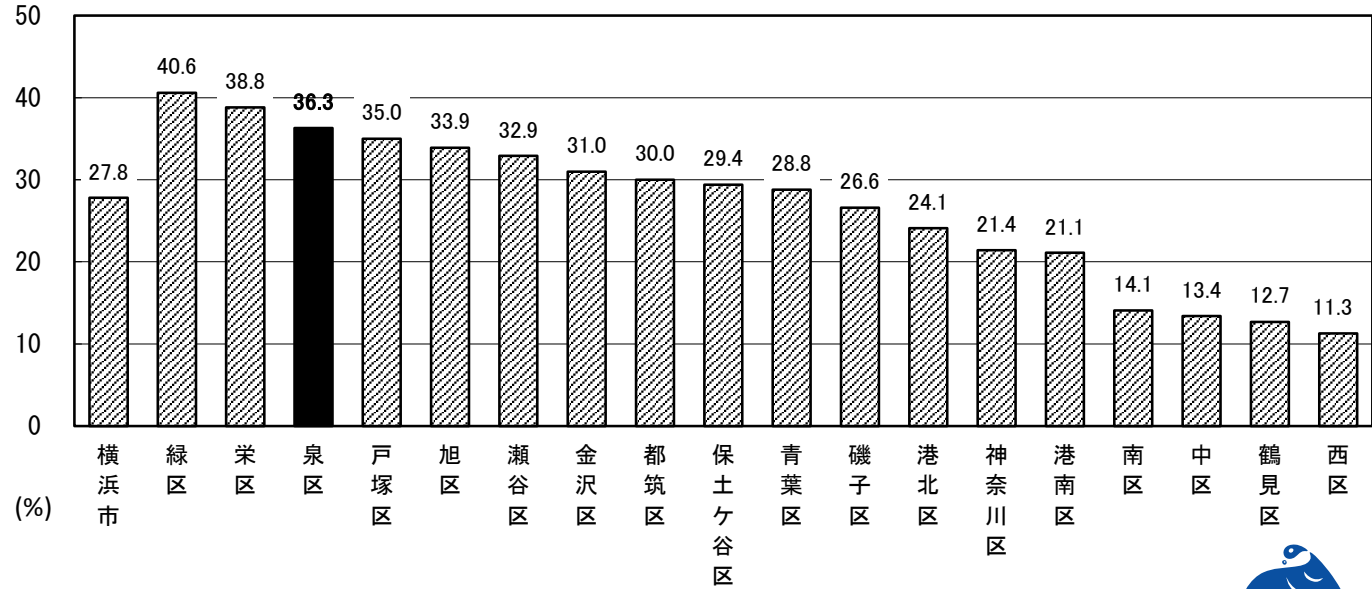
※ 県立公園を含んでいます。



区民1人あたりの公園面積を求める際に用いた人口は、総務省による令和2年国勢調査を基に集計しています。

● 区別緑被率 ●

令和元年度



緑被率は、航空写真から300m以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定したものです。

(12) 道 路・交 通

● 道路率・舗装面積率・舗装延長率 ●

令和4年4月1日現在

	面積A (km ²)	区 分	道路延長B (m)	舗装延長C (m)	道路面積D (m ²)	舗装面積E (m ²)	舗装延長率 C/B	舗装面積率 E/D	道路率 D/A
横浜市	435.95	国 道	175,799	175,799	4,721,836	4,721,836	100.0%	100.0%	1.1%
		県 道	240,022	240,022	4,371,329	4,371,329	100.0%	100.0%	1.0%
		市 道	7,457,132	7,329,043	49,611,871	49,198,654	98.3%	99.2%	11.4%
		計	7,872,953	7,744,864	58,705,036	58,291,819	98.4%	99.3%	13.5%
泉 区	23.56	国 道	0	0	0	0	—	—	—
		県 道	11,439	11,439	168,975	168,975	100.0%	100.0%	0.7%
		市 道	426,053	413,787	2,421,831	2,381,327	97.1%	98.3%	10.3%
		計	437,492	425,226	2,590,806	2,550,302	97.2%	98.4%	11.0%

資料：道路局

● 自動車保有台数 ●

令和4年3月31日現在

	区 分	登録自動車					小型二輪	軽四輪	軽二輪
		総 数	貨物用	乗合用	乗 用	特殊用途 大型特殊			
横浜市	自家用	1,027,897	86,634	1,564	915,901	23,798	52,656	254,907	...
	事業用	41,311	26,529	2,667	5,805	6,310	33	10,276	...
	計	1,069,208	113,163	4,231	921,706	30,108	52,689	265,183	54,622
泉 区	自家用	46,262	4,292	187	40,855	1,036	2,271	16,371	...
	事業用	932	580	79	94	71	—	418	...
	計	47,194	4,872	266	40,949	1,107	2,271	16,789	2,207

※ 軽二輪は、市税賦課額調（財政局）による。

● 区内各駅乗降車人員 ●

各年度末現在

路 線	駅 名	年間乗降車人員（単位：人）			1日平均乗降車人員（単位：人）		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相 鉄 いずみ野線	緑 園 都 市	9,251,107	6,103,132	6,839,125	25,310	16,721	18,737
	弥 生 台	5,509,971	4,289,225	4,558,678	15,074	11,751	12,490
	い ず み 野	5,033,277	3,931,961	4,126,193	13,770	10,772	11,305
	いずみ中央	5,949,983	4,676,928	4,937,488	16,279	12,814	13,527
	ゆ め が 丘	807,745	635,332	695,026	2,209	1,741	1,904
市営地下鉄 ブルーライン	踊 場	7,007,405	5,248,351	5,671,701	19,146	14,379	15,539
	中 田	6,598,849	5,068,727	5,465,327	18,030	13,887	14,973
	立 場	8,266,295	6,649,000	7,064,013	22,586	18,216	19,353
	下 飯 田	2,404,864	1,841,729	1,926,878	6,571	5,046	5,279

● 放置自転車・バイクの移動台数 ●

各年度末現在

放置禁止区域 (駅 名)	相鉄いずみ野線				市営地下鉄ブルーライン			
	緑園都市	弥 生 台	いずみ野	いずみ中央	踊 場	中 田	立 場	下 飯 田
平成29年度	11	16	15	3	16	25	47	2
平成30年度	8	13	8	10	8	23	47	2
令和元年度	6	9	9	6	16	17	36	3
令和2年度	2	5	7	4	6	12	14	2
令和3年度	4	5	5	6	12	9	22	3

※ 下飯田についてはゆめが丘駅（相鉄いずみ野線）の台数を含む。

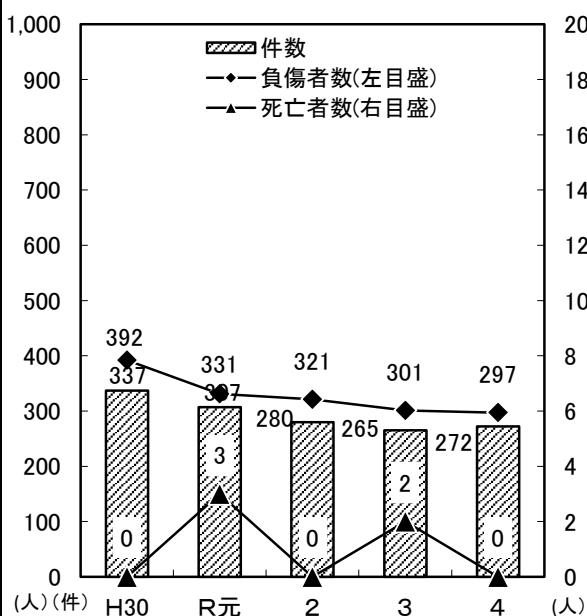
資料：道路局

(13) 警 察・消 防・病 院

● 交通事故発生件数 ●

町 名	令和3年	令和4年	増△減
岡 津 町	16	23	7
新 橋 町	11	7	△4
弥 生 台	8	10	2
中 田 (全 域)	48	51	3
和 泉 町	57	38	△19
下 飯 田 町	7	7	0
上 飯 田 町	49	47	△2
池 の 谷	0	0	0
緑 園 一 ～ 七 丁 目	5	18	13
白 百 合 一 ～ 三 丁 目	1	1	0
西 が 岡 一 ～ 三 丁 目	7	3	△4
領 家 一 ～ 四 丁 目	10	8	△2
桂 坂	0	0	0
下 和 泉 一 ～ 五 丁 目	12	6	△6
和 泉 が 丘 一 ～ 三 丁 目	8	7	△1
和 泉 中 央 南 一 ～ 五 丁 目	13	19	6
和 泉 中 央 北 一 ～ 六 丁 目	13	27	14
計	265	272	7

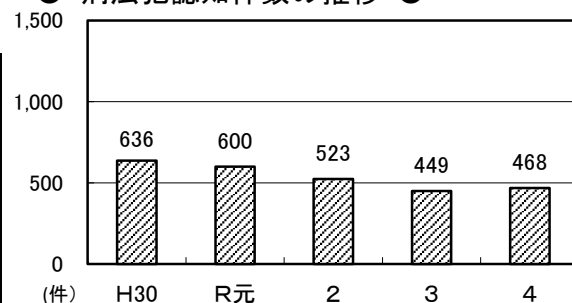
● 交通事故発生件数の推移 ●



● 刑法犯認知件数 ●

区 分	令和3年	令和4年	増△減
凶 悪 犯	6	4	△2
粗 暴 犯	31	19	△12
窃 盗 犯	298	342	44
知 能 犯	38	53	15
そ の 他	76	50	△26
計	449	468	19

● 刑法犯認知件数の推移 ●



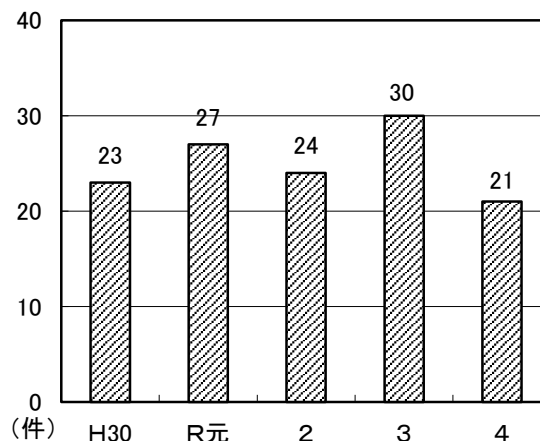
令和4年中に泉区内で発生した交通事故は272件で、前年から7件増加しています。
また、犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は468件で、そのうち342件（73.1%）が窃盗犯です。

資料：泉警察署

● 火災発生状況 ●

区 分		令和3年	令和4年	増△減
火災 件数	建物	20	13	△7
	車両	1	1	0
	その他	9	7	△2
	計	30	21	△9
り災世帯		33	15	△18
り災人員		78	29	△49
死者		1	1	0
負傷者		3	3	0
焼損面積(㎡)		999	233	△766
損害額(千円)		51,143	22,510	△ 28,633

● 火災発生件数の推移 ●



令和4年の各数値は速報値になります。
令和4年中の火災発生件数は21件で、前年から9件減少しています。

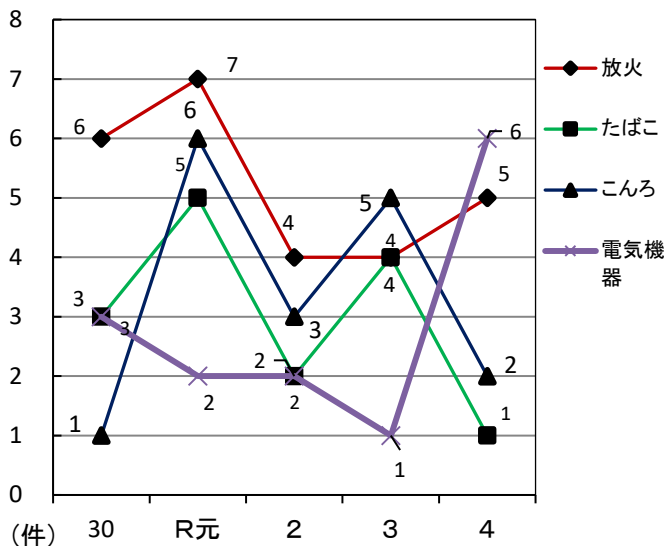


資料：泉消防署

● 主な火災原因 -令和4年- ●

原 因	件数
放火(疑いを含む)	5
たばこ	1
こんろ	2
ストーブ	1
風呂かまど	0
電気機器	5
配線器具	2
電灯・電話等の配線	0
電気装置	0
不明・調査中	2
その他	3
計	21

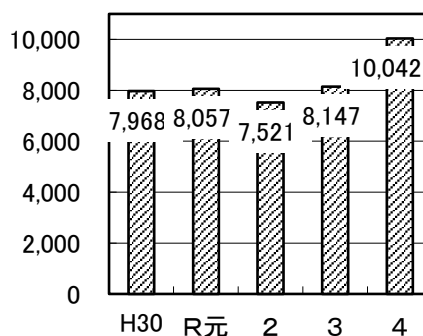
● 主な火災原因の推移 ●



● 救急出場件数 ●

区 分	令和3年	令和4年	増△減
急病	5,627	7,236	1,609
一般負傷	1,518	1,776	258
交通事故	305	352	47
その他	697	678	△19
計	8,147	10,042	1,895

● 救急出場件数の推移 ●



資料：泉消防署

● 医療施設数・病床数（概数） ●

令和4年2月1日現在

区 分	施 設 数				病 床 数
	病 院	一 般 診療所	(内 病床を有する 診療所の数)	歯 科 診療所	病 院
横 浜 市	133	2,829	(69)	2,111	27,983
泉 区	5	90	(0)	73	721

資料：健康福祉局

● 主要死因別死亡者数 ●

各年12月31日現在

区 分	令和元年		令和2年		令和3年	
	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
悪性新生物	411	27.7	461	29.4	499	30.3
心疾患	231	15.6	228	14.5	208	12.6
肺炎	74	5.0	68	4.3	53	3.2
脳血管疾患	111	7.5	111	7.1	111	6.7
大動脈瘤及び解離	24	1.6	23	1.5	29	1.8
慢性閉塞性肺疾患	12	0.8	9	0.6	16	1.0
不慮の事故等	43	2.9	46	2.9	49	3.0
自殺	23	1.5	16	1.0	16	1.0
老衰	196	13.2	198	12.6	211	12.8
肝疾患	19	1.3	21	1.3	24	1.5
腎不全	20	1.3	27	1.7	25	1.5
その他	320	21.6	361	23.0	405	24.6
計	1,484		1,569		1,646	

資料：福祉保健課



(14) 水道・ガス・ごみ

● 給水戸数・使用水量 ●

令和3年度

区 分	給水戸数			年間使用水量（単位：千m ³ ）			1戸1日当 たりの使用量 （m ³ ）
	家事用	その他	計	家事用	その他	計	
横 浜 市	1,774,955	147,098	1,922,053	313,598	68,034	381,632	0.48
泉 区	64,761	4,684	69,445	12,766	1,785	14,551	0.54

泉区の水道使用量は市全体の約3.8%で主に家事用です。
1戸1日当たりの使用量は、家事用のみの値です。
その他については、業務用、公衆浴場用などが含まれます。



● ガス需要戸数・消費量 ●

平成28年度

区 分	ガス需要戸数			年間ガス消費量（単位：千m ³ ）			1戸1日当 たりの消費 量（m ³ ）
	家庭用	その他	計	家庭用	その他	計	
横 浜 市	1,418,082	60,412	1,478,494	489,739	521,169	1,010,908	0.95
泉 区	38,022	837	38,859	15,485	5,674	21,159	1.12

泉区のガスの年間消費量は21,159千m³で、横浜市内の消費量の約2%を占めています。
1世帯1日当たりの消費量は、家庭用のみの値です。
その他については、工業用、商業用、公用、医療用が含まれます。



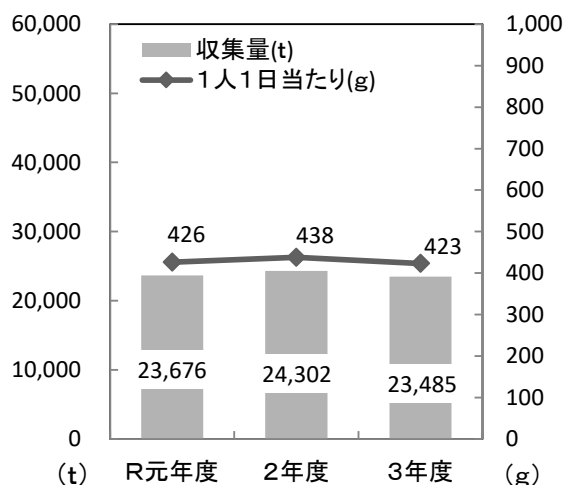
● 家庭ごみ（燃やすごみ）と資源となるものの収集状況 ●

区 分		収集量【家庭ごみ】 資源化量【資源物】（t）			1人1日当たり排出量（g）		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
横 浜 市	家庭ごみ	551,909	566,595	547,079	402	413	397
	資源物	265,124	269,205	260,374	193	196	190
泉 区	家庭ごみ	23,676	24,302	23,485	426	438	423
	資源物	11,099	11,120	10,722	200	201	193

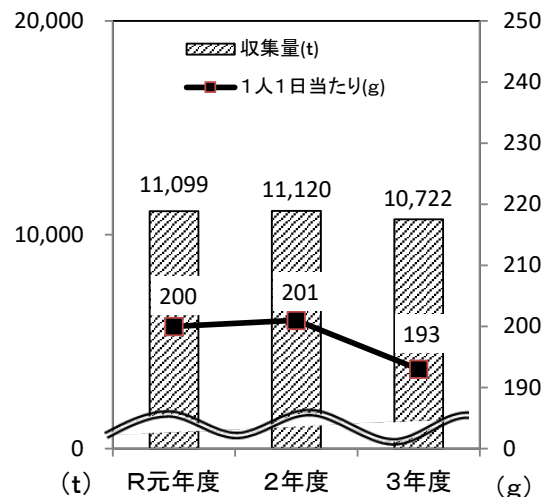
泉区内の家庭ごみ（燃やすごみ）収集量は23,485tで、昨年度より減少していますが、横浜市内の家庭ごみの収集量の約4.3%と割合については昨年度と同程度を占めています。
また資源物とは、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙、古布、小さな金属類、スプレー缶、蛍光灯・電球、乾電池を指しています。



● 家庭ごみ収集量の推移 ●



● 資源となるものの資源化量の推移 ●



資料：資源循環局

(15) スポーツ・文化

● 泉公会堂の利用状況 ●



令和3年度

区 分	映画	演劇	音楽	舞踊	芸能	サークル活動	集会 会議	講習会 研修会	その他	計
市 民	0	0	35	16	2	24	12	9	7	105
法 人	0	0	5	2	0	0	8	24	2	41
学 校	0	14	9	0	0	0	1	0	4	28
横浜市	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4
計	0	14	49	18	2	24	23	35	13	178

資料：泉公会堂

● 泉区民文化センター「テアトルフォンテ」の利用状況 ●

令和3年度

区 分	ホール	ギャラリー	リハーサル室	創作室	会議室	計
利 用 団 体 数	86	11	75	36	79	287
利 用 人 数	22,785	2,573	4,970	3,346	3,198	36,872
利用可能数（時間帯数）	936	318	1,608	1,598	1,888	6,348
利 用 数（時間帯数）	645	74	683	679	681	2,762
利 用 率（％）	68.9%	23.3%	42.5%	42.5%	36.1%	43.5%

資料：泉区民文化センター

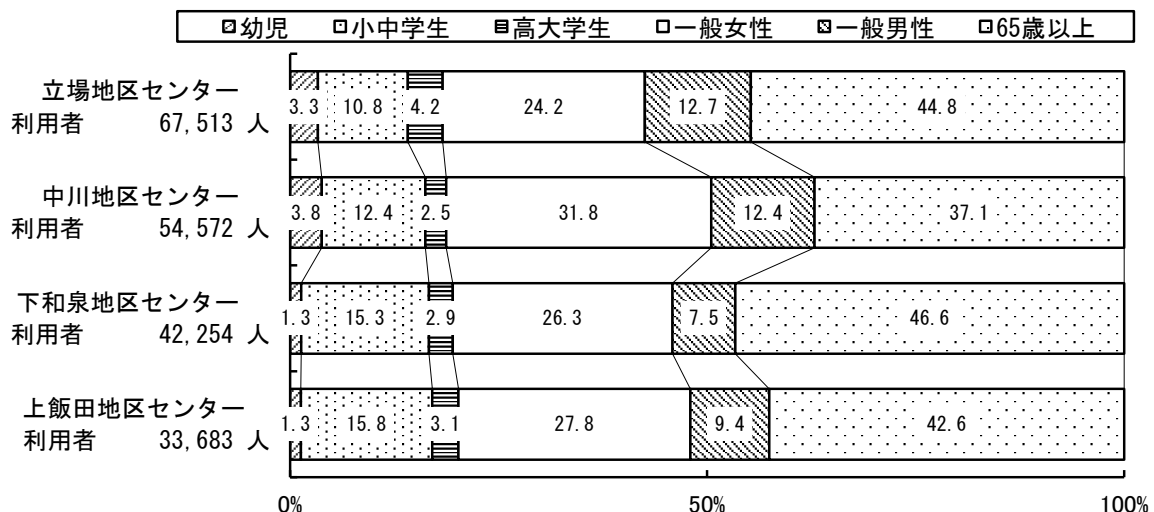
● 泉スポーツセンターの利用状況 ●

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
団体利用	団体数	6,656	6,660	6,385	5,245	6,831
	人 数	201,152	213,800	199,407	91,828	144,719
個 人 利 用 者 数		75,774	74,604	78,813	33,868	63,256
利 用 人 数 計		276,926	288,404	278,220	125,696	207,975
開 館 日 数		349	348	318	286	348
1 日 平 均 利 用 者 数		793	829	875	439	598

資料：泉スポーツセンター

● 地区センター利用者の内訳 ●

令和3年度



6. 教育

(1) 学校

● 学校の現況 ●

令和4年5月1日現在

区 分	学校数	児童・生徒数	教員数	1校あたりの児童・生徒数	1教員あたりの児童・生徒数
幼稚園	6	974	85	162.3	11.5
小学校	14	6,372	402	455.1	15.9
中学校	7	3,688	239	526.9	15.4
計	27	11,034	726		

資料：神奈川県学校基本調査結果報告

幼稚園の学校数は、本園のみです。



● 小学校別 学級・児童・教員数 ●

令和4年5月1日現在

小学校名	創立年月日	学級数			児童数							教員数
		計	単式 1-6年	個別支援学級	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
泉 区		267	208	59	6,372	1,052	1,041	1,006	1,080	1,077	1,116	402
中 和 田	明25. 5. 17	25	21	4	679	114	83	125	121	109	127	36
岡 津	大10. 4. 1	21	16	5	493	74	82	72	80	87	98	28
中 田	昭26. 9. 1	29	24	5	779	127	118	123	149	125	137	44
中和田南	昭43. 4. 1	15	12	3	319	56	51	44	58	51	59	22
上 飯 田	昭43. 4. 1	16	12	4	424	67	70	64	62	84	77	26
東 中 田	昭43. 4. 1	23	16	7	498	71	89	90	83	78	87	31
新 橋	昭46.10. 1	23	18	5	615	92	92	99	104	111	117	30
和 泉	昭47. 4. 1	17	14	3	378	76	75	67	54	52	54	25
飯 田 北 いちょう	平26. 4. 1	8	6	2	178	32	35	21	23	36	31	18
下 和 泉	昭49. 4. 1	19	13	6	411	63	74	65	74	66	69	27
葛 野	昭50. 4. 1	22	17	5	475	69	75	78	86	90	77	29
いずみ野	昭53. 4. 1	15	12	3	316	60	54	41	48	57	56	22
伊 勢 山	昭54. 4. 1	15	13	2	335	72	52	52	51	57	51	23
西 が 岡	平 7. 4. 1	19	14	5	472	79	91	65	87	74	76	41

資料：市立学校現況

● 中学校別 学級・生徒・教員数 ●

令和4年5月1日現在

中学校名	創立年月日	学級数			生徒数				教員数
		計	単式 1～3年	個別支援学級	計	1年	2年	3年	
泉 区		125	101	24	3,688	1,192	1,233	1,263	239
岡 津	昭22. 4. 1	23	19	4	690	216	260	214	42
中 和 田	昭22. 4. 1	25	21	4	795	257	264	274	46
泉 が 丘	昭46. 4. 1	15	12	3	464	151	155	158	29
中 田	昭48. 4. 1	21	16	5	601	195	184	222	36
上 飯 田	昭53. 4. 1	11	8	3	274	74	105	95	28
いずみ野	昭57. 4. 1	13	11	2	378	133	117	128	27
領 家	昭61. 4. 1	17	14	3	486	166	148	172	31

資料：市立学校現況

(2) 図書館

● 泉図書館の利用状況 ●

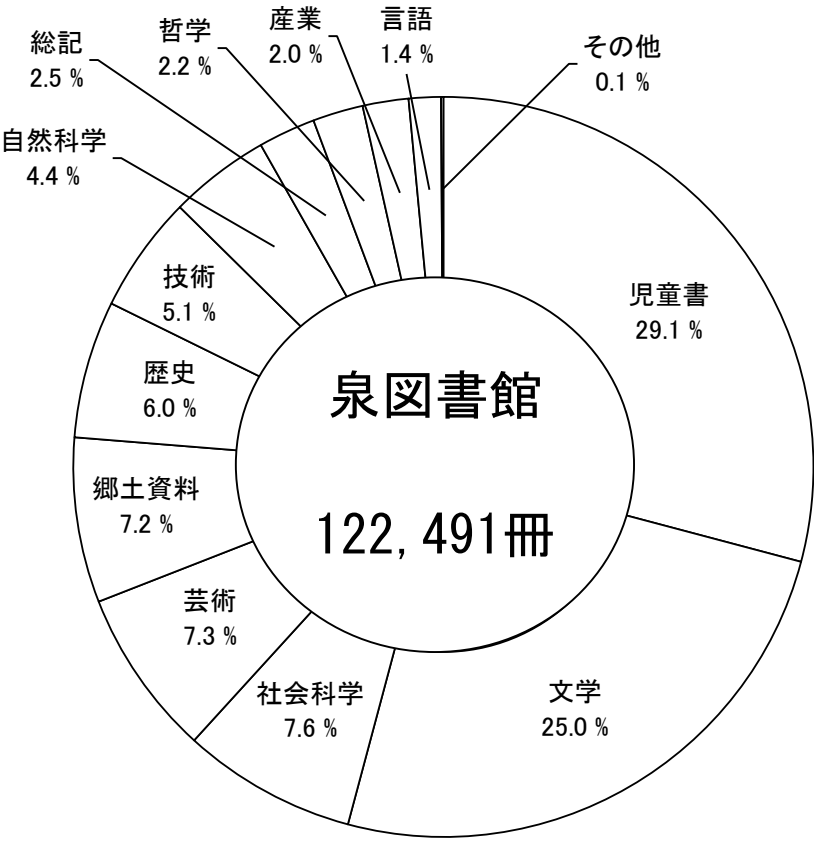
各年度末現在

区分	開館日数	入館者数	蔵書冊数			貸出			予約受付件数	レファレンス件数
			一般書	児童書	計	登録者数	利用者数	貸出冊数		
平成29年度	343	249,911	87,065	38,741	125,806	37,332	131,770	413,004	11,493	6,263
平成30年度	342	231,311	87,392	38,096	125,488	36,362	125,820	392,150	10,865	7,598
令和元年度	344	212,831	86,789	37,339	124,128	35,262	118,719	364,899	10,345	7,360
令和2年度	303	170,902	87,651	35,047	122,698	33,808	101,245	308,732	8,879	5,749
令和3年度	344	213,581	86,888	35,603	122,491	33,199	126,672	394,482	9,905	5,004

● 泉図書館 蔵書の内訳 ●

令和4年3月31日現在

区分	蔵書冊数(冊)
児童書	35,603
文学	30,680
社会科学	9,364
芸術	8,988
郷土資料	8,859
歴史	7,375
技術	6,195
自然科学	5,430
総記	3,040
哲学	2,688
産業	2,410
言語	1,718
その他	141
計	122,491



● ベストリーダー(貸出回数)トップ5(泉図書館) ●

令和4年3月31日現在

順位(一般書)	題名	著者名
1	マスカレード・イブ	東野圭吾
2	九十歳。何がめでたい	佐藤愛子
3	すぐ死ぬんだから	内館牧子
4	やめてみた。	わたなべぼん
5	凍結捜査	堂場瞬一



順位(児童書)	題名	著者名
1	サンドイッチサンドイッチ	小西英子
2	エアポートきゅうこうはっしゃ！	みねおみつ
3	でんしゃ	バイロン・パートン
4	わにわにのおおけが	小風さち
5	1ねん1くみの1にち	川島敏生

資料：泉図書館

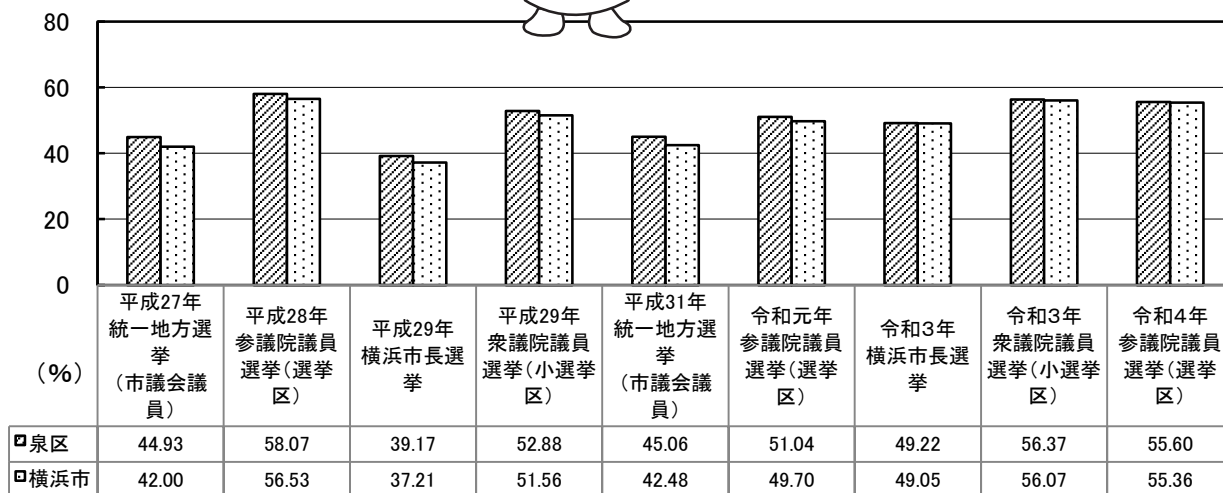
7. 選挙

みんなで投票に
イコット!



横浜市の選挙マスコット イコットJr. (ジュー7)
まるいシルエットで人気者。港町 横浜の明日を明るく照らす「灯台」がモチーフです。

● 各選挙の投票率 ●

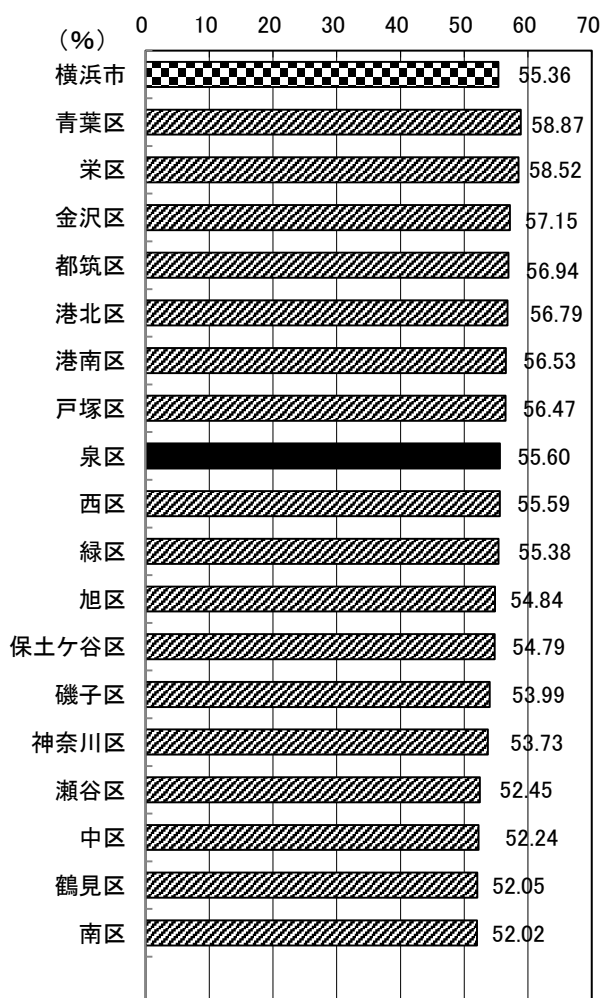


令和4年は参議院議員通常選挙が執行されました。
投票率は55.60%となり、令和元年に執行された参議院議員通常選挙の投票率を上回りました。

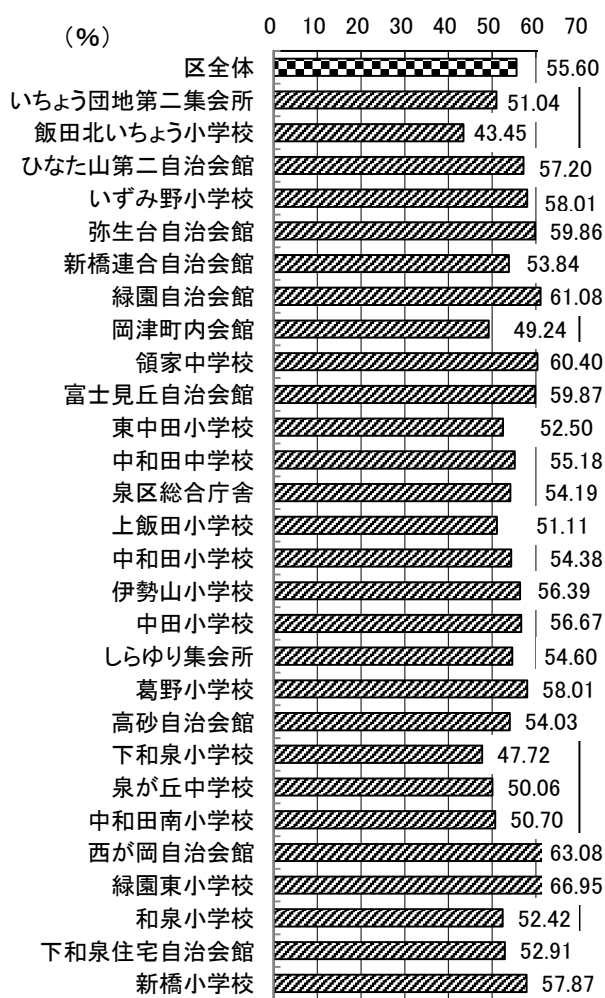


● 令和4年7月10日衆議院議員総選挙(選挙区) ●

◎ 区別投票率

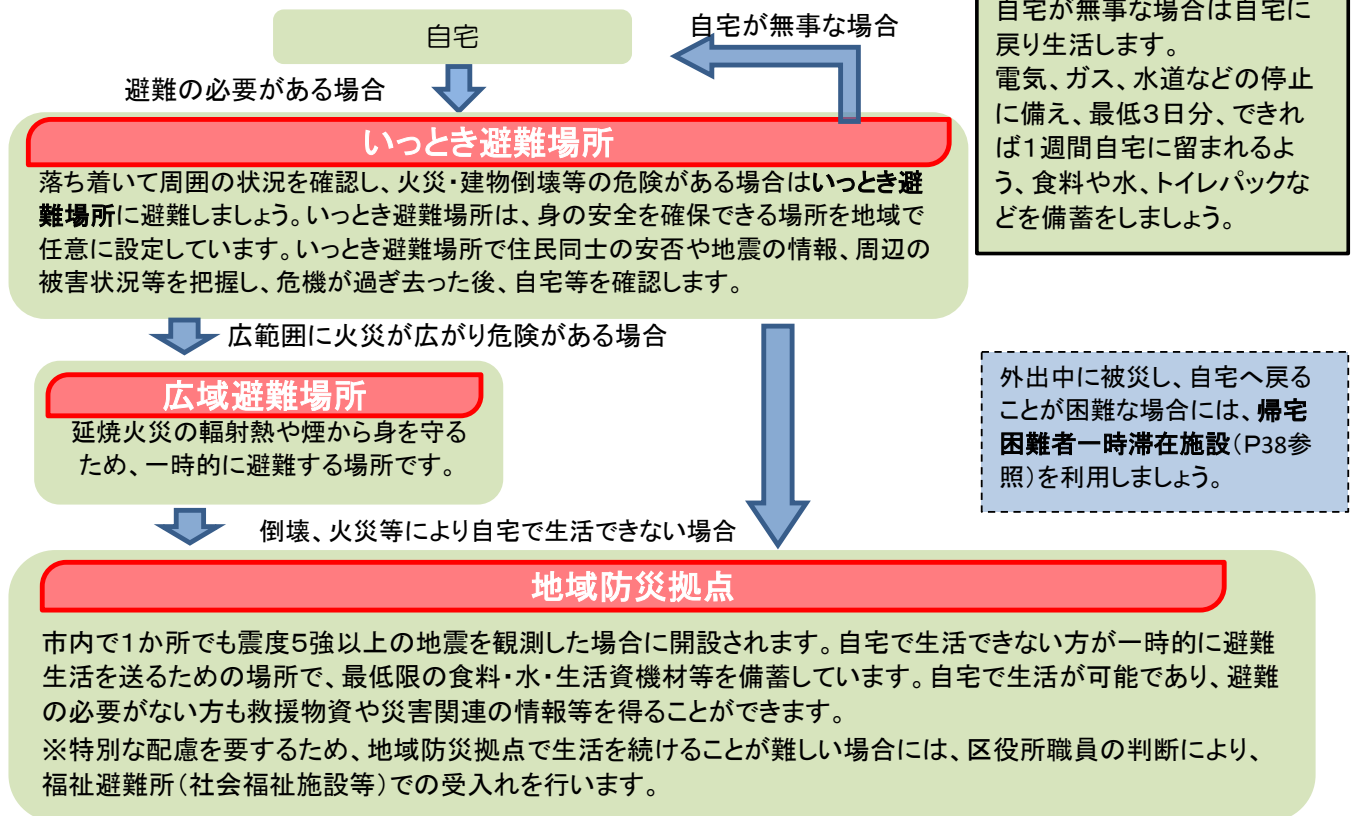


◎ 投票所別投票率



8. 防災

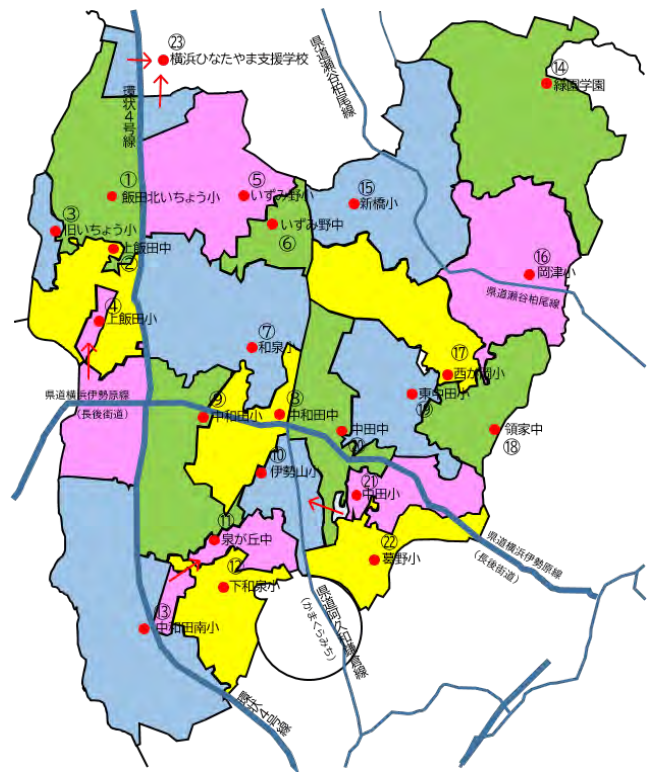
● 知っていますか？震災時の避難場所 ●



※地震以外の災害発生時（主に風水害）は、災害状況に応じて開設する避難場所を判断します。そのため、避難する際は必ず市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所の情報をご確認ください。

● 地域防災拠点（震災時避難場所）～23か所～ ●

No.	学校名	所在地
1	飯田北いちよう小学校	上飯田町3795
2	上飯田中学校	上飯田町2254
3	旧いちよう小学校	上飯田町3220-4
4	上飯田小学校	上飯田町1331
5	いずみ野小学校	和泉町6211
6	いずみ野中学校	和泉町6201
7	和泉小学校	和泉中央北1-31-13
8	中和田中学校	和泉中央北2-5-1
9	中和田小学校	和泉中央南4-9-1
10	伊勢山小学校	和泉中央南2-27-1
11	泉が丘中学校	和泉が丘3-29-1
12	下和泉小学校	和泉町1436
13	中和田南小学校	和泉町987
14	緑園学園	緑園5-28
15	新橋小学校	新橋町909
16	岡津小学校	岡津町2311
17	西が岡小学校	西が岡3-12-11
18	領家中学校	領家4-3-1
19	東中田小学校	中田東4-43-1
20	中田中学校	中田北2-20-1
21	中田小学校	中田南4-4-1
22	葛野小学校	中田南5-15-1
23	横浜ひなたやま支援学校	瀬谷区南瀬谷2-20



※ 岡津中学校は、岡津小学校と隣接しているため、地域防災拠点に指定されていません。

● 広域避難場所～6か所～ ●

地震による延焼火災の輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所です。広域避難場所での避難時間は、長くても数時間程度と想定しています。

A	戸塚カントリー倶楽部一帯
B	旧深谷通信所
C	市営上飯田団地
D	県営いちよう団地(上飯田)
E	和泉町6606三協木工所周辺
F	中田町2921番地付近耕地一帯



● 帰宅困難者一時滞在施設～8か所～ ●

帰宅困難者一時滞在施設			
施設名		住所	最寄駅等
1	泉区民文化センター「テアトルフォンテ」	和泉中央南5-4-13	いずみ中央駅
2	泉公会堂	和泉中央北5-1-1	いずみ中央駅
3	下和泉地区センター	和泉が丘1-26-1	阿久和鎌倉街道
4	上飯田地区センター	泉区上飯田町3913-1	環状4号線
5	中川地区センター	泉区桂坂4-1	弥生台駅
6	立場地区センター	泉区中田北1-9-14	立場駅
7	泉寿荘	泉区西が岡3-11	弥生台駅
8	葛の湯	泉区中田南5-1-16	立場駅

◆帰宅困難者一時滞在施設とは

区民の皆様や観光・出張等で横浜を訪れる方々が、外出中に帰宅困難になった場合に備え、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水、情報の提供等を実施する施設です。横浜市内の帰宅困難者一時滞在施設は、「一時滞在NA VI」で検索することができます。



◀ 携帯電話版
http://www.city.yokohama.lg.jp/b-m/



◀ スマートフォン版
http://www.city.yokohama.lg.jp/b-sp/



※一時滞在施設は、発災後直ちに開設される施設ではありません。また、被災状況によっては施設を利用できない場合もあり

ます。まずは、駅や利用中の施設内などで待機して、情報収集を行ってください。

※公共交通機関が停止しても自宅に帰れるよう、職場などの日ごろよく行く場所から自宅までの徒歩経路・所要時間を確認しておくことも重要です。

「防災よこはま」や「泉区生活・防災マップ」「ハザードマップ(浸水害・土砂災害)」を活用して、災害に備えましょう。

泉区ホームページで公開しているほか、泉区役所総務課(305窓口)でも配布しています。

◆防災よこはま掲載ページ

防災よこはま



◆泉区役所防災ホームページ

泉区 防災・災害



泉区シンボルマーク



泉区のシンボルマークは、21世紀の泉区を担う子ども達の参加によるデザインワークショップ方式を用いて昭和62年3月に決定しました。

ワークショップで製作された300余点の作品の中から区民投票の結果をふまえて荻田恭子さんの作品が選ばれました。

泉区の将来像「田園文化都市」にふさわしく、「輝く太陽」「せせらぎ」「湧き上がる泉」といった魅力あふれる豊かな自然環境や心豊かな区民のふれあいと連帯などのイメージを象徴的に表現しています。

泉区マスコットキャラクター いっずん



今や泉区のキャラクターとして区内の各イベントに引っ張りだこの「いっずん」。
みなさん、いっずんのプロフィールをご存知ですか？

いっずんが生まれたのは平成18年11月3日。泉区の20回目の誕生日に泉区の水辺にポンッと生まれました。

いっずんは泉区の「水」（頭）、「緑」（顔と足）、区の花「あやめ」（体）をモチーフにしています。

趣味は、泉区の自然の中で子どもたちと一緒に遊んだり、泉区の見どころ探しをしたり、花を育てたりすることです。

特技は子どもたちとすぐ友達になれることと川を泳ぐことで、泉区に生息する動物や植物たち（鯉、カモ、カワセミ、あやめetc.）と泉区の川と一緒に遊んでいます。

泉区でとれる新鮮な食べ物が好物です。

● 泉区マスコットキャラクター「いっずん」の部屋 ●

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/shokai/mascot/izzun.html>

区の花 あやめ

泉区の花は「あやめ」です。区制5周年記念事業のひとつとして、平成4年4月に泉区の水と緑のイメージから区の花「あやめ」が制定されました。

区の花「あやめ」という表現は、ハナショウブ、アヤメやカキツバタなどアヤメ属アヤメ科全てを指しています。

一般的に、アヤメは5月ごろ、ハナショウブは6月ごろが見ごろと言われています。



区の木

泉区では、未来創造に向けて発進し、「緑を守り創造する意識・行動」の充実・強化を図るため、緑豊かなまちづくりを実現を目指し、平成19年11月に裏表紙にあります6種類の「区の木」を制定しました。

区の木を制定するにあたり、まず、区内の小学5・6年生25人による子ども区の木調査隊を結成し、こども植物園での樹木学習や区内各所での樹木の観察を経て泉区の未来にふさわしい木の提案をしていただきました。

そして、区民・地域・緑の保全団体・事業者の代表者、有識者などから構成した区の木委員会により区民投票の候補となる木を選定し、11,277人の区民の投票により決定しました。

なお、泉区内のすべての小中学校で投票を実施するなど、こども達の意見をより反映できるよう取り組んだ結果、投票数の78.4%となる8,616票は小中学生の投票によるものでした。



▲ アジサイ



▲ コムラサキ



▲ ハナミズキ



▲ サクラ

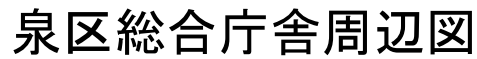


▲ モミジ



▲ キンモクセイ





泉区 シティセールスプロモーション

～ #住むなら泉区 ～

泉区では、区内外の多くの方々に「泉区に住みたい」「住むなら泉区」と実感していただくため、泉区に関わる様々な方や民間事業者等と連携して、居住地として選ばれる魅力づくりとプロモーションの取組を進めています。



- 定住転入のご案内 ～横浜で叶えるスローライフ～
「いずみくらし #住むなら泉区」

<https://izumikurashi.city.yokohama.lg.jp/>



- 泉区 プロモーション動画
「住むなら泉区 ～いずみくらしを始めよう～」

第1弾（15秒）<https://www.youtube.com/watch?v=LoE7fc8YZPY>

第2弾（30秒）<https://youtu.be/-kp4BHu4NT0>

第3弾（30秒）<https://www.youtube.com/watch?v=k601USuF88Y>

第4弾＜フルバージョン＞（約4分）<https://youtu.be/BVdzTHZzkBc>

＜ダイジェスト版＞（30秒）<https://youtu.be/mPhfUJ3m1I>



- 泉区公式Instagram 「横浜＊いずみ」

https://www.instagram.com/izumiku_yokohama_official



泉区を表すロゴマーク「#住むなら泉区」

山のシルエットは遠くに望む富士山を、鳥のシルエットはカワセミを模しています。
明るいブルーのグラデーションが拓けた空と、
区民の憩いの場にもなっている豊かな水辺をあらわし、
落ち着いたある書体が安心して末永く暮らせるまちであることを表現しています。

見てくれてありがとうございます！
この便覧を通じて泉区への関心と理解をさらに
深めていただけたら嬉しいずん！！



「IZUMI 2023」区勢便覧

発行 令和5年3月発行

発行者 横浜市泉区総務部総務課統計選挙係

〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目1番1号

T e l . 0 4 5 (8 0 0) 2 3 1 5 ・ 2 3 1 6

F a x . 0 4 5 (8 0 0) 2 5 0 5

E - m a i l . iz-senkyo@city.yokohama.jp

泉区統計情報ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kusei/tokei/toukei.html>

令和5年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和5年5月11日（木）～5月20日（土）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日（土）



スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから



重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和4年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事件数		全死者数		子どもの事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故		飲酒運転事故	
	前年比		前年比		件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴 見 区	669	94	4	3	46	2	201	18	223	37	206	29	1	-3
神 奈 川 区	363	-113	3	0	11	-20	130	-24	75	-24	114	-47	1	-3
西 区	255	18	3	3	8	-2	78	1	54	15	73	5	1	1
中 区	384	-57	1	-3	18	-7	147	16	91	-11	105	-15	5	1
南 区	328	-33	2	2	16	-8	115	-25	81	-25	129	9	3	1
港 南 区	477	44	2	1	47	14	168	3	102	17	153	24	2	0
保 土 ヶ 谷 区	454	0	0	-3	25	4	133	-45	77	8	194	36	2	1
旭 区	528	9	2	1	25	-8	185	22	91	2	193	1	7	5
磯 子 区	311	-56	1	-2	30	1	101	-31	72	-18	107	-36	1	-3
金 沢 区	506	-57	2	1	31	-22	173	-18	154	14	163	-45	2	2
港 北 区	512	-6	2	1	25	-18	141	-2	137	14	152	-8	2	-2
緑 区	371	-20	5	3	28	-13	119	-12	74	-8	104	5	4	0
青 葉 区	543	-70	1	-2	42	4	186	-18	110	-10	150	-9	2	-1
都 筑 区	438	-15	4	1	41	10	132	-4	100	-3	118	-4	3	3
戸 塚 区	514	-126	4	-2	34	0	145	-42	88	-19	189	-49	1	-1
栄 区	193	-9	0	0	10	-2	75	-11	35	2	63	-20	0	0
泉 区	272	7	0	-2	23	2	106	15	65	7	87	-3	0	0
瀬 谷 区	374	-1	2	0	25	-3	136	7	105	-5	117	6	3	0
横 浜 市 内	7,492	-391	38	2	485	-66	2,471	-150	1,734	-7	2,417	-121	40	1



横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 5月20日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は5月20日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(5月20日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを利用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和5年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和5年5月1日（月）～5月31日（水）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和4年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前 年	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前 年 比	-391	2	-514	-7	0	14
構 成 率				23.1%	10.5%	19.5%
神奈川県内	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前 年	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前 年 比	-562	-29	-680	-33	-6	-11
構 成 率				25.6%	9.7%	21.3%

◆◆令和4年中の年齢層別自転車乗用中死傷者数内訳◆◆

15歳以下 14.1%	16～19歳 9.2%	20～29歳 12.9%	30～39歳 15.5%	40～49歳 15.3%	50～59歳 15.8%	60～64歳 3.7%	65歳以上 13.5%
----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日 内閣府交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化!

道路交通法第63条の11 一部改正 (令和5年4月1日施行)

これまで児童又は幼児(13歳未満)について保護者が自転車の乗車用ヘルメットを着用させることが努力義務となっていました。今回の改正により、全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメット着用努力義務が課せられることになりました。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、令和4年11月に改定された自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。